

**令和 4 年度版
旭川市公共施設白書**

**令和 5 年 3 月
旭川市**

はじめに

過去に建設された公共施設等^{*1}が、今後一斉に更新期を迎えることにより、その対策が全国的に大きな課題となっています。

一方で、地方自治体の財政は厳しい状況にあり、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことも予想される中、平成26（2014）年4月には総務省から各地方公共団体に対し、公共施設等について、現況と将来の見通しを踏まえ、総合的・計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するよう要請がありました。

このような状況の中、本市では、平成27（2015）年4月に公共建築物の全体的な状況を把握するための基礎資料として「旭川市公共施設白書」を作成し、平成28（2016）年2月に「旭川市公共施設等総合管理計画」を策定、計画については6年ごとの見直し年度に当たる令和4年3月に、これまでの取組の経過等を踏まえ、内容を整理・改訂しました。

「旭川市公共施設白書」は、平成27年の初版以後も更新を重ね、本白書は、令和4年4月1日現在の公共建築物についての現状と施策を「令和4年度版 旭川市公共施設白書」としてまとめたものです。

本白書では、公共施設等のうち、主に公共建築物に焦点を当てていますが、第1章「公共建築物を取り巻く状況」では、本市の公共建築物が抱える課題を把握・整理するため、公共建築物の整備時期や耐震化状況に加え、本市の人口推移や財政状況を解説しています。

第2章「用途別の公共建築物の状況」、第3章「地域別の公共建築物の状況」では、今後の公共建築物の在り方を考えるための視点として、用途別、地域別に公共建築物の設置状況を分析しています。

第4章「公共施設マネジメントの取組」では、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供するための取組として、「旭川市公共施設等総合管理計画」の内容と取組実績について紹介・説明しています。

本白書を通じて、公共建築物を始めとする公共施設等の現状や課題に対する理解が深まり、公共施設マネジメントについて関心をお持ちいただければ幸いに存じます。

^{*1} 公共施設等

「旭川市公共施設等総合管理計画」では、対象となる公共建築物（学校、市営住宅などのハコモノ）、土木系公共施設（道路、橋りょうなど）、企業会計施設（上水道、下水道など）を総称して公共施設等としている。

■対象施設について

- ・機能に基づき施設を分類しているため、1棟の建物であっても機能別に複数の施設として扱っています。例えば、「神楽市民交流センター」は、3棟の建物からなりますが「神楽支所」、「神楽図書館」、「神楽公民館」、「神楽児童センター」、「空港政策課執務室」の5施設として扱っています。
- ・学校、市営住宅などは複数の棟で構成されていますが、全体として一つの機能を果たしていることから、1施設として扱っています。

■掲載データについて

- ・施設の用途については、総務省ホームページで公開されている「公共施設更新費用試算ソフト」の分類に基づいています。
- ・特記がない限り令和4年4月1日現在の状況によります。
- ・端数処理の都合上、合計値が合わない場合があります。

目 次

第1章 公共建築物を取り巻く状況.....	1
1 公共建築物の現状.....	1
2 公共建築物の年度別建築床面積.....	2
3 公共建築物の耐震化の状況.....	3
4 旭川市的人口推移.....	4
5 旭川市の財政.....	6
(1) 歳入決算の推移（普通会計）.....	6
(2) 歳出決算の推移（普通会計）.....	7
第2章 用途別の公共建築物の状況.....	8
1 市民文化系施設.....	9
(1) 集会施設.....	9
(2) 文化施設.....	11
2 社会教育系施設.....	12
(1) 図書館.....	12
(2) 博物館等.....	13
3 スポーツ・レクリエーション系施設.....	14
(1) スポーツ施設.....	14
(2) レクリエーション施設・観光施設.....	16
4 産業施設.....	17
5 学校教育系施設.....	18
(1) 学校.....	18
(2) その他教育施設.....	20
6 子育て支援系施設.....	21
(1) 保育園.....	21
(2) 幼児・児童施設.....	22
7 保健・福祉系施設.....	24
(1) 高齢者福祉施設.....	24
(2) 障害者福祉施設.....	25
8 行政系施設.....	26
(1) 庁舎等.....	26
(2) 消防施設.....	27
(3) その他行政系施設.....	29
9 市営住宅.....	30
10 公園.....	32
11 供給処理施設.....	33
12 その他.....	34
13 借上施設.....	36
第3章 地域別の公共建築物の状況.....	38
1 中央・新旭川地域.....	40
2 豊岡地域.....	42
3 東光地域.....	44

4	北星地域	46
5	末広地域	48
6	春光地域	50
7	春光台・鷹の巣地域	52
8	神居地域	54
9	江丹別地域	56
10	永山地域	58
11	東旭川地域	60
12	神楽地域	62
13	緑が丘地域	64
14	西神楽地域	66
15	東鷹栖地域	68
第4章 公共施設マネジメントの取組		70
1	施設保有量の最適化	72
(1)	総量の削減	72
(2)	建替えや新規整備の考え方	72
2	施設の適切な維持管理	74
(1)	点検・診断の実施	74
(2)	改修等の優先度	74
(3)	予防保全・長寿命化	74
(4)	耐震化の推進	74
(5)	ユニバーサルデザイン化の推進	74
(6)	廃止施設の除却	74
3	コストの抑制と財源確保	75
(1)	管理運営の効率化	75
(2)	民間活用の促進	75
(3)	施設の売却	75
(4)	受益者負担の適正化	75
(5)	広域的な連携	75
4	推進体制とマネジメントサイクルの構築	76
(1)	推進体制	76
(2)	施設情報の一元管理	76
(3)	公共施設マネジメントの実践	77
(4)	P D C A マネジメントサイクル	79
(5)	市民及び議会への情報提供	79
(6)	職員の意識改革の推進	79
5	これまでの取組	80
(1)	基本方針1 「施設保有量の最適化」	80
(2)	基本方針2 「施設の適切な維持管理」	83
(3)	基本方針3 「コストの抑制と財源確保」	85
(4)	基本方針4 「推進体制とマネジメントサイクルの構築」	87

第1章 公共建築物を取り巻く状況

1 公共建築物の現状

本市が保有する公共建築物は、令和4（2022）年4月1日現在で、667施設、総延床面積では約118万m²となっており、「市民文化会館」のような大型施設から公園のトイレまで、様々な規模・用途のものがあります。

一方、借上施設については本市が保有するものではありませんが、中には庁舎として使用しているものもあり、その存廃が公共建築物の保有状況に影響を及ぼすこともあるため、正確に状況を把握する必要があります。

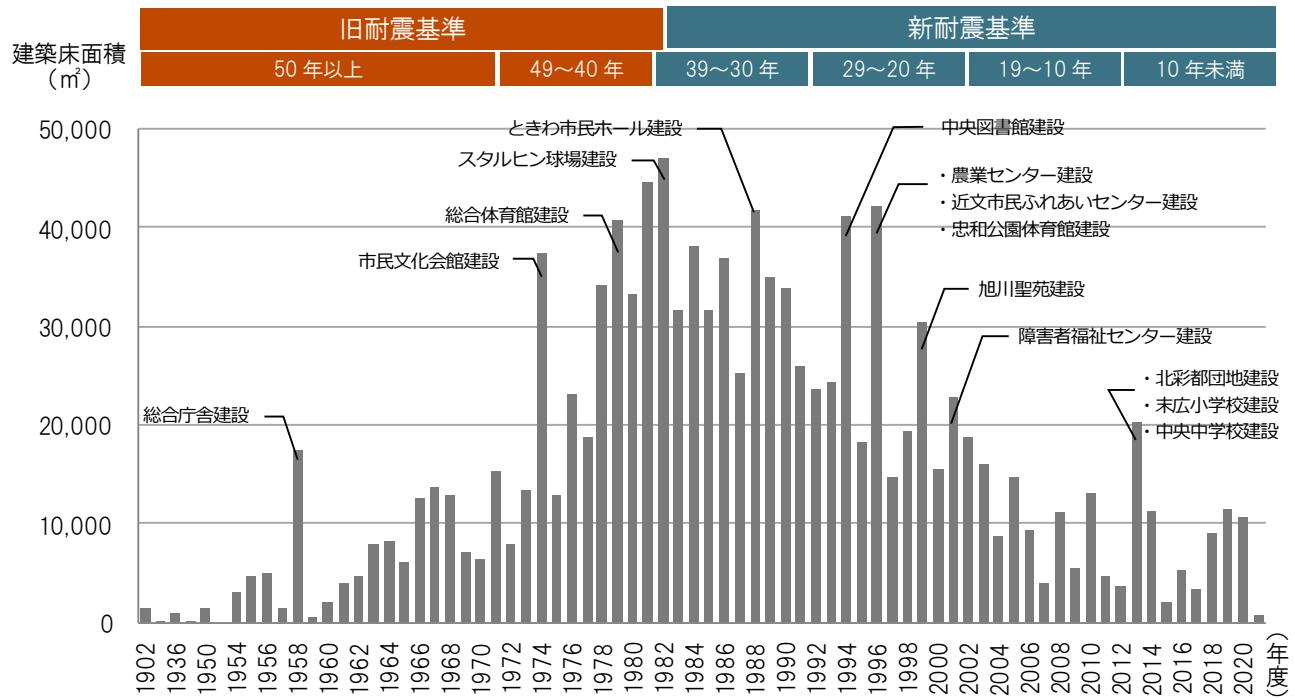
【図表 1-1 公共建築物の用途分類】

用途(大分類)	用途(中分類)	施設数	床面積(m ²)	主な公共建築物
市民文化系施設	集会施設	51	47,475.20	公民館、住民センター、地区センター
	文化施設	3	20,206.00	市民文化会館、大雪クリスタルホール
社会教育系施設	図書館	5	10,520.09	図書館
	博物館等	10	16,261.82	博物館、科学館(サイパル)、彫刻美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	22	35,777.69	総合体育館(旭川市リアルター夢りんご体育館)、花咲スポーツ公園の各施設
	レクリエーション施設・観光施設	11	22,644.06	旭山動物園、21世紀の森施設、江丹別若者の郷
産業施設	産業施設	8	12,575.95	農村地域センター、工業技術センター、農業センター
学校教育系施設	学校	78	455,930.92	市立小学校、市立中学校
	その他教育施設	1	2,835.09	東旭川学校給食センター
子育て支援系施設	保育園	13	3,875.91	市立保育所
	幼児・児童施設	28	7,040.45	児童センター、放課後児童クラブ
保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	12	9,319.36	高齢者等健康福祉センター(いきいきセンター)、老人福祉センター
	障害者福祉施設	2	8,824.84	障害者福祉センター(おぴった)、愛育センター
行政系施設	庁舎等	15	25,230.39	市役所庁舎、支所
	消防施設	39	9,916.23	消防署、消防団詰所
	その他行政系施設	19	14,669.15	土木事業所、総合防災センター
市営住宅	市営住宅	36	382,622.85	市営住宅
公園	公園	260	9,341.70	公園施設(管理棟、公園トイレ等)
供給処理施設	供給処理施設	12	19,489.03	近文清掃工場、飲料水供給施設
その他	その他	42	69,331.29	旭川聖苑、動物愛護センター(あにまある)
合 計		667	1,183,888.02	
借上施設	借上施設	39	32,333.52	大雪アリーナ(道北アーケス大雪アリーナ)、第二庁舎事務所
合計(借上施設含む。)		706	1,216,221.54	

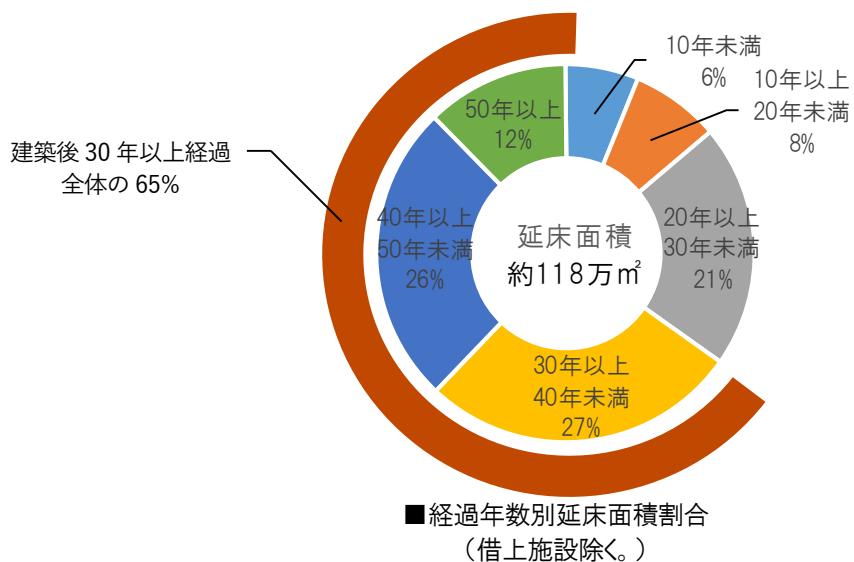
2 公共建築物の年度別建築床面積

本市が保有する公共建築物について、年度別の建築床面積を見ると、人口のピーク時を含む1970年代後半から1980年代に整備されたものが多くなっています。

【図表1-2 公共建築物(現存分)の年度別建築床面積(借上施設除く。)】

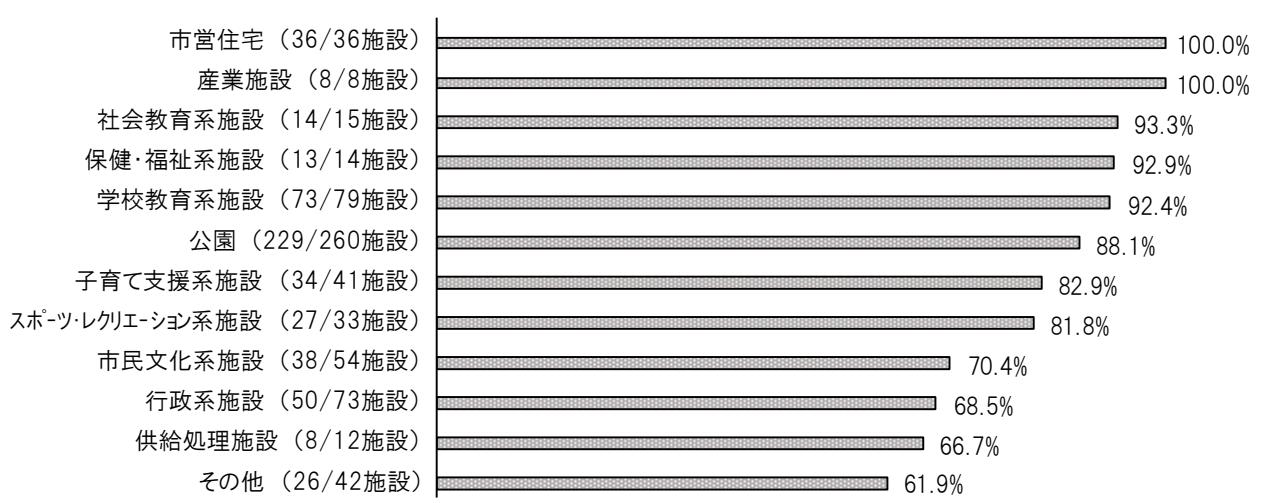
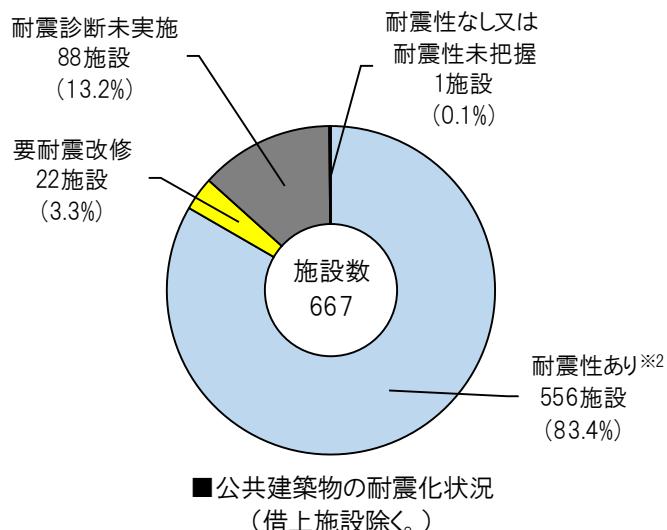


本市が保有する公共建築物を建築後の経過年数別に見ると、30年以上経過した公共建築物の面積割合が65%となっています。一般的に建築物は、建築後30年ほどで大規模改修が必要となり、建築後60年ほどで建替え時期を迎えるとされていて、今後、1970～1980年代に大量に整備された公共建築物の老朽化に伴い、大規模改修や建替えを要する施設の急増が予想されます。



3 公共建築物の耐震化の状況

今後も使用する公共建築物については耐震化への対応が必要となります。本市が保有する公共建築物のうち、耐震性のないものは22施設(3.3%)、耐震診断未実施のものは88施設(13.2%)あります。用途別に見ると、市民文化系施設、行政系施設などは、耐震性のないものや耐震診断未実施のものが多く、老朽化に加え耐震化への対応も大きな課題となっています。



■公共建築物の用途別耐震化状況
(借上施設除く。)

※2 耐震性あり

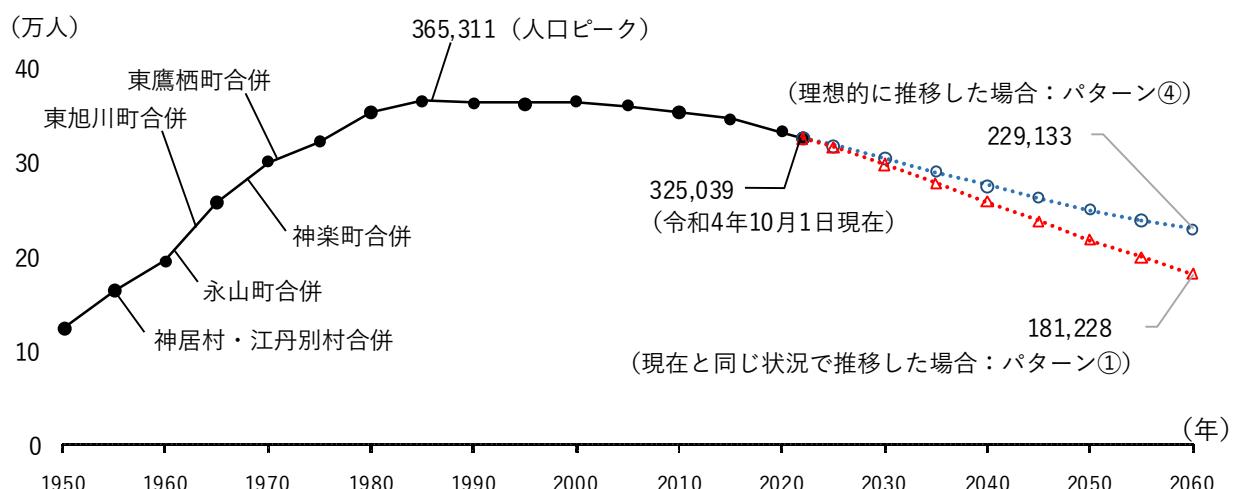
本白書では、「①昭和56年6月以降の新耐震基準で建設された施設」、「②昭和56年5月以前に建設された施設で耐震診断の結果、耐震性のあることが確認された施設又は耐震改修済みの施設」、「③各基準を用いて耐震性ありと判断した施設」について、耐震性ありとする(複数の建物からなる施設については、多数の者が利用する建物を基準に耐震性の有無を判断)。

4 旭川市の人口推移

本市の総人口は、昭和 61（1986）年の 365,311 人をピークにほぼ横ばいで推移していましたが、平成 10（1998）年以降は減少し続けています。

本市が令和 2（2020）年にまとめた「旭川市人口ビジョン【改訂版】^{※3}」では、現在と同じ状況で推移した場合、令和 12（2030）年頃には 30 万人を割り込み、令和 42（2060）年には約 18 万人まで減少すると推計しています。また、国の長期ビジョンなどおりに理想的に推移した場合には、令和 42（2060）年に約 23 万人と推計しています。

【図表 1-3 旭川市の人口推移】
(旭川市人口ビジョン 改訂版 を基に作成)



【現在と同じ状況で推移した場合の推計値（旭川市人口ビジョン推計パターン①）】

- ・合計特殊出生率：2013 年から 2017 年までの 5 年間の平均値 1.30 が将来にわたり継続すると仮定
- ・純移動率（ある年齢階級の人口集団が 1 年後の年齢に達するまでに社会移動（転出入）する確率）：2014 年から 2018 年までの 5 年間の平均値が将来にわたり継続すると仮定

【理想的に推移した場合の推計値（旭川市人口ビジョン推計パターン④）】

- ・合計特殊出生率：2023 年に全国値、2030 年に 1.80、2040 年に 2.07 となるよう段階的に増加すると仮定
(地方人口ビジョンの策定のための手引き（内閣府作成）と同設定)
- ・純移動率：2040 年に 0 となるよう段階的に収束すると仮定

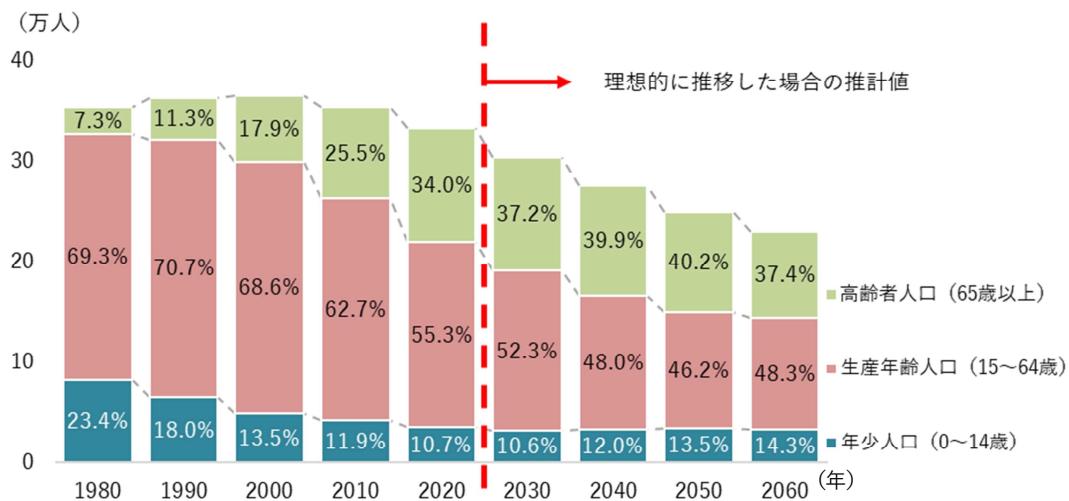
^{※3} 旭川市人口ビジョン【改訂版】

まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したもの

人口減少と少子高齢化が全国的な課題となっていますが、本市でも昭和55（1980）年と令和2（2020）年を比べると、年少人口の割合は半分以下に減少した一方、高齢者人口の割合は5倍近くに増えています。

今後、人口減少や少子高齢化が更に進むと、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や、後期高齢者の増加による社会保障費の増加が想定され、公共建築物の改修や建替えなどに必要な費用の確保は一層困難になるものと考えられます。

【図表1-4 旭川市の年齢区分別人口推移】
(総合政策部資料を基に作成)



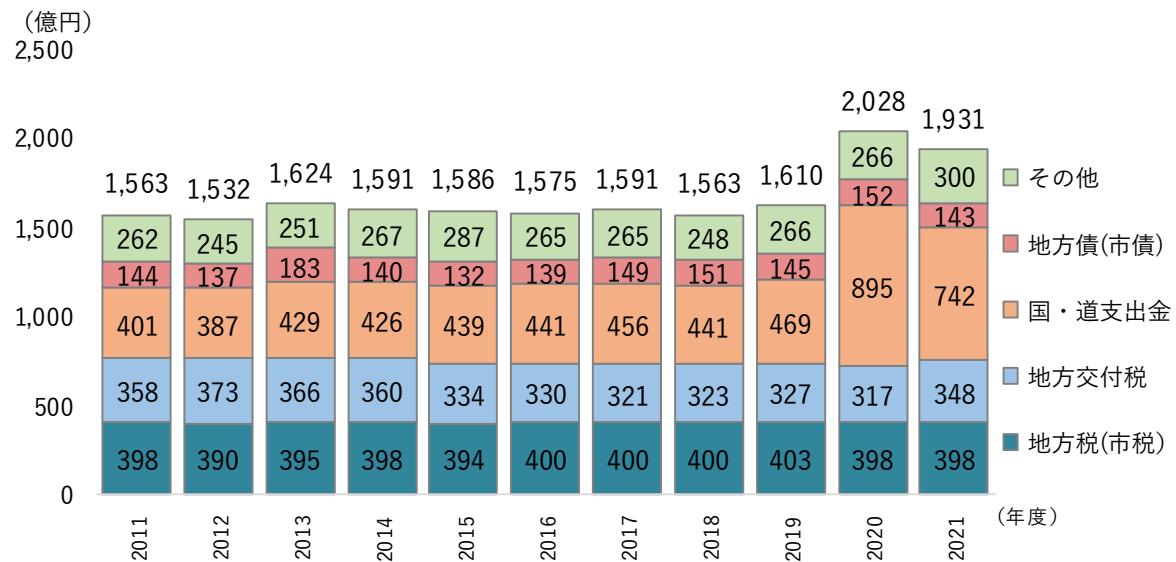
5 旭川市の財政

(1) 歳入決算の推移（普通会計^{※4)}

本市の歳入は、自主財源である市税の割合が低く、地方交付税や国・道支出金の割合が高いいため、財政的な自由度は低い状況が続いている。地方交付税は国の政策の影響を受けやすく、将来の見通しを立てにくいため、市税収入を安定的に確保することが課題となっています。

【図表 1-5 旭川市の歳入決算額(普通会計)推移】

(地方財政状況調査(総務省), 総合政策部資料を基に作成)



※4 普通会計

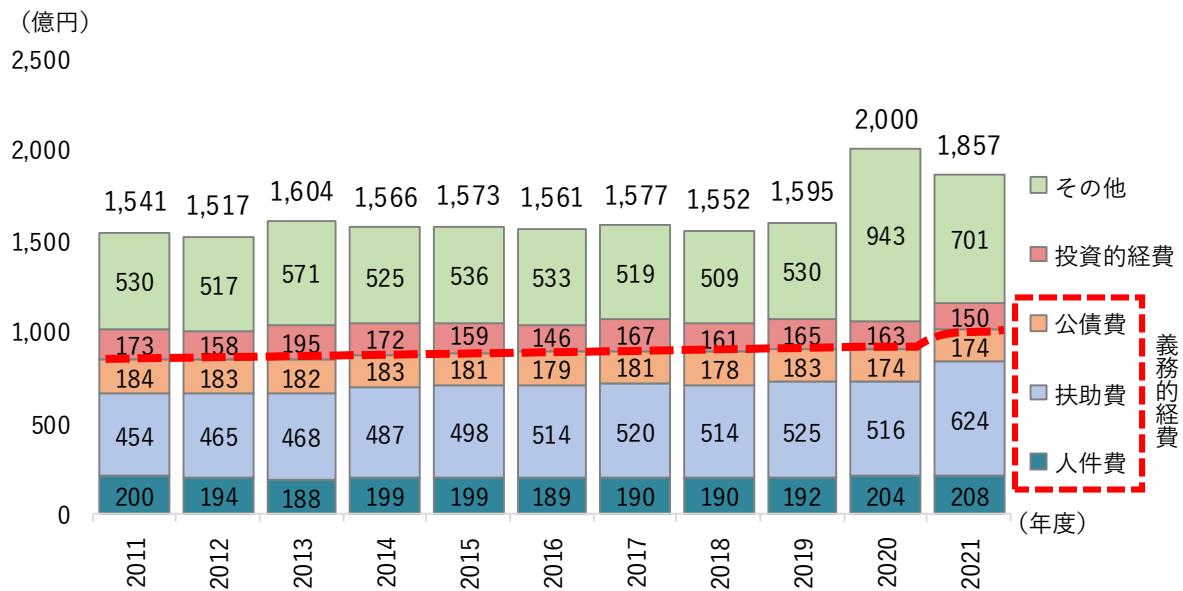
全国の各市町村の決算状況を比較するため、総務省が定義している統計上の会計。本市の普通会計には、一般会計のほか、特別会計の動物園事業、育英事業、母子福祉資金等貸付事業が含まれる。

(2) 歳出決算の推移（普通会計）

本市の歳出は、制度的に支出が義務付けられている義務的経費（公債費^{※5}、扶助費^{※6}、人件費）の割合が高く、独自に実施する事業に充てることができる財源が少なくなっています。

なお、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症対策により例年より決算額が増加しています。

【図表1-6 旭川市の歳出決算額（普通会計）推移】
(地方財政状況調査(総務省), 総合政策部資料を基に作成)



※5 公債費

これまで借り入れた市債の償還(返済)などの経費

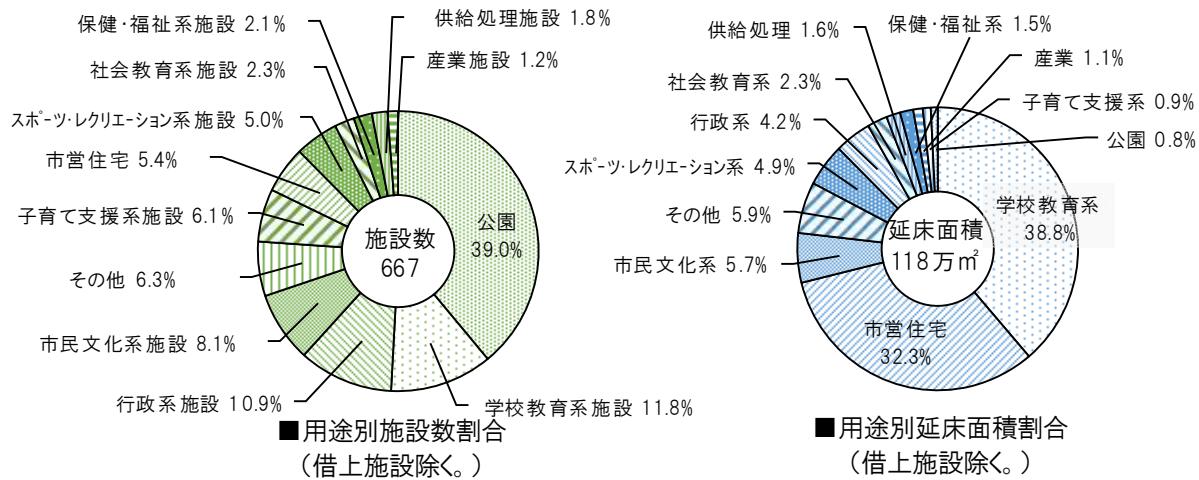
※6 扶助費

生活保護、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、就学助成など、社会保障制度の一環として、法令等に基づき被扶助者の生活を維持するために支出される経費及び市が単独で行っている各種扶助の経費

第2章 用途別の公共建築物の状況

本市が所有する公共建築物を用途別に見ると、施設数では公園（260施設）が特に多い一方、延床面積では学校教育系施設と市営住宅が特に大きく、両用途で全面積の71%を占めています。

公園、子育て支援系施設については、施設内の大半の建物が小規模なため、施設数に比べて延床面積はかなり小さくなっています。一方、市営住宅については施設内の建物の数が多く、その中には大規模の住居棟もあるため、施設数に比べて延床面積がかなり大きくなっています。行政系施設、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設については、施設数が比較的多く大規模施設もあり、それぞれ4～5%代の面積割合を占めています。その他については、廃校施設などが含まれていることもあります、施設数、延床面積ともに一定程度の割合を占めています。



【図表 2-1 旭川市の公共建築物の設置状況】^{※7}

用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	30,535.28	36,859.99	285.93	6%	326,057	0.09	0.11	0.00 0.20		
社会教育系施設	22,475.85	4,306.06	0.00	2%		0.07	0.01	0.00 0.08		
スポーツ・レクリエーション系施設	55,874.41	2,547.34	0.00	5%		0.17	0.01	0.00 0.18		
産業施設	7,595.06	4,980.89	0.00	1%		0.02	0.02	0.00 0.04		
学校教育系施設	2,835.09	455,930.92	0.00	38%		0.01	1.40	0.00 1.41		
子育て支援系施設	2,176.33	8,740.03	0.00	1%		0.01	0.03	0.00 0.04		
保健・福祉系施設	8,824.84	9,319.36	0.00	1%		0.03	0.03	0.00 0.06		
行政系施設	33,175.74	14,744.16	1,895.87	4%		0.10	0.05	0.01 0.16		
市営住宅	0.00	382,622.85	0.00	31%		0.00	1.17	0.00 1.17		
公園	3,614.68	5,727.02	0.00	1%		0.01	0.02	0.00 0.03		
供給処理施設	19,037.68	451.35	0.00	2%		0.06	0.00	0.00 0.06		
その他	21,000.37	8,814.57	39,516.35	6%		0.06	0.03	0.12 0.21		
合計	207,145.33	935,044.54	41,698.15	97%		0.64	2.87	0.13 3.64		
借上施設	29,518.95	2,310.51	504.06	3%		0.09	0.01	0.00 0.10		
合計(借上含む)	236,664.28	937,355.05	42,202.21	100%		0.73	2.87	0.13 3.73		

※7 旭川市の公共建築物の設置状況

「機能の提供範囲」が「全市」の施設は市内全域を利用圏とし、「地域」の施設は当該施設の所在地域(地域まちづくり推進協議会の区域)内を主な利用圏とし、「その他」の施設はいずれにも該当しないもの(倉庫など)とする(次ページ以降の表も同様)。

1 市民文化系施設

(1) 集会施設

集会施設には、市民各層の活動の助長等による福祉増進を目的とする「ときわ市民ホール」、勤労者の福祉増進を目的とする「勤労者福祉会館」や「建設労働者福祉センター」のほか、公民館、住民センター、地区センターなどがあります。

市内全域を利用圏とする施設については、主に市内中心部の中央・新旭川地域に設置されている一方、地域内を主な利用圏とする施設は各地域に設置されています。

【図表 2-2 集会施設一覧(借上施設除く。)】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地 域
ときわ市民ホール	5条通4丁目	34	4,927.28	○	全市	中央・新旭川
勤労者福祉会館	6条通4丁目	41	2,587.46	●	全市	中央・新旭川
建設労働者福祉センター	6条通4丁目	44	1,158.52	●	全市	中央・新旭川
東部住民センター	東光5条2丁目	40	1,113.43	○	地域	東光
北部住民センター	春光5条4丁目	37	1,255.35	○	地域	春光
永山住民センター	永山7条4丁目	36	1,260.08	○	地域	永山
神居住民センター	神居2条17丁目	34	1,260.08	○	地域	神居
末広地区センター	末広2条4丁目	32	827.76	○	地域	末広
豊岡地区センター	豊岡11条3丁目	31	803.56	○	地域	豊岡
忠和地区センター	忠和5条5丁目	31	810.75	○	地域	神居
啓明地区センター	南5条通25丁目	26	820.36	○	地域	東光
神楽岡地区センター	神楽岡12条2丁目	24	830.74	○	地域	神楽
新旭川地区センター	東6条4丁目	23	827.63	○	地域	中央・新旭川
北星地区センター	旭町2条8丁目	21	850.78	○	地域	北星
春光台地区センター	春光台3条5丁目	21	1,101.15	○	地域	春光台・鷹の巣
市民活動交流センター	宮前1条3丁目	13	1,656.02	○	全市	東光
西神居会館	神居町神居古潭	44	285.33	○	地域	神居
嵐山中央会館	江丹別町嵐山	26	492.39	○	地域	江丹別
緑が丘住民センター	緑が丘3条3丁目	43	682.05	○	地域	緑が丘
中島交友会館	金星町2丁目	59	29.98	●	地域	中央・新旭川
サニータウン住民センター	緑が丘東4条2丁目	36	203.91	○	地域	緑が丘
春光1・2区青少年会館	春光6条2丁目	61	117.33	●	地域	春光
春光中央青少年福祉会館	春光4条8丁目	52	348.81	●	地域	春光
市民生活館	緑町15丁目	34	822.35	○	地域	北星
近文生活館	錦町14丁目	58	273.62	●	地域	北星
小鳩保育園処分建物	永山7条6丁目	56	285.93	●	その他	永山
米原瑞穂会館	東旭川町米原	38	119.88	○	地域	東旭川
中央公民館	5条通20丁目	89	931.85	●	地域	中央・新旭川

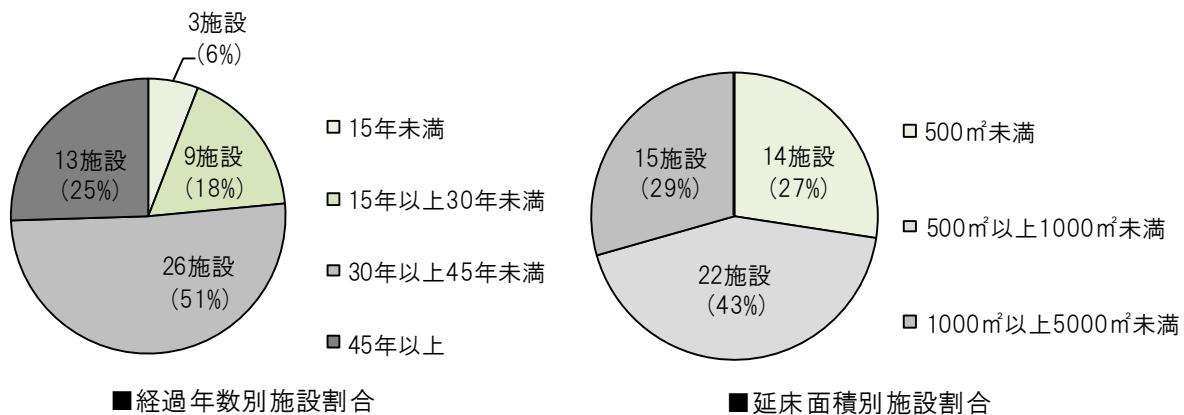
施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
永山公民館	永山3条19丁目	28	2,510.10	○	地域	永山
東旭川公民館	東旭川町上兵村	32	778.63	○	地域	東旭川
神楽公民館	神楽3条6丁目	33	3,376.98	○	地域	神楽
末広公民館	末広1条2丁目	43	692.82	●	地域	末広
江丹別公民館	江丹別町中央	22	605.89	○	地域	江丹別
東鷹栖公民館	東鷹栖4条3丁目	31	1,987.08	○	地域	東鷹栖
神居公民館	神居2条9丁目	51	762.96	●	地域	神居
北星公民館	北門町8丁目	40	714.99	○	地域	北星
新旭川公民館	東3条7丁目	39	723.51	○	地域	中央・新旭川
春光台公民館	春光台3条3丁目	38	746.72	○	地域	春光台・鷹の巣
愛宕公民館	豊岡7条9丁目	36	730.55	○	地域	豊岡
東光公民館	東光10条3丁目	34	553.59	○	地域	東光
東旭川公民館瑞穂分館	東旭川町瑞穂	27	146.05	○	地域	東旭川
東旭川公民館日の出分館	東旭川町日の出	45	993.63	●	地域	東旭川
東鷹栖公民館第1分館	末広3条7丁目	55	305.75	●	地域	末広
東鷹栖公民館第3分館	東鷹栖10線21号	53	1,041.34	●	地域	東鷹栖
東鷹栖公民館第4分館	東鷹栖9線15号	60	340.74	○	地域	東鷹栖
西神楽公民館就実分館	西神楽1線31号	58	596.12	●	地域	西神楽
神居公民館上雨紛分館	神居町上雨紛	34	1,138.55	○	地域	神居
末広地域活動センター	末広東2条9丁目	8	763.12	○	地域	末広
錦はるかぜ公園会館	錦町20丁目	46	108.61	●	地域	北星
緑が丘地域活動センター	緑が丘東3条1丁目	3	1,022.01	○	地域	緑が丘
西神楽公民館	西神楽南2条3丁目	32	151.08	○	地域	西神楽
集会施設 計			51 施設	47,475.20 m ²		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、住民・地区センター（地域会館として貸付中の「緑が丘住民センター」、「サニータウン住民センター」を除く。以下同様）で980 m²、公民館・公民館分館で944 m²となって います。

経過年数の平均は、住民・地区センターで30年、公民館・公民館分館で42年となつていて、30年以上経過した施設が全体の76%を占めています。

公民館・公民館分館では、耐震性のないものが3施設、耐震診断未実施のものが4施設あります。



(2) 文化施設

文化施設には、「市民文化会館」、「公会堂」、「大雪クリスタルホール」の3施設があり、市民の文化・教養の向上などを目的としています。

いずれの施設も市内全域を利用圏としていて、市内中心部の中央・新旭川地域又は隣接する神楽地域に設置されています。

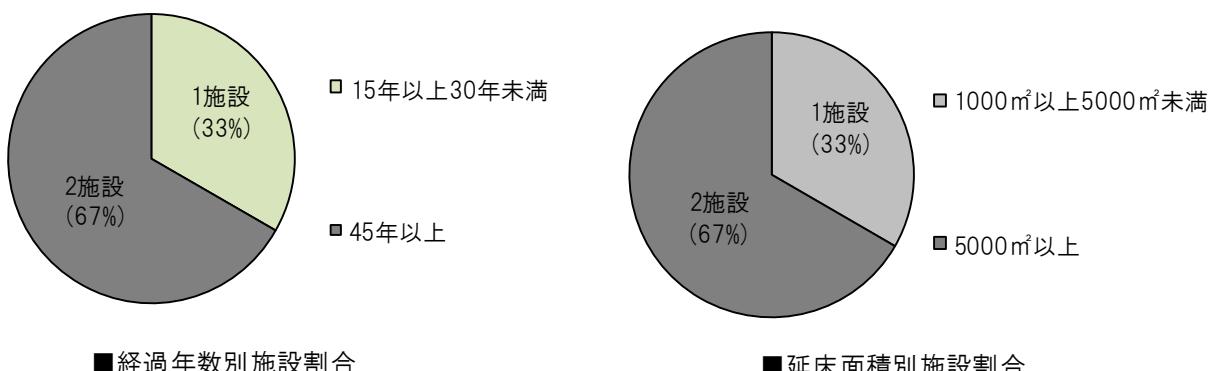
【図表 2-3 文化施設一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
市民文化会館	7条通9丁目	48	12,034.94	●	全市	中央・新旭川
公会堂	常磐公園	64	2,504.12	○	全市	中央・新旭川
大雪クリスタルホール	神楽3条7丁目	29	5,666.94	○	全市	神楽
文化施設 計	3施設 20,206.00 m ²					

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は6,735 m²、経過年数の平均は47年となっています。

「市民文化会館」では、機能確保の手法について建替えを基本として検討が進められている一方、「大雪クリスタルホール」では、施設設備の計画的な修繕・更新等が課題となっています。「公会堂」については、平成24年度に大規模なリニューアル工事を実施しています。



2 社会教育系施設

(1) 図書館

図書館には、市内全域を利用圏とする「中央図書館」のほか、永山、末広、東光、神楽の4地域に地区図書館があります。また、中央・新旭川、豊岡、北星、春光台・鷹の巣、神居、江丹別、東旭川、西神楽、東鷹栖の各地域には、地域内の公民館等に図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

図書館では近隣町との広域的利用にも取り組んでいて、隣接する市町の住民も本市の図書館を利用することができます。

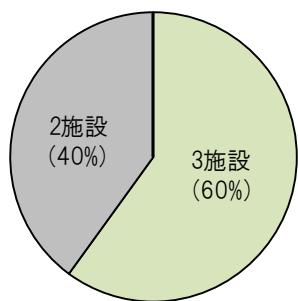
【図表 2-4 図書館一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
中央図書館	常磐公園	28	6,214.03	○	全市	中央・新旭川
永山図書館	永山3条19丁目	28	951.23	○	地域	永山
末広図書館	末広3条2丁目	30	999.43	○	地域	末広
東光図書館	東光6条4丁目	24	1,065.59	○	地域	東光
神楽図書館	神楽3条6丁目	33	1,289.81	○	地域	神楽
図書館 計			5 施設	10,520.09 m ²		

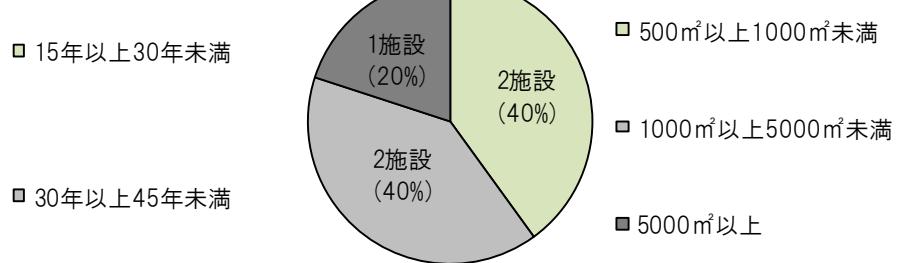
※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、全体で2,104 m²、地区図書館で1,077 m²となっていて、地区図書館間の面積規模に大きな差はありません。

経過年数の平均は29年で、比較的新しい施設が多くなっています。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

(2) 博物館等

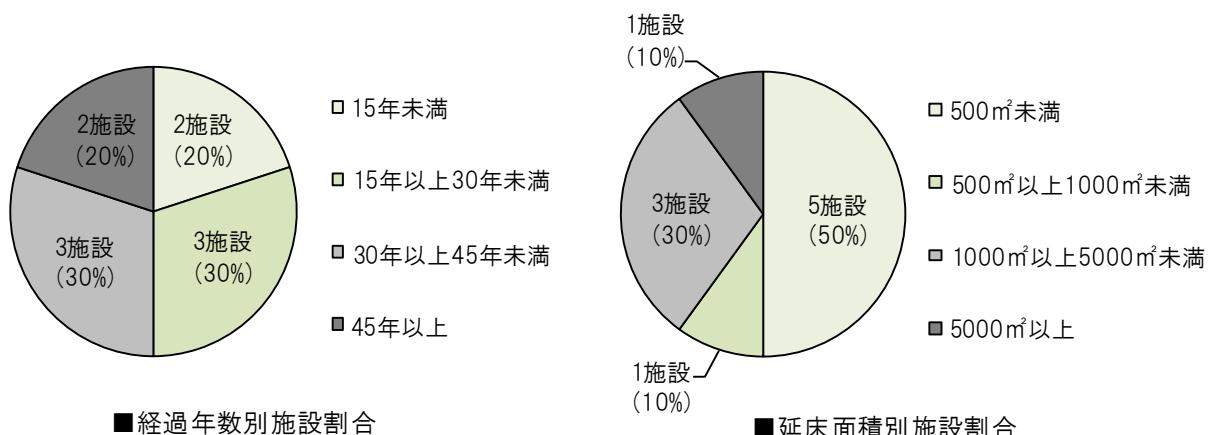
博物館等には、博物館法に基づき設置している「博物館」や「科学館」のほか、「井上靖記念館」、国指定の重要文化財である「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館」、旭川市指定の文化財である「養蚕民家」や「上川郡農作試験所事務所棟」などがあります。

【図表 2-5 博物館等一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
旧永山戸長役場	永山 3 条 19 丁目	28	96.67	○	全市	永山
旭川市指定文化財「養蚕民家」	東旭川町瑞穂	31	190.08	○	全市	東旭川
上川郡農作試験所事務所棟	神居 1 条 1 丁目	34	137.16	○	全市	神居
井上靖記念館	春光 5 条 7 丁目	30	663.61	○	全市	春光
中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館	春光 5 条 7 丁目	120	1,513.09	○	全市	春光
彫刻美術館ステーションギャラリー	宮下通 8 丁目	11	454.88	○	全市	中央・新旭川
常磐館	常磐公園	59	2,777.84	●	全市	中央・新旭川
科学館	宮前 1 条 3 丁目	17	6,339.85	○	全市	東光
博物館	神楽 3 条 7 丁目	29	4,069.50	○	全市	神楽
アイヌ文化情報コーナー	宮下通 8 丁目	11	19.14	○	全市	中央・新旭川
博物館等 計			10 施設	16,261.82 m ²		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 1,626 m²、経過年数の平均は 37 年で、耐震性のないものは「常磐館」のみとなっています。



3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

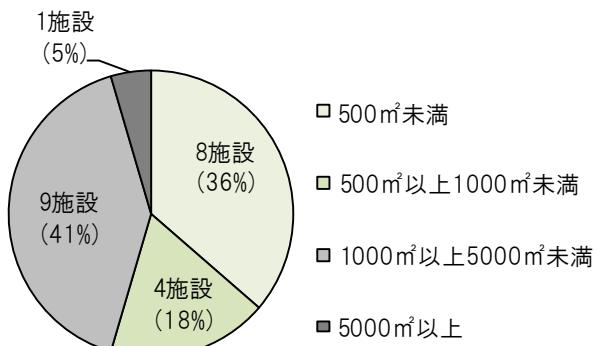
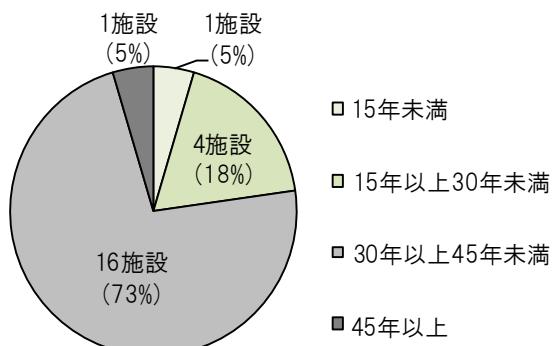
スポーツ施設には、都市公園法に基づく運動公園である「花咲スポーツ公園」や「東光スポーツ公園」の各施設のほか、市民の心身の健全発達、体育・スポーツの普及振興を目的とする「総合体育館（リアルター夢りんご体育館）」などがあります。

【図表 2-6 スポーツ施設一覧(借上施設除く。)】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
勤労者体育センター	6条通4丁目	42	1,120.34	●	全市	中央・新旭川
カムイスキーリンクス	神居町西丘	38	4,816.25	○	全市	神居
総合体育館 (リアルター夢りんご体育館)	花咲町5丁目	43	7,051.89	●	全市	北星
東地区体育センター	豊岡2条5丁目	30	1,102.72	○	地域	東光
忠和テニスコート	神居町忠和	38	123.12	○	全市	神居
柔道場	7条通14丁目	59	239.37	●	全市	中央・新旭川
富沢クロスカントリーコース	神居町富沢	34	191.13	○	全市	神居
花咲スポーツ公園硬式野球場 (スタルヒン球場)	花咲町3丁目	40	4,968.78	○	全市	北星
花咲スポーツ公園陸上競技場	花咲町5丁目	40	792.73	○	全市	北星
花咲スポーツ公園球技場	花咲町3丁目	37	367.14	○	全市	北星
花咲スポーツ公園テニスコート管理棟	花咲町3丁目	34	440.64	○	全市	北星
花咲スポーツ公園相撲場	花咲町5丁目	36	89.10	○	全市	北星
花咲スポーツ公園和弓場	花咲町2丁目	34	668.43	○	全市	北星
花咲スポーツ公園洋弓場	花咲町2丁目	39	104.30	○	全市	北星
花咲スポーツ公園プール管理棟	花咲町4丁目	33	496.53	○	全市	北星
花咲スポーツ公園馬場管理棟	花咲町4丁目	42	1,224.55	●	全市	北星
花咲スポーツ公園管理施設	花咲町3丁目	43	678.66	●	全市	北星
東光スポーツ公園軟式野球場	東光25条8丁目	19	1,973.70	○	全市	東光
東光スポーツ公園管理施設	東光25条8丁目	19	875.37	○	全市	東光
忠和公園体育館	神居町忠和	26	3,922.63	○	全市	神居
東豊公園体育館	豊岡12条11丁目	23	1,444.62	○	地域	東旭川
東光スポーツ公園武道館	東光24条7丁目	3	3,085.69	○	全市	東光
スポーツ施設 計			22 施設	35,777.69 m ²		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は1,626 m²、経過年数の平均は34年で、一部の施設では老朽化への対応が課題となっている一方、耐震性のないものの中には、「総合体育館」のような本市スポーツ活動の拠点施設もあります。



(2) レクリエーション施設・観光施設

レクリエーション施設・観光施設には、「旭山動物園」、農村と都市の交流促進などを目的とする「嵐山レクリエーション施設」、児童生徒・教師の研修施設である「富沢ふれあいの家」などがあります。

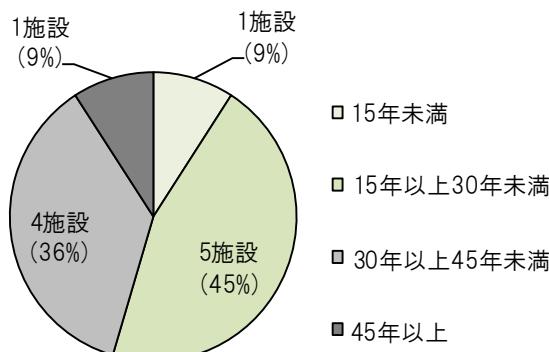
【図表 2-7 レクリエーション施設・観光施設一覧(借上施設除く。)】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
21世紀の森施設	東旭川町瑞穂	34	1,858.83	○	全市	東旭川
嵐山レクリエーション施設	江丹別町嵐山	18	745.57	○	全市	江丹別
旧神居古潭駅舎	江丹別町春日	112	301.98	●	全市	江丹別
旭川觀光物産情報センター	宮下通 8 丁目	11	1,038.09	○	全市	中央・新旭川
旭山動物園	東旭川町倉沼	20	15,077.21	○	全市	東旭川
江丹別若者の郷	江丹別町中央	39	1,352.86	○	全市	江丹別
とみはら自然の森	江丹別町富原	24	259.87	○	全市	江丹別
富沢ふれあいの家	神居町富沢	33	836.44	○	全市	神居
緑の相談所	神楽岡公園	34	713.15	○	全市	神楽
カムイの杜公園体験学習センター	神居町富沢	24	425.25	○	全市	神居
旭山動物園観光情報センター・サポートセンター	東旭川町倉沼	16	34.81	○	全市	東旭川
レクリエーション施設・観光施設 計		11 施設	22,644.06 m ²			

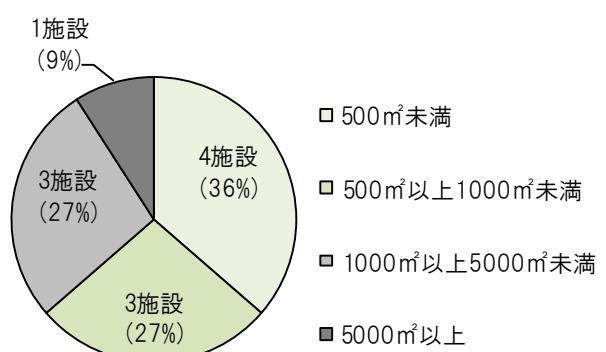
※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 2,059 m²で、面積規模が大きく多くの建物がある「旭山動物園」を除き、ほとんどが小中規模の施設となっています。

経過年数の平均は 33 年で、30 年を経過した「江丹別若者の郷」では施設の老朽化が進んでいて、計画的な改修・更新等が必要となってきています。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

4 産業施設

産業施設には、農村地域の生産・社会活動の支援、農村と都市の交流促進を目的とする農村地域センター（「西神楽農業構造改善センター」など5施設）のほか、工業技術の向上や産業の振興発展を目的とする「工業技術センター」などがあります。

農村地域センターは施設の性質上、設置場所が農村地域に限定され地域性が強い一方、「工業技術センター」、「市営牧場」、「農業センター」は市内全域を利用圏としています。

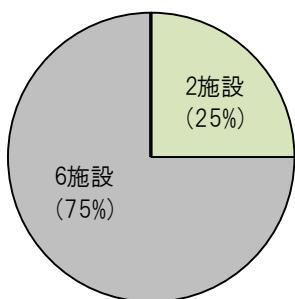
【図表 2-8 産業施設一覧(借上施設除く。)】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
西神楽農業構造改善センター	西神楽南2条3丁目	32	1,276.07	○	地域	西神楽
東旭川農村環境改善センター	東旭川町上兵村	32	1,152.03	○	地域	東旭川
旭正農業構造改善センター	東旭川町旭正	28	418.94	○	地域	東旭川
永山ふれあいセンター	永山町14丁目	31	787.89	○	地域	永山
東鷹栖農村活性化センター	東鷹栖10線16号	38	1,345.96	○	地域	東鷹栖
工業技術センター	工業団地3条2丁目	34	2,670.76	○	全市	東旭川
市営牧場	江丹別町中央	40	1,590.74	○	全市	江丹別
農業センター	神居町雨紛	26	3,333.56	○	全市	神居
産業施設 計			8施設 12,575.95 m ²			

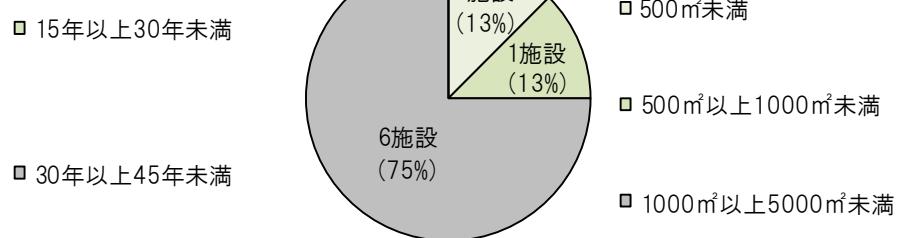
※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、全体で1,572 m²、農村地域センターで996 m²となっています。

経過年数の平均は33年で、耐震性のないものはありません。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

5 学校教育系施設

(1) 学校

学校には、学校教育法に基づき設置された小中学校 78 施設（小学校 52 校、中学校 26 校）があります。

【図表 2-9 学校一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
知新小学校	8 条通 13 丁目	52	5,811.15	○	地域	中央・新旭川
日章小学校	6 条通 5 丁目	55	3,781.67	●	地域	中央・新旭川
朝日小学校	5 条通 21 丁目	30	5,349.13	○	地域	中央・新旭川
青雲小学校	曙 1 条 2 丁目	16	5,087.71	○	地域	中央・新旭川
大有小学校	旭町 1 条 6 丁目	40	6,271.76	○	地域	北星
啓明小学校	南 2 条通 22 丁目	48	6,622.86	○	地域	東光
正和小学校	大雪通 8 丁目	48	4,273.41	○	地域	中央・新旭川
春光小学校	末広 1 条 1 丁目	37	6,991.69	○	地域	末広
北鎮小学校	春光 6 条 6 丁目	42	8,220.62	○	地域	春光
高台小学校	春光台 4 条 4 丁目	12	9,306.52	○	地域	春光台・鷹の巣
近文小学校	緑町 17 丁目	44	7,169.05	○	地域	北星
東五条小学校	東 5 条 5 丁目	32	6,130.37	○	地域	中央・新旭川
向陵小学校	住吉 5 条 1 丁目	39	6,303.13	○	地域	春光
新町小学校	4 条西 3 丁目	22	5,500.39	○	地域	中央・新旭川
東町小学校	豊岡 3 条 1 丁目	36	6,679.56	○	地域	豊岡
大町小学校	大町 1 条 1 丁目	32	4,263.35	○	地域	北星
新富小学校	新富 2 条 2 丁目	28	5,751.96	○	地域	中央・新旭川
神居小学校	神居 4 条 6 丁目	23	5,889.19	○	地域	神居
雨紛小学校	神居町雨紛	43	1,736.43	●	地域	神居
富沢小学校	神居町富沢	37	1,564.02	○	地域	神居
台場小学校	神居町台場	51	2,711.79	○	地域	神居
江丹別小学校	江丹別町中央	48	611.78	○	地域	江丹別
嵐山小学校	江丹別町嵐山	38	1,205.86	○	地域	江丹別
永山小学校	永山 5 条 18 丁目	46	6,601.10	○	地域	永山
永山東小学校	永山町 13 丁目	37	3,077.11	○	地域	永山
永山西小学校	永山 7 条 11 丁目	57	5,442.65	●	地域	永山
旭川第1小学校	東旭川町米原	34	1,537.08	○	地域	東旭川
旭川第3小学校	東光 8 条 8 丁目	42	5,408.98	○	地域	東光
旭川第5小学校	東旭川町東桜岡	35	1,090.43	○	地域	東旭川
千代田小学校	東光 8 条 3 丁目	58	6,549.92	●	地域	東光
豊岡小学校	豊岡 10 条 3 丁目	56	4,130.33	●	地域	豊岡

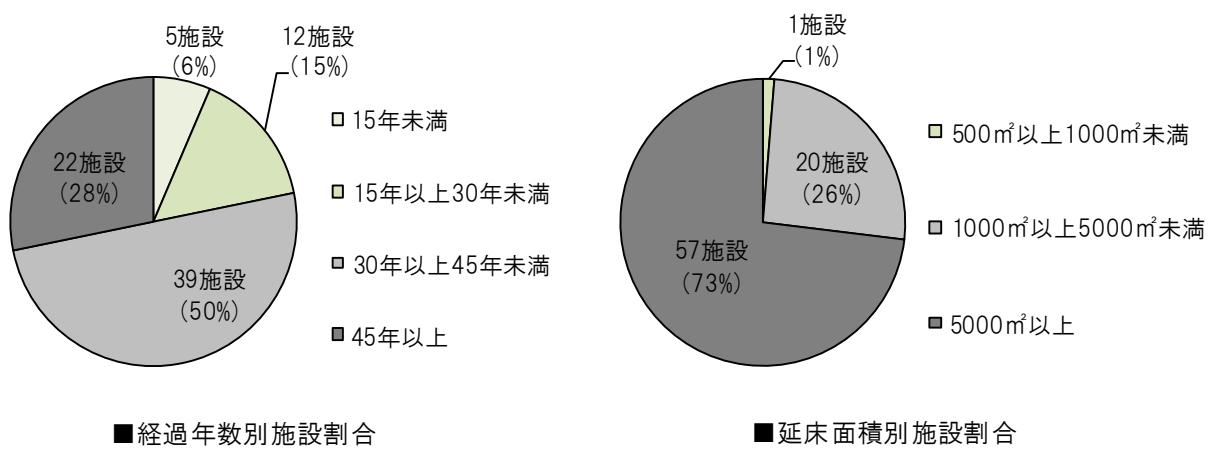
施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
神楽小学校	神楽5条8丁目	35	5,251.22	○	地域	神楽
西神楽小学校	西神楽北2条3丁目	33	3,004.78	○	地域	西神楽
西御料地小学校	西御料1条2丁目	54	5,375.17	○	地域	緑が丘
神楽岡小学校	神楽岡14条3丁目	19	6,820.22	○	地域	神楽
北光小学校	旭町1条16丁目	20	6,851.97	○	地域	北星
東栄小学校	東光4条6丁目	2	7,210.24	○	地域	東光
近文第1小学校	東鷹栖3線10号	56	4,108.40	○	地域	東鷹栖
近文第2小学校	東鷹栖4線16号	27	3,028.07	○	地域	東鷹栖
末広小学校	末広6条2丁目	9	7,474.90	○	地域	末広
愛宕小学校	豊岡8条6丁目	48	6,237.46	○	地域	豊岡
緑が丘小学校	緑が丘3条4丁目	49	7,710.59	○	地域	緑が丘
神居東小学校	神居1条17丁目	47	6,067.36	○	地域	神居
東光小学校	東光17条6丁目	46	6,711.29	○	地域	東光
陵雲小学校	末広1条7丁目	45	8,020.31	○	地域	末広
忠和小学校	忠和4条4丁目	44	7,589.97	○	地域	神居
永山南小学校	永山9条6丁目	42	8,507.78	○	地域	永山
末広北小学校	末広5条10丁目	42	6,046.21	○	地域	末広
緑新小学校	神楽岡4条5丁目	39	5,709.81	○	地域	緑が丘
愛宕東小学校	豊岡7条9丁目	38	6,956.14	○	地域	豊岡
共栄小学校	豊岡2条10丁目	35	6,237.24	○	地域	東光
旭川小学校	東旭川南1条6丁目	4	8,818.43	○	地域	東旭川
明星中学校	東5条1丁目	56	7,050.67	●	地域	中央・新旭川
光陽中学校	豊岡3条1丁目	28	7,714.94	○	地域	豊岡
北星中学校	住吉5条1丁目	36	8,240.76	○	地域	春光
六合中学校	末広3条2丁目	34	7,807.99	○	地域	末広
北門中学校	錦町15丁目	42	8,821.00	○	地域	北星
東光中学校	東光8条2丁目	29	9,172.05	○	地域	東光
神居中学校	神居4条5丁目	49	8,096.89	○	地域	神居
江丹別中学校	江丹別町中央	48	1,407.64	○	地域	江丹別
嵐山中学校	江丹別町嵐山	24	1,792.00	○	地域	江丹別
永山中学校	永山7条19丁目	26	6,821.41	○	地域	永山
旭川中学校	東旭川南1条6丁目	41	4,831.63	○	地域	東旭川
桜岡中学校	東旭川町東桜岡	35	1,300.60	○	地域	東旭川
神楽中学校	神楽6条12丁目	25	6,636.79	○	地域	神楽
西神楽中学校	西神楽南2条4丁目	40	3,110.76	○	地域	西神楽
東鷹栖中学校	東鷹栖4条5丁目	32	4,203.21	○	地域	東鷹栖

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
啓北中学校	春光2条7丁目	46	7,717.63	○	地域	春光
東陽中学校	豊岡2条7丁目	44	8,710.50	○	地域	東光
緑が丘中学校	緑が丘3条4丁目	45	8,056.23	○	地域	緑が丘
春光台中学校	春光台5条3丁目	43	5,381.36	○	地域	春光台・鷹の巣
永山南中学校	永山町5丁目	39	8,764.77	○	地域	永山
神居東中学校	神居4条19丁目	40	5,099.53	○	地域	神居
広陵中学校	末広2条7丁目	38	8,657.18	○	地域	末広
東明中学校	東光16条7丁目	38	7,296.62	○	地域	東光
愛宕中学校	豊岡8条10丁目	34	6,911.01	○	地域	東旭川
忠和中学校	忠和1条4丁目	33	6,401.69	○	地域	神居
中央中学校	10条通11丁目	9	11,117.50	○	地域	中央・新旭川
学校 計		78施設	455,930.92 m ²			

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、小学校で 5,477 m²、中学校で 6,582 m²となっています。

経過年数の平均は、小学校で 38 年、中学校で 37 年となっていて、全体的に経過年数の長い施設が多い状況ですが、耐震化については計画的に進められています。



(2) その他教育施設

その他教育施設には、「旧東旭川学校給食共同調理所」に代わり令和2年1月に供用開始となった「東旭川学校給食センター」があります。

【図表 2-10 その他教育施設一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
東旭川学校給食センター	東旭川町上兵村	3	2,835.09	○	全市	東旭川
その他教育施設 計	1 施設 2,835.09 m ²					

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

6 子育て支援系施設

(1) 保育園

市有の保育園には、「新旭川保育所」、「近文保育所」、「神楽保育所」の認可保育所3施設のほか、農山村地域において子どもに必要な保育を行う地域保育所が10施設あります。

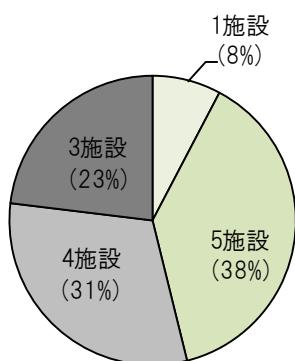
【図表 2-11 保育園一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
新旭川保育所	大雪通7丁目	41	847.62	○	地域	中央・新旭川
近文保育所	緑町16丁目	39	611.98	○	地域	北星
神楽保育所	神楽4条8丁目	14	607.68	○	地域	神楽
日の出倉沼保育所	東旭川町日ノ出	23	126.76	○	地域	東旭川
桜岡保育所	東旭川町東桜岡	26	140.13	○	地域	東旭川
江丹別保育所	江丹別町中央	22	95.60	○	地域	江丹別
神居古潭保育所	神居町神居古潭	42	126.36	●	地域	神居
雨紛保育所	神居町雨紛	57	202.23	●	地域	神居
あすか保育所	永山町11丁目	21	214.15	○	地域	永山
旭正保育所	東旭川町旭正	58	221.94	●	地域	東旭川
東鷹栖保育所	東鷹栖4線18号	53	393.37	●	地域	東鷹栖
嵐山保育所	江丹別町嵐山	42	136.62	●	地域	江丹別
千代ヶ岡保育所	西神楽3線24号	26	151.47	○	地域	西神楽
保育園 計			13施設	3,875.91 m ²		

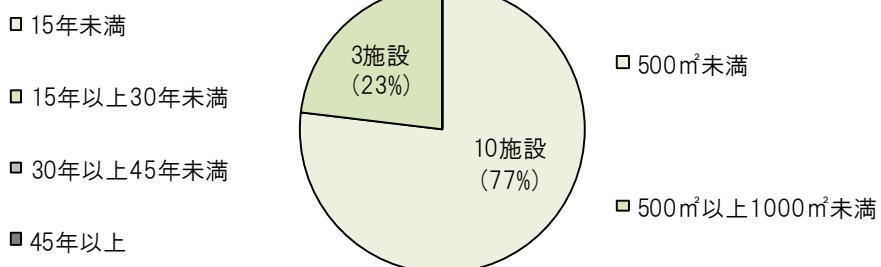
※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、認可保育所で689 m²、地域保育所で181 m²となっています。

経過年数の平均は、認可保育所で31年、地域保育所で37年となっていて、30年以上経過した施設が全体の54%を占めています。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

(2) 幼児・児童施設

幼児・児童施設には、児童センターや学童保育を行う放課後児童クラブのほか、市内全域を利用圏とする「春日青少年の家」、「北彩都子ども活動センター」、「カムイの杜公園屋内遊戯広場」があります。

地域内を主な利用圏とする児童センターは、東光、北星、春光、永山、神居、神楽の6地域に設置されている一方、放課後児童クラブについては、借上施設（「13 借上施設」参照）、小学校の余裕教室等での開設分（本白書では計上対象外）も含めるとほぼ全地域に設置されています。

【図表 2-12 幼児・児童施設一覧(借上施設除く。)】

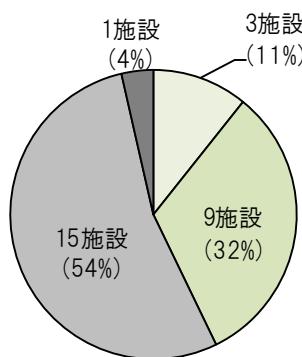
施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地 域
東光児童センター	東光5条2丁目	40	383.60	○	地域	東光
北門児童センター	北門町8丁目	37	420.00	○	地域	北星
春光住民児童センター	春光1条7丁目	34	493.10	○	地域	春光
永山児童センター	永山3条19丁目	28	651.69	○	地域	永山
神居児童センター	神居5条12丁目	26	636.97	○	地域	神居
神楽児童センター	神楽3条6丁目	33	569.67	○	地域	神楽
春日青少年の家	江丹別町春日	55	575.17	●	全市	江丹別
北鎮放課後児童クラブ	春光6条6丁目	32	72.90	○	地域	春光
大有放課後児童クラブ	旭町1条6丁目	39	72.90	○	地域	北星
近文放課後児童クラブ	緑町17丁目	42	80.19	●	地域	北星
神楽放課後児童クラブ	神楽5条8丁目	34	72.90	○	地域	神楽
神居放課後児童クラブ	神居4条6丁目	40	64.80	○	地域	神居
永山放課後児童クラブ	永山5条18丁目	39	76.14	○	地域	永山
豊岡放課後児童クラブ	豊岡10条3丁目	33	72.90	○	地域	豊岡
永山西放課後児童クラブ	永山7条11丁目	23	115.02	○	地域	永山
永山西第二放課後児童クラブ	永山7条11丁目	13	131.95	○	地域	永山
忠和放課後児童クラブ	忠和4条4丁目	40	64.80	○	地域	神居
緑新放課後児童クラブ	神楽岡4条5丁目	39	76.14	○	地域	緑が丘
旭川第3小放課後児童クラブ	東光8条8丁目	38	72.90	○	地域	東光
永山南放課後児童クラブ	永山9条6丁目	33	72.90	○	地域	永山
西御料地放課後児童クラブ	西御料1条2丁目	22	111.79	○	地域	緑が丘
西御料地第二放課後児童クラブ	西御料1条2丁目	13	131.95	○	地域	緑が丘
東光放課後児童クラブ	東光17条6丁目	28	93.96	○	地域	東光
愛宕東放課後児童クラブ	豊岡7条9丁目	23	144.59	○	地域	豊岡
共栄放課後児童クラブ	豊岡2条10丁目	23	115.02	○	地域	東光
永山東放課後児童クラブ	永山町13丁目	18	65.34	○	地域	永山
北彩都子ども活動センター	宮下通14丁目	7	682.22	○	全市	中央・新旭川

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地 域
カムイの杜公園屋内遊戯広場	神居町富沢	22	918.94	○	全市	神居
幼児・児童施設 計	28 施設 7,040.45 m ²					

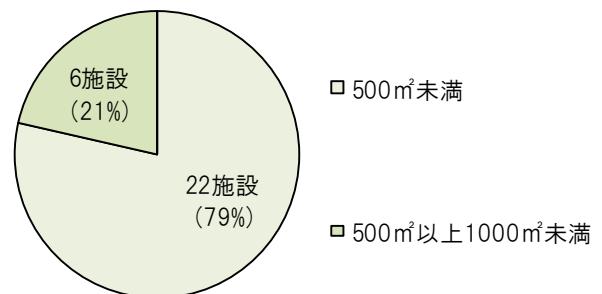
※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、児童センターで 526 m²、放課後児童クラブで 90 m²となっています。

30 年以上経過した施設が全体の 60%近くを占めていて、経過年数の平均は、児童センターで 33 年、放課後児童クラブで 30 年となっています。



■ 経過年数別施設割合



■ 延床面積別施設割合

7 保健・福祉系施設

(1) 高齢者福祉施設

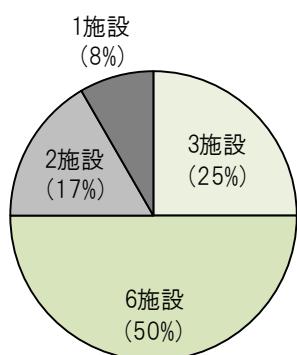
高齢者福祉施設には、高齢者の社会参加と生きがいづくり、世代間交流の促進などを目的とする高齢者等健康福祉センター（いきいきセンター）や「近文市民ふれあいセンター」のほか、老人福祉法に基づく老人福祉センター、介護保険法に基づく地域包括支援センターなどがあります。

【図表 2-13 高齢者福祉施設一覧】

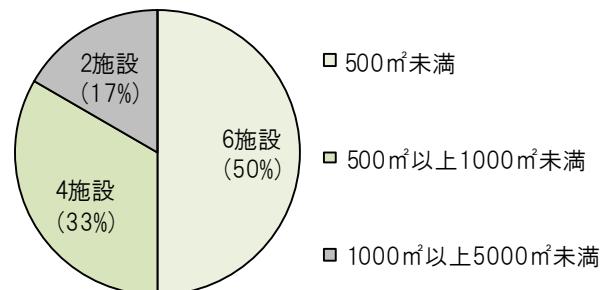
施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
いきいきセンター永山	永山3条19丁目	28	479.20	○	地域	永山
いきいきセンター新旭川	新富1条2丁目	29	994.97	○	地域	中央・新旭川
いきいきセンター神楽	神楽4条8丁目	14	1,119.82	○	地域	神楽
北部老人福祉センター	春光2条7丁目	43	984.84	○	地域	春光
東部老人福祉センター	東旭川南1条6丁目	42	992.63	○	地域	東旭川
近文市民ふれあいセンター	近文町15丁目	26	3,398.66	○	地域	北星
神居デイサービスセンター	神居5条12丁目	26	832.34	○	地域	神居
豊岡地域包括支援センター	豊岡3条3丁目	8	94.53	○	地域	豊岡
東旭川・千代田地域包括支援センター	東旭川北1条6丁目	64	87.34	●	地域	東旭川
永山地域包括支援センター	永山3条19丁目	28	92.06	○	地域	永山
末広・東鷹栖地域包括支援センター	東鷹栖4条3丁目	23	141.59	○	地域	東鷹栖
神楽・西神楽地域包括支援センター	緑が丘東3条1丁目	3	101.38	○	地域	緑が丘
高齢者福祉施設 計			12施設	9,319.36 m ²		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 776 m²、経過年数の平均は 28 年で、経過年数が短めの施設が多くなっています。



- 15年未満
- 15年以上30年未満
- 30年以上45年未満
- 45年以上



- 500 m²未満
- 500 m²以上1000 m²未満
- 1000 m²以上5000 m²未満

■経過年数別施設割合

■延床面積別施設割合

(2) 障害者福祉施設

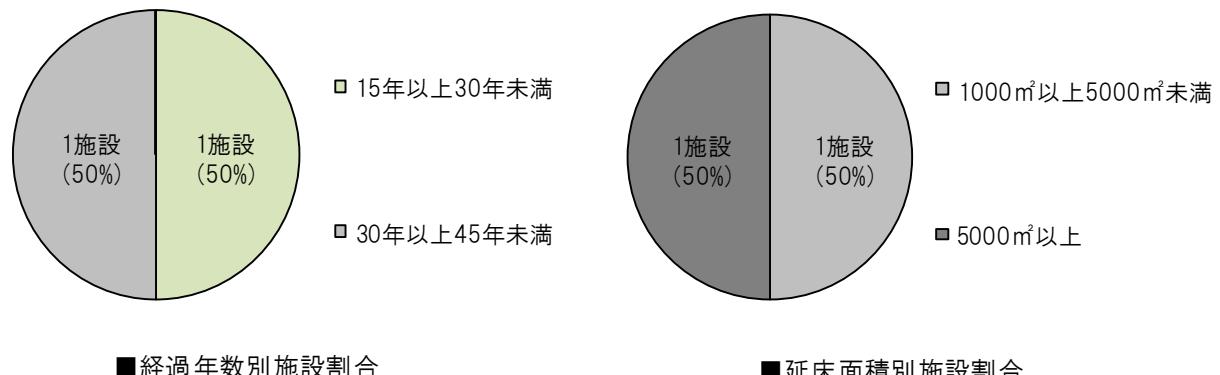
障害者福祉施設には、障がい者の自立・社会参加、市民の健康の維持・増進を目的とする「障害者福祉センター（おぴった）」、未就学の障がい児等を対象とする「愛育センター」の2施設があり、両施設とも市内全域を利用圏としています。

【図表 2-14 障害者福祉施設一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
障害者福祉センター	宮前1条3丁目	21	5,692.41	○	全市	東光
愛育センター	春光2条7丁目	41	3,132.43	○	全市	春光
障害者福祉施設 計	2 施設			8,824.84 m ²		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 4,412 m²、経過年数の平均は 31 年となっています。



8 行政系施設

(1) 庁舎等

庁舎等には、市役所庁舎、支所、出張所などがあります。

市役所庁舎は中央・新旭川地域に集中している一方、支所については、合併前の旧町村の役場があった7地域（神居、江丹別、永山、東旭川、神楽、西神楽、東鷹栖）に設置されています。

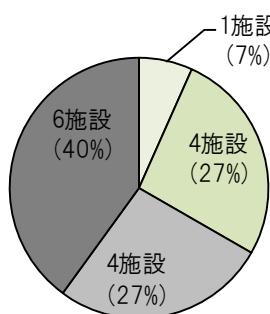
【図表 2-15 庁舎等一覧(借上施設除く。)】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
総合庁舎	6条通9丁目	64	12,293.77	●	全市	中央・新旭川
福祉部庁舎	7条通10丁目	63	541.59	○	全市	中央・新旭川
5条庁舎	5条通10丁目	49	1,489.66	●	全市	中央・新旭川
第三庁舎	6条通10丁目	64	6,077.44	●	全市	中央・新旭川
神居支所	神居2条9丁目	51	265.51	●	地域	神居
神居支所神居古潭出張所	神居町神居古潭	44	33.81	○	地域	神居
江丹別支所	江丹別町中央	22	301.90	○	地域	江丹別
江丹別支所嵐山出張所	江丹別町嵐山	26	68.41	○	地域	江丹別
永山支所	永山3条19丁目	28	516.30	○	地域	永山
東旭川支所	東旭川北1条6丁目	64	1,062.34	●	地域	東旭川
東部まちづくりセンター	豊岡3条3丁目	8	305.37	○	地域	豊岡
神楽支所	神楽3条6丁目	33	499.50	○	地域	神楽
空港政策課執務室	神楽3条6丁目	33	256.12	○	地域	神楽
西神楽支所	西神楽南1条3丁目	32	123.30	○	地域	西神楽
東鷹栖支所	東鷹栖4条3丁目	23	1,395.37	○	地域	東鷹栖
庁舎等 計		15施設	25,230.39 m ²			

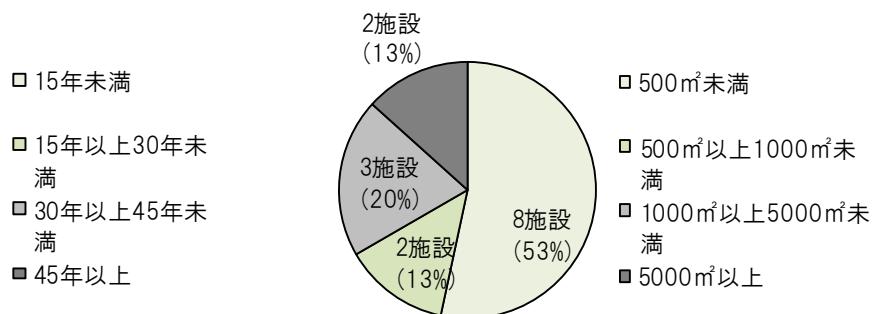
※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、市役所庁舎で5,101 m²、支所・出張所・まちづくりセンター等で457 m²となっています。

経過年数の平均は、市役所庁舎で60年、支所・出張所・まちづくりセンター等で33年となっていて、全体的に経過年数の長い施設が多い中、新総合庁舎の建設が進められているほか、「西神楽支所」は令和3年3月に「西神楽農業構造改善センター」内に移転しました。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

(2) 消防施設

消防施設には、消防署、出張所、分遣所、消防団詰所があります。

【図表 2-16 消防施設一覧】

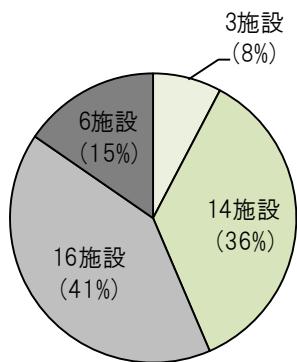
施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
消防団第1分団詰所	5条通4丁目	43	90.72	●	地域	中央・新旭川
消防団第2分団詰所	7条通14丁目	26	90.72	○	地域	中央・新旭川
消防団第3分団詰所	南2条通21丁目	38	90.72	○	地域	東光
消防団第6分団詰所	東光9条10丁目	35	90.72	○	地域	東光
消防団第7分団詰所	東旭川町旭正	20	116.64	○	地域	東旭川
消防団第8分団詰所	東旭川町日ノ出	21	90.72	○	地域	東旭川
消防団第9分団詰所	東旭川町東桜岡	15	90.72	○	地域	東旭川
消防団第10分団詰所	東旭川町豊田	34	90.72	○	地域	東旭川
消防団第11分団詰所	東旭川町米原	24	90.72	○	地域	東旭川
消防団第14分団詰所	西神楽1線18号	37	90.72	○	地域	西神楽
消防団第15分団詰所(千代ヶ岡)	西神楽2線25号	64	137.20	●	地域	西神楽
消防団第15分団詰所(就実)	西神楽1線31号	42	34.02	●	地域	西神楽
消防団第16分団詰所	神居3条9丁目	34	115.83	○	地域	神居
消防団第17分団詰所	神居町雨紛	31	90.72	○	地域	神居
消防団第18分団詰所	神居町神居古潭	41	90.72	○	地域	神居
消防団第19分団詰所	神居町豊里	25	90.72	○	地域	神居
消防団第20分団詰所(中央)	江丹別町中央	30	90.72	○	地域	江丹別
消防団第20分団詰所(芳野)	江丹別町芳野	42	90.72	●	地域	江丹別
消防団第21分団詰所(嵐山)	江丹別町嵐山	27	90.72	○	地域	江丹別
消防団第22分団詰所	東4条2丁目	33	90.72	○	地域	中央・新旭川
消防団第24分団詰所	旭町1条5丁目	36	90.72	○	地域	北星
消防団第26分団詰所	末広3条4丁目	26	90.72	○	地域	末広
消防団第27分団詰所	春光台3条5丁目	29	90.72	○	地域	春光台・鷹の巣
消防団第29分団詰所	永山町15丁目	17	90.72	○	地域	永山
消防団第30分団詰所	永山9条8丁目	18	90.72	○	地域	永山
消防団第32分団詰所	東鷹栖10線15号	28	90.72	○	地域	東鷹栖
消防団第33分団詰所	東鷹栖11線21号	23	90.72	○	地域	東鷹栖
南消防署西神楽分遣所	西神楽北1条2丁目	3	193.51	○	地域	西神楽
南消防署東旭川出張所	東旭川北1条6丁目	53	421.99	●	地域	東旭川
南消防署忠和出張所	忠和4条8丁目	32	419.93	○	地域	神居
南消防署神楽出張所	神楽4条7丁目	20	886.25	○	地域	神楽
北消防署	大町3条5丁目	31	2,355.65	○	地域	北星
北消防署春光出張所	末広4条1丁目	51	406.48	●	地域	末広

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
北消防署新旭川出張所	大雪通 8 丁目	62	444.44	○	地域	中央・新旭川
北消防署永山出張所	永山 2 条 17 丁目	56	867.39	●	地域	永山
北消防署東鷹栖分遣所	東鷹栖東 1 条 4 丁目	56	218.96	●	地域	東鷹栖
北消防署近文分遣所	緑町 16 丁目	42	190.25	●	地域	北星
南消防署豊岡出張所	豊岡 3 条 3 丁目	8	582.21	○	地域	豊岡
南消防署緑が丘出張所	緑が丘東 3 条 1 丁目	3	438.92	○	地域	緑が丘
消防施設 計		39 施設	9,916.23 m ²			

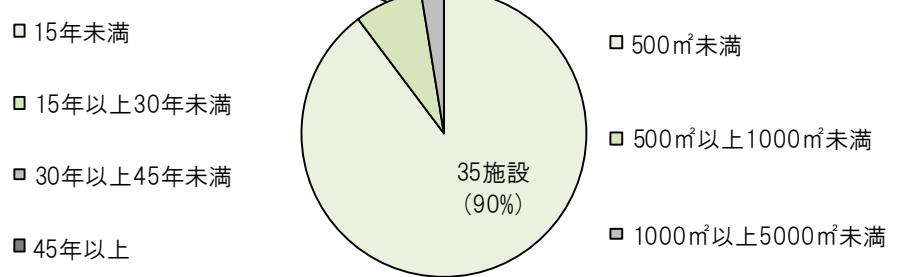
※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は、消防署・出張所・分遣所で 619 m²、消防団詰所で 92 m²となっていて、体育館を併設している「北消防署」のみ 1,000 m²を越えています。

経過年数の平均は 32 年で、30 年以上の施設が半分以上を占めています。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

(3) その他行政系施設

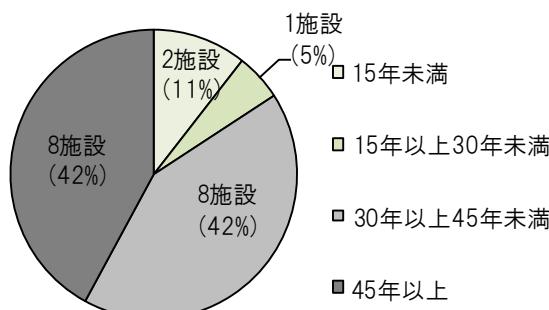
その他行政系施設には、「クリーンセンター」、「土木事業所」、「総合防災センター」などがあります。

【図表 2-17 その他行政系施設一覧(借上施設除く。)】

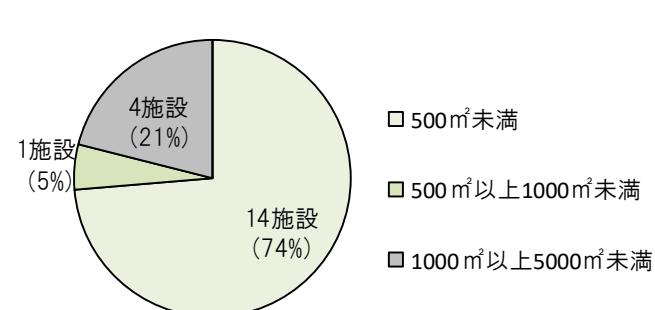
施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
東鷹栖書庫	東鷹栖 4 条 3 丁目	40	165.24	○	その他	東鷹栖
計量検査所	東 5 条 3 丁目	55	396.26	●	全市	中央・新旭川
中央環境測定局	6 条通 9 丁目	48	14.58	●	その他	中央・新旭川
新旭川環境測定局	大雪通 8 丁目	48	7.18	●	その他	中央・新旭川
北門環境測定局	錦町 21 丁目	48	7.18	●	その他	北星
クリーンセンター	東旭川町下兵村	42	2,949.53	●	全市	東旭川
市有林石垣山事業所	当麻町	25	92.74	○	その他	範囲外
都市計画課倉庫	東旭川町下兵村	11	33.05	○	その他	東旭川
土木事業所	東旭川町下兵村	41	2,421.90	○	全市	東旭川
総合防災センター	東光 27 条 8 丁目	14	4,959.45	○	全市	東光
8条通8丁目消防団物置	8 条通 8 丁目	59	13.44	●	その他	中央・新旭川
中園水防倉庫	江丹別町中園	61	33.05	●	その他	江丹別
豊里水防倉庫	神居町豊里	31	21.81	○	その他	神居
神居水防倉庫	神居 3 条 9 丁目	34	3.78	○	その他	神居
東旭川水防倉庫	東旭川北 1 条 6 丁目	32	18.90	○	その他	東旭川
子ども総合相談センター	10 条通 11 丁目	33	2,046.14	○	全市	中央・新旭川
選挙管理委員会倉庫	3 条通 2 丁目	61	275.36	●	その他	中央・新旭川
旧宮北邸	9 条通 11 丁目	不詳	211.56	●	その他	中央・新旭川
4条西文書庫	4 条通西 6 丁目	36	998.00	○	その他	中央・新旭川
その他行政系施設 計		19 施設	14,669.15 m ²			

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 772 m²、旧宮北邸（1915 年頃築）を除く経過年数の平均は 40 年となっていて、30 年以上経過した施設が全体の 80% 以上を占めています。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

9 市営住宅

市営住宅には、公営住宅法等の法令に基づき設置されたもののはか、市独自の施策によって設置されたものがあります。

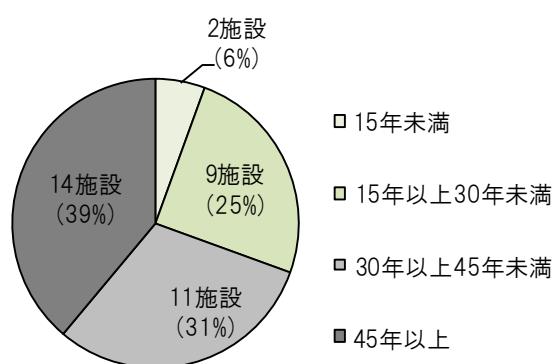
【図表 2-18 市営住宅一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
中央団地	8条通8丁目	73	1,275.42	○	地域	中央・新旭川
緑町団地	緑町24丁目	41	6,831.61	○	地域	北星
第1豊岡団地	6条通24丁目	69	12,408.19	○	地域	中央・新旭川
第2豊岡団地	豊岡5条1丁目	67	17,194.40	○	地域	豊岡
第3豊岡団地	豊岡6条1丁目	64	12,581.59	○	地域	豊岡
東豊団地	豊岡4条3丁目	58	741.37	○	地域	豊岡
第1東光団地	東光10条3丁目	35	19,244.19	○	地域	東光
第3東光団地	東光12条4丁目	32	15,118.09	○	地域	東光
神居団地	神居4条12丁目	26	23,175.16	○	地域	神居
亀吉団地	5条西8丁目	31	4,456.22	○	地域	中央・新旭川
新町団地	東旭川北1条6丁目	69	170.34	○	地域	東旭川
南町団地	東旭川南2条6丁目	13	5,174.78	○	地域	東旭川
旭正団地	東旭川町旭正	61	375.01	○	地域	東旭川
江丹別団地	江丹別町中央	34	297.49	○	地域	江丹別
第1永山団地	永山1条17丁目	21	8,091.95	○	地域	永山
第2永山団地	永山6条15丁目	20	17,615.82	○	地域	永山
春光1区団地	春光5条1丁目	26	4,370.22	○	地域	春光
春光2区団地	春光4条4丁目	26	18,470.32	○	地域	春光
春光6区団地	春光1条8丁目	28	27,292.83	○	地域	春光
大町団地	春光町	61	1,424.05	○	地域	春光
春光台団地	春光台4条4丁目	17	35,386.12	○	地域	春光台・鷹の巣
神楽岡団地	神楽岡12条2丁目	24	4,888.82	○	地域	神楽
藤岡団地	西神楽南2条4丁目	58	503.51	○	地域	西神楽
瑞穂団地	西神楽2線10号	57	492.66	○	地域	西神楽
高台団地	西神楽南2条1丁目	55	1,260.98	○	地域	西神楽
千代ヶ岡団地	西神楽1線24号	54	645.88	○	地域	西神楽
東鷹栖団地	東鷹栖4条4丁目	25	5,830.93	○	地域	東鷹栖
第4東鷹栖団地	東鷹栖4線15号	55	316.96	○	地域	東鷹栖
神楽岡ニュータウン団地	緑が丘3条2丁目	51	46,928.47	○	地域	緑が丘
愛宕団地	豊岡15条6丁目	44	9,925.69	○	地域	豊岡
朝日団地	豊岡13条1丁目	43	7,247.52	○	地域	豊岡
新富団地	東3条8丁目	42	4,503.85	○	地域	中央・新旭川

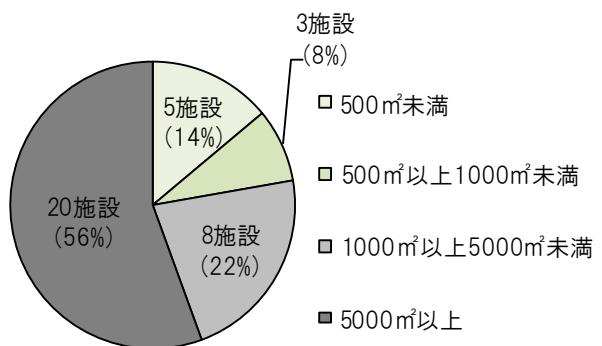
施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
忠和団地	忠和3条8丁目	41	29,993.57	○	地域	神居
緑が丘東団地	緑が丘東2条4丁目	37	19,018.74	○	地域	緑が丘
川端団地	川端町5条10丁目	36	4,855.81	○	地域	北星
北彩都団地	宮下通13丁目	9	14,514.29	○	地域	中央・新旭川
市営住宅 計			36 施設	382,622.85 m ²		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 10,628 m², 経過年数の平均は 42 年となっていて、全施設で耐震性があることを確認しています。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

10 公園

公園には、都市公園法に基づき設置している都市公園のほか、農村地域の生活環境の改善や農村と都市の交流促進を目的とする農村公園があり、ここでは都市公園 258 施設、農村公園 2 施設の計 260 施設における公共建築物を対象とします。

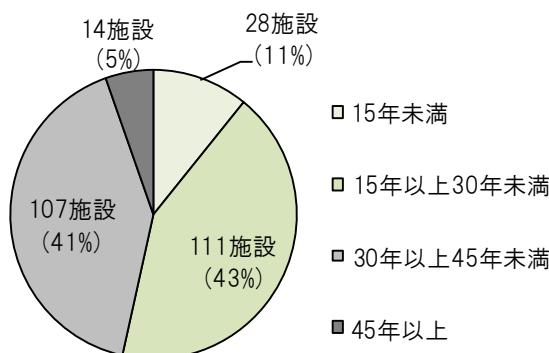
【図表 2-19 公園一覧】

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
常磐公園施設	常磐公園	44	1,071.57	●	全市	中央・新旭川
神楽岡公園施設	神楽岡公園	30	1,149.44	○	全市	神楽
春光台公園施設	字近文 6 線 3 号	39	813.23	○	全市	春光台・鷹の巣
忠和公園施設	神居町忠和	26	190.12	○	全市	神居
カムイの杜公園施設	神居町富沢	25	201.33	○	地域	神居
新富公園施設	新富 3 条 2 丁目	39	134.28	○	地域	中央・新旭川
クリスタルパーク施設	神楽 3 条 7 丁目	18	213.79	○	地域	神楽
永山中央公園施設	永山 6 条 17 丁目	18	289.33	○	地域	永山
千代の山公園施設	春光台 3 条 3 丁目	44	127.71	●	地域	春光台・鷹の巣
西神楽公園施設	西神楽南 1 条 1 丁目	44	411.21	●	地域	西神楽
嵐山公園施設	鷹栖町	54	1,290.80	●	地域	江丹別
旭山公園施設	東旭川町倉沼	9	155.01	○	地域	東旭川
ガーデンセンター(宮前公園管理棟)	宮前 2 条 1 丁目	8	390.32	○	全市	中央・新旭川
外 247 施設						
公園 計			260 施設	9,341.70 m ²		

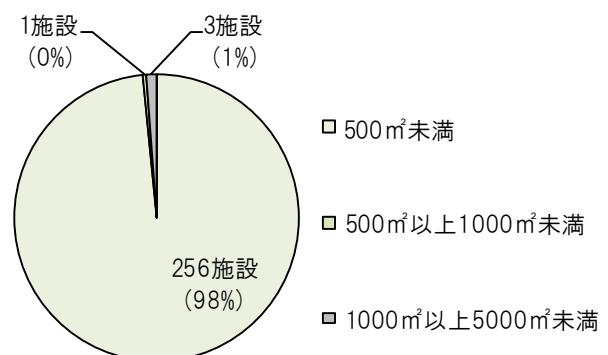
※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は約 36 m²で、トイレなど用途が限定された小規模施設が多く、10 m²未満のものは 197 施設あります。

経過年数の平均は 28 年で、経過年数が短めの施設が多く、耐震性のある施設の割合も比較的高くなっています。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

11 供給処理施設

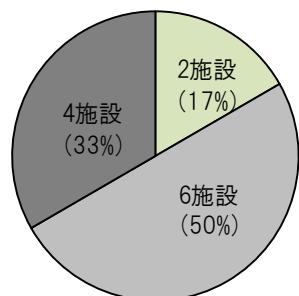
供給処理施設には、「近文清掃工場」、「廃棄物処分場」、「近文リサイクルプラザ」などのごみ処理関連施設のほか、飲料水供給施設などがあります。

【図表 2-20 供給処理施設一覧】

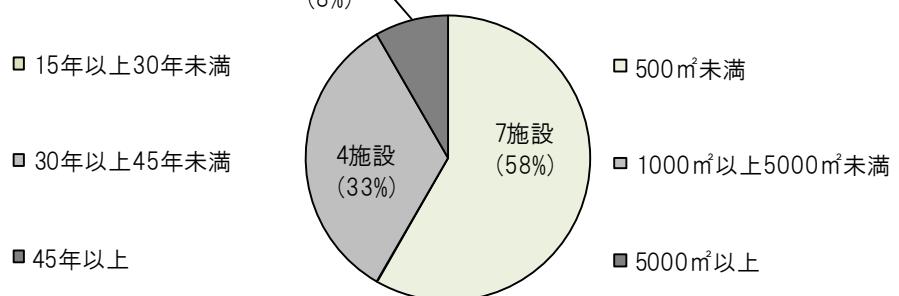
施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
中園廃棄物最終処分場	江丹別町中園	44	1,197.57	●	全市	江丹別
環境センター	東旭川町上兵村	32	3,413.53	○	全市	東旭川
近文清掃工場	近文町 13 丁目	27	9,126.16	○	全市	北星
廃棄物処分場	江丹別町芳野	20	3,197.52	○	全市	江丹別
近文リサイクルプラザ	近文町 14 丁目	48	2,102.90	○	全市	北星
共有地地区飲料水供給施設	新開	57	7.83	●	地域	西神楽
共有地地区飲料水浄水施設	西神楽南 15 号	34	35.94	○	地域	西神楽
共栄地区専用水道施設	神居町共栄	35	168.80	○	地域	神居
春志内地区飲料水供給施設	神居町春志内	53	23.20	●	地域	神居
春日地区飲料水供給施設	江丹別町春日	47	3.24	●	地域	江丹別
神華地区飲料水供給施設	神居町神華	39	39.03	○	地域	神居
新開地区飲料水供給施設	西神楽南 13 号	36	173.31	○	地域	西神楽
供給処理施設 計			12 施設	19,489.03 m ²		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 1,624 m²、経過年数の平均は 39 年で、多くの施設で老朽化への対応が課題となっています。



■経過年数別施設割合



■延床面積別施設割合

12 その他

その他の施設には、「7条駐車場」、「旭川聖苑」、「動物愛護センター」、「旭川駅前広場駐車駐輪場」、廃校となった学校施設、公衆トイレなどがあります。

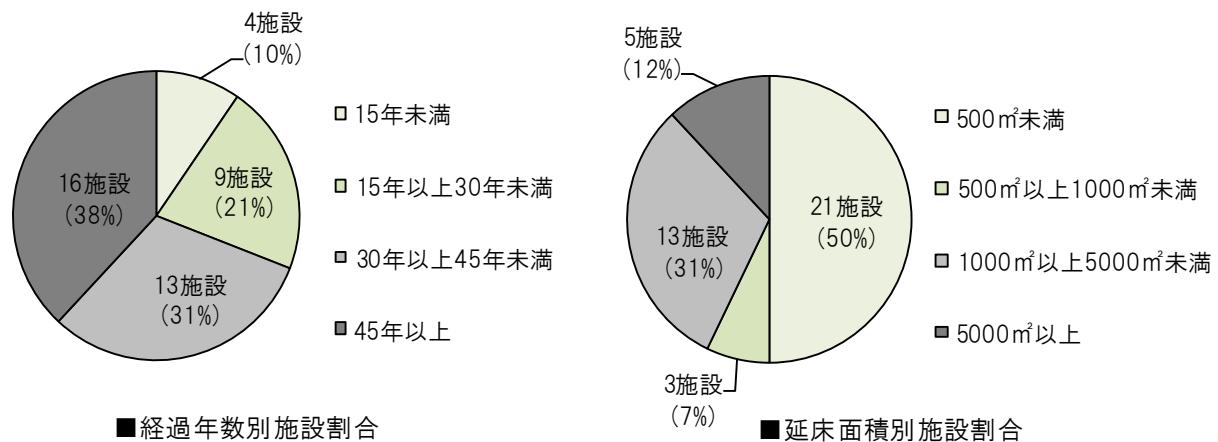
【図表 2-21 その他一覧(借上施設除く。)】

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
7条駐車場	7条通9丁目	48	8,011.01	●	全市	中央・新旭川
近文墓地	字近文6線1号	45	6.48	●	その他	春光台・鷹の巣
神居墓地	神居町神岡	45	13.77	●	その他	神居
永山墓地	永山町9丁目	22	19.31	○	その他	永山
愛宕墓地	豊岡10条4丁目	34	7.35	○	その他	豊岡
2号墓地	春光台5条6丁目	15	10.80	○	その他	春光台・鷹の巣
3号墓地	東鷹栖5線12号	46	14.53	●	その他	東鷹栖
旭川聖苑	東旭川町倉沼	23	6,370.14	○	全市	東旭川
台場テレビ放送中継局	神居町富岡	25	7.59	○	全市	神居
旧東旭川中央会館	東旭川北1条6丁目	59	535.35	●	その他	東旭川
旧春光台汚水処理施設	春光台5条8丁目	37	303.18	○	地域	春光台・鷹の巣
旧豊里小中学校貸付建物	神居町豊里	37	2,282.86	○	その他	神居
旧旭川第4小学校貸付建物	東旭川町豊田	49	1,564.68	●	その他	東旭川
高齢者施設貸付家屋	東鷹栖4線18号	40	49.61	○	地域	東鷹栖
旧豊里保育所	神居町豊里	33	113.40	○	地域	神居
旧さくら保育所	永山町16丁目	44	127.37	●	地域	永山
動物愛護センター	7条通10丁目	10	734.54	○	全市	中央・新旭川
神居古潭石狩川左岸河川敷トイレ	神居町神居古潭	22	23.47	○	その他	神居
見本林簡易式バイオトイレ	神楽7条9丁目	23	13.04	○	その他	神楽
旭川駅前広場駐車駐輪場	宮下通8丁目	10	2,436.72	○	全市	中央・新旭川
井上靖通トイレ	春光4条2丁目	28	24.30	○	その他	春光
永山取水施設管理棟	東鷹栖1線15号	25	660.20	○	その他	東鷹栖
大町通歩行者専用道便所	大町1条7丁目	33	22.30	○	その他	北星
旭川空港事務所	東神楽町東2線15号	41	3,440.37	○	全市	西神楽
旧南消防署東出張所	3条通20丁目	60	289.21	●	地域	中央・新旭川
旧南消防署豊岡出張所	豊岡4条3丁目	58	303.20	●	その他	豊岡
旧旭川第2小学校	東旭川町旭正	31	2,541.91	○	地域	東旭川
旧聖和小学校	西神楽1線18号	44	1,622.75	○	その他	西神楽
旧千代ヶ岡小学校	西神楽3線25号	25	2,202.81	○	地域	西神楽
北海道旭川高等支援学校貸付建物	5条西5丁目	46	6,533.71	○	その他	中央・新旭川
旧北都中学校	8条通16丁目	64	6,161.03	●	その他	中央・新旭川
旧旭川第2中学校	東旭川町共栄	38	3,187.08	○	地域	東光

施設名	所在地	経過年数	延床面積(m ²)	耐震	機能の提供範囲	地域
旧神居古潭小中学校	神居町神居古潭	46	1,964.86	○	その他	神居
旧千代ヶ岡中学校	西神楽3線25号	58	1,926.38	●	その他	西神楽
旧雨紛中学校	神居町雨紛	37	2,319.64	○	その他	神居
旧旭川第1小学校教員住宅	東旭川町米原	55	97.36	●	その他	東旭川
旧聖和小学校教員住宅	西神楽1線18号	55	137.75	●	その他	西神楽
旧旭川北都商業高等学校	台場2条1丁目	56	8,247.32	●	その他	神居
旧天文台	常磐公園	72	15.50	●	その他	中央・新旭川
旧東海大学旭川キャンパス施設	神居町忠和	30	3,631.51	○	その他	神居
旧川のおもしろ館	常磐公園	55	1,349.61	●	その他	中央・新旭川
旭山共同墓地	東旭川町倉沼	5	7.29	○	その他	東旭川
その他 計			42 施設	69,331.29 m ²		

※表中の「耐震」欄～「○：耐震性あり」、「●：要耐震改修又は耐震診断未実施」

延床面積の平均は 1,651 m²、経過年数の平均は 39 年となっていて、30 年以上経過した施設が全体の 69%を占めています。



13 借上施設

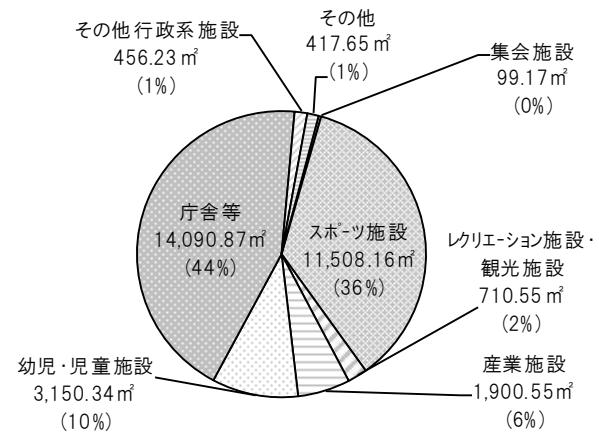
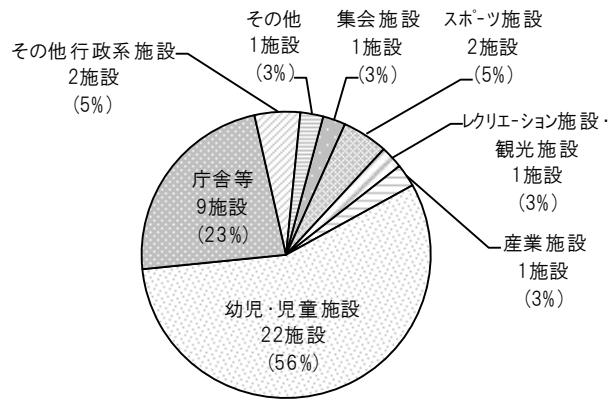
本市では、執務室としての利用や市民の福祉増進等を目的として、次の施設を借り上げています。

【図表 2-22 借上施設一覧】

施設名	所在地	用途 (中分類)	延床面積 (m ²)	機能の 提供範囲	地 域
春光 6 区会館	春光 1 条 9 丁目	集会施設	99.17	地域	春光
大成市民センター	6・7 条通 14 丁目	スポーツ施設	2,047.88	全市	中央・新旭川
道北アーツ大雪アリーナ	神楽 4 条 7 丁目	スポーツ施設	9,460.28	全市	神楽
旭山動物園東門及び管理事務所	東旭川町倉沼	ケイエン施設・観光施設	710.55	全市	東旭川
工芸センター事務室・工房・研究室	緑が丘東 1 条 3 丁目	産業施設	1,900.55	全市	緑が丘
春光・春光第二放課後児童クラブ	末広東 1 条 1 丁目	幼児・児童施設	264.44	地域	末広
朝日放課後児童クラブ	5 条通 19 丁目	幼児・児童施設	114.04	地域	中央・新旭川
神楽岡第二放課後児童クラブ	神楽岡 14 条 3 丁目	幼児・児童施設	221.86	地域	神楽
こども向け屋内遊戯場	1 条通 8 丁目	幼児・児童施設	946.50	全市	中央・新旭川
永山第三放課後児童クラブ	永山 2 条 18 丁目	幼児・児童施設	129.60	地域	永山
近文第二放課後児童クラブ	錦町 15 丁目	幼児・児童施設	138.47	地域	北星
新富第二放課後児童クラブ	新富 1 条 3 丁目	幼児・児童施設	96.00	地域	中央・新旭川
東五条第二放課後児童クラブ	東 5 条 6 丁目	幼児・児童施設	61.16	地域	中央・新旭川
神居東第二放課後児童クラブ	神居 2 条 16 丁目	幼児・児童施設	85.04	地域	神居
神居第二放課後児童クラブ	神居 5 条 7 丁目	幼児・児童施設	95.58	地域	神居
千代田第三放課後児童クラブ	東光 10 条 3 丁目	幼児・児童施設	59.50	地域	東光
神楽第二放課後児童クラブ	神楽 5 条 6 丁目	幼児・児童施設	72.90	地域	神楽
永山南第四放課後児童クラブ	永山 11 条 4 丁目	幼児・児童施設	59.62	地域	永山
豊岡第三放課後児童クラブ	豊岡 8 条 3 丁目	幼児・児童施設	38.44	地域	豊岡
末広北第二放課後児童クラブ	末広 5 条 11 丁目	幼児・児童施設	51.84	地域	末広
緑新第二放課後児童クラブ	神楽岡 6 条 6 丁目	幼児・児童施設	81.81	地域	緑が丘
知新第二放課後児童クラブ	6 条通 11 丁目	幼児・児童施設	88.42	地域	中央・新旭川
旭川第3小第二放課後児童クラブ	東光 9 条 8 丁目	幼児・児童施設	86.67	地域	東光
神楽岡第三放課後児童クラブ	神楽岡 14 条 3 丁目	幼児・児童施設	97.20	地域	神楽
共栄第二放課後児童クラブ	豊岡 1 条 8 丁目	幼児・児童施設	94.77	地域	東光
近文第三放課後児童クラブ	緑町 14 丁目	幼児・児童施設	174.15	地域	北星
神居第三放課後児童クラブ	神居 5 条 5 丁目	幼児・児童施設	92.33	地域	神居
第二庁舎事務所	7 条通 10 丁目	庁舎等	9,378.41	全市	中央・新旭川
教育委員会事務所	6 条通 8 丁目	庁舎等	881.95	全市	中央・新旭川
消費者相談・国際交流活動・高齢者等学習支援他(まちなか市民プラザ)	1 条通 8 丁目	庁舎等	2,677.60	全市	中央・新旭川
経済交流課執務室	神楽 4 条 6 丁目	庁舎等	88.80	全市	神楽
観光課執務室	5 条通 7 丁目	庁舎等	107.93	全市	中央・新旭川

施設名	所在地	用途 (中分類)	延床面積 (m ²)	機能の 提供範囲	地 域
観光課執務室	5条通7丁目	庁舎等	107.93	全市	中央・新旭川
旭川まちなかしごとプラザ等設置場所	2条通7丁目	庁舎等	263.48	全市	中央・新旭川
旭川大雪圏東京事務所	東京都千代田区永田町2丁目	庁舎等	47.83	その他	範囲外
東旭川支所米飯出張所	東旭川町豊田	庁舎等	7.50	地域	東旭川
農政部等事務所	上常盤町1丁目	庁舎等	637.37	全市	中央・新旭川
文書保存倉庫	東5条7丁目	その他行政系施設	324.00	その他	中央・新旭川
旭川市情報コーナー・学習スペース	7条通14丁目65番1	その他行政系施設	132.23	その他	中央・新旭川
食肉衛生検査所	東鷹栖6線12号	その他	417.65	全市	東鷹栖
借上施設 計		39施設	32,333.52 m ²		

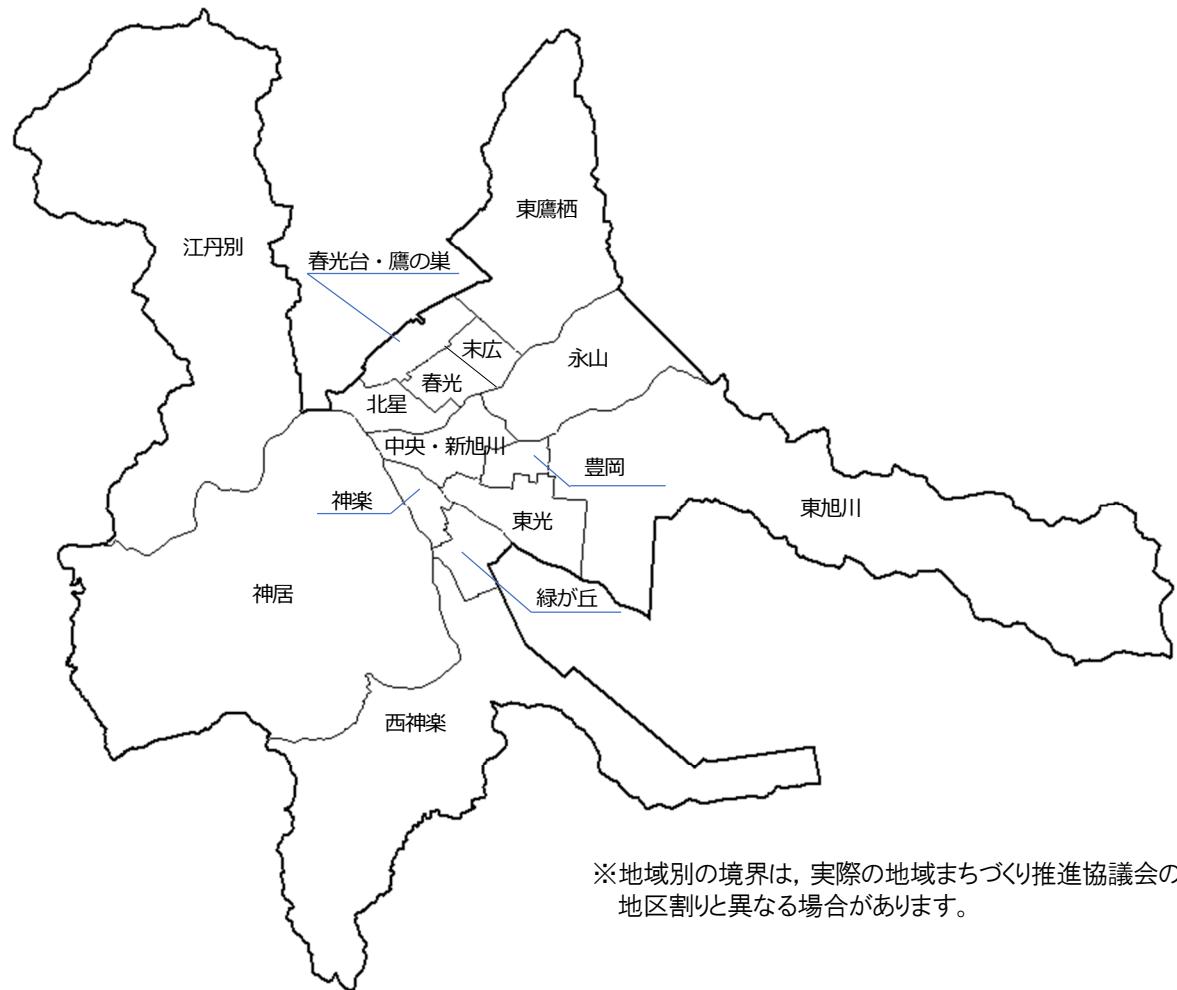
用途別（中分類）の施設数割合では、幼児・児童施設が56%、庁舎等が23%と多くを占める一方、面積割合では、庁舎等が44%、スポーツ施設が36%と多くなっています。



第3章 地域別の公共建築物の状況

広大な行政面積を有する本市では、地形的特徴、都市機能の集積状況などにより多様な生活圏が形成されています。ここでは地域特性を踏まえつつ課題を把握するため、「地域まちづくり推進協議会」の区分により本市を15地域に分け、公共建築物の現状を見ていきます。

【図表3-1 旭川市地域まちづくり推進協議会区分図】

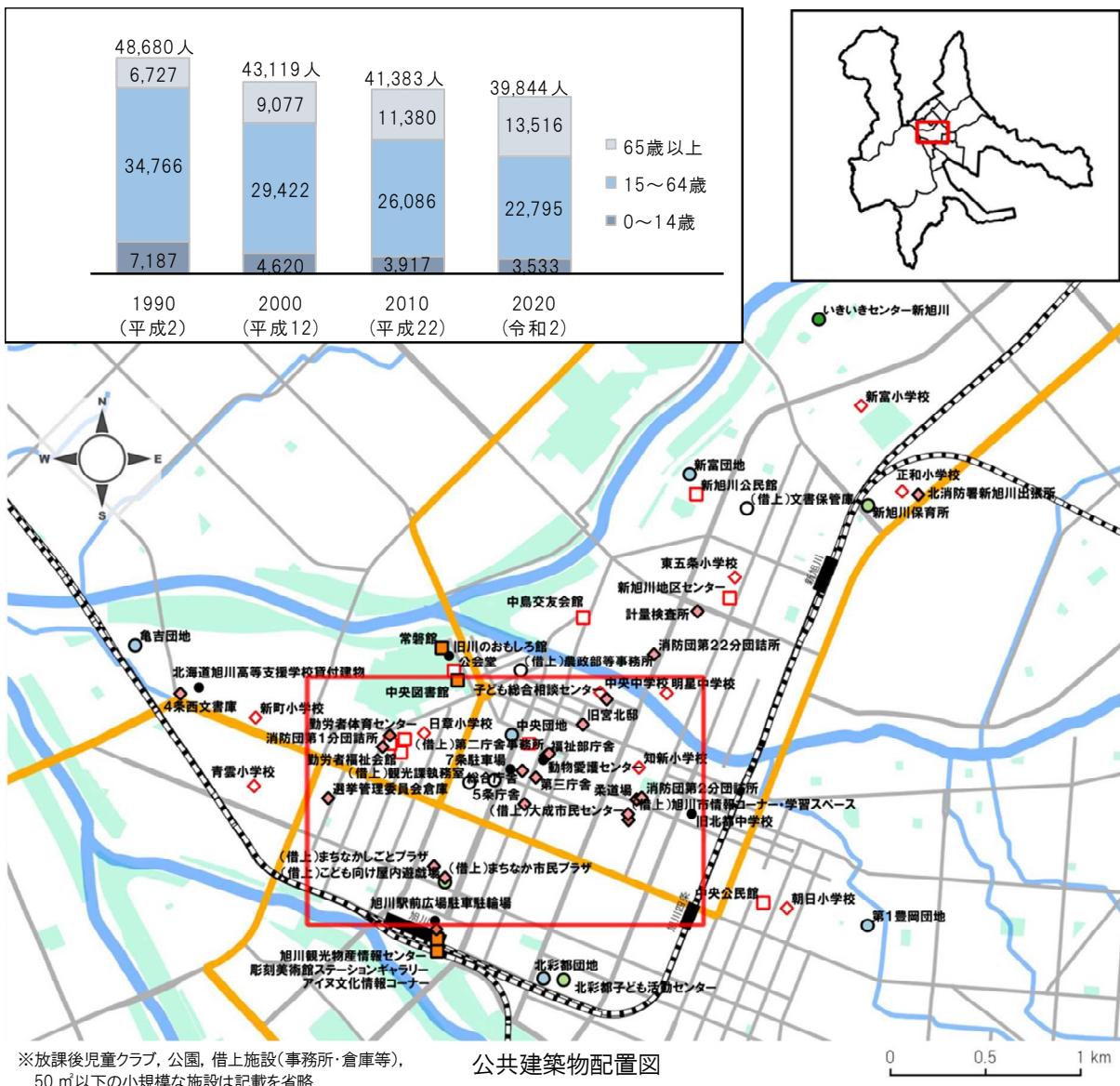


【図表 3-2 地域別の公共建築物の設置状況】

地域名	施設数	延床面積 (m ²)	人口 (人)	人口1人当たり 延床面積(m ² /人)
中央・新旭川	84 (98)	189,628.37 (207,385.34)	38,994	4.87 (5.32)
豊岡	39 (40)	82,615.30 (82,653.74)	23,865	3.46 (3.46)
東光	66 (69)	131,944.42 (132,185.36)	48,471	2.72 (2.73)
北星	51 (53)	83,325.07 (83,637.69)	30,394	2.74 (2.75)
末広	45 (47)	49,340.45 (49,656.73)	27,758	1.78 (1.79)
春光	27 (28)	90,762.58 (90,861.75)	15,609	5.81 (5.82)
春光台・鷹の巣	26	53,410.07	11,318	4.72
神居	76 (79)	139,794.11 (140,067.06)	30,021	4.66 (4.67)
江丹別	25	17,836.11	255	69.94
永山	52 (54)	74,972.07 (75,161.29)	41,358	1.81 (1.82)
東旭川	60 (62)	81,946.21 (82,664.26)	13,250	6.18 (6.24)
神楽	33 (38)	45,088.41 (55,029.45)	16,731	2.69 (3.28)
緑が丘	33 (35)	95,906.63 (97,888.99)	18,919	5.07 (5.17)
西神楽	25	21,737.70	2,859	7.60
東鷹栖	24 (25)	25,487.78 (25,905.43)	5,007	5.09 (5.17)
範囲外	1 (2)	92.74 (140.57)	1,248	0.07 (0.11)
合計	667 (706)	1,183,888.02 (1,216,221.54)	326,057	3.64 (3.73)

※括弧内は、借上施設を含む数値です。

1 中央・新旭川地域



凡例	
□	市民文化系施設
■	社会教育系施設
◆	スポーツ・レクリエーション系施設
▲	産業施設
◆	学校教育系施設
●	子育て支援系施設
●	保健・福祉系施設
◆	行政系施設
●	市営住宅
■	供給処理施設
●	その他

中央・新旭川地域の公共建築物は、施設数 98、延床面積 207,385.34 m²となっていて、施設数・延床面積ともに 15 地域中で最大となっています。

この地域には「市民文化会館」、「中央図書館」、「総合庁舎」などの大規模施設をはじめ、市内全域を利用圏とする施設が集積していて、総延床面積の 43%を占めています。

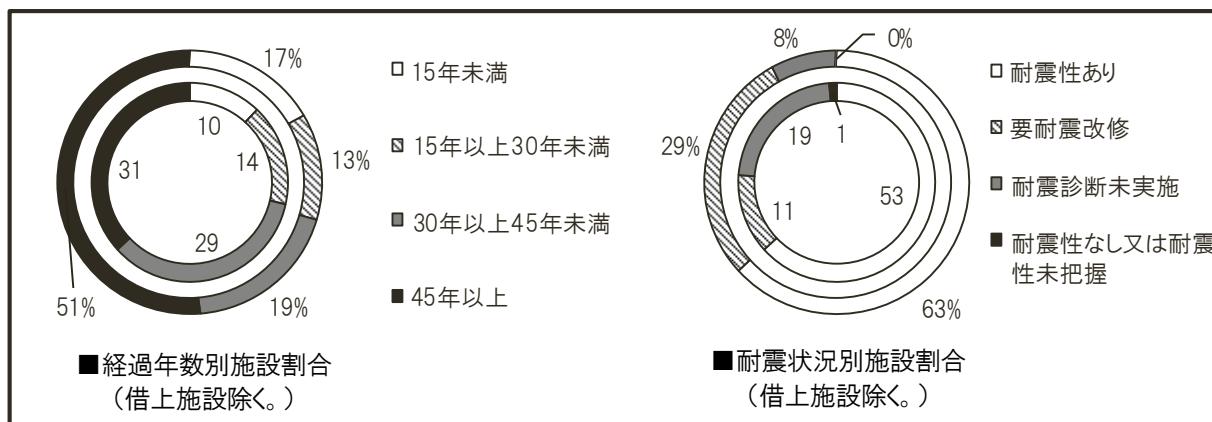
用途別では市全体の平均^{※8}に比べ、面積割合、人口 1 人当たり延床面積とともに、市民文化系施設、行政系施設が大きくなっています。

【図表 3-3 中央・新旭川地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	23,212.32	2,512.97	0.00	25,725.29	12%	38,994	0.60	0.06	0.00	0.66
社会教育系施設	9,465.89	0.00	0.00	9,465.89	5%		0.24	0.00	0.00	0.24
スポーツ・レクリエーション系施設	2,397.80	0.00	0.00	2,397.80	1%		0.06	0.00	0.00	0.06
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
学校教育系施設	0.00	59,853.96	0.00	59,853.96	29%		0.00	1.53	0.00	1.53
子育て支援系施設	682.22	847.62	0.00	1,529.84	1%		0.02	0.02	0.00	0.04
保健・福祉系施設	0.00	994.97	0.00	994.97	0%		0.00	0.03	0.00	0.03
行政系施設	22,844.86	716.60	1,520.12	25,081.58	12%		0.59	0.02	0.04	0.65
市営住宅	0.00	37,157.97	0.00	37,157.97	18%		0.00	0.95	0.00	0.95
公園	1,461.89	427.85	0.00	1,889.74	1%		0.04	0.01	0.00	0.05
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
その他	11,182.27	289.21	14,059.85	25,531.33	12%		0.29	0.01	0.36	0.66
合計	71,247.25	102,801.15	15,579.97	189,628.37	91%		1.83	2.64	0.40	4.87
借上施設	16,941.12	359.62	456.23	17,756.97	9%		0.43	0.01	0.01	0.45
合計 (借上含む)	88,188.37	103,160.77	16,036.20	207,385.34	100%		2.26	2.65	0.41	5.32

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 84 施設中 60 施設、面積割合では 71%となっています。大規模施設に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「市民文化会館」や「総合庁舎」など 12 施設、耐震診断未実施のものが 20 施設あります。

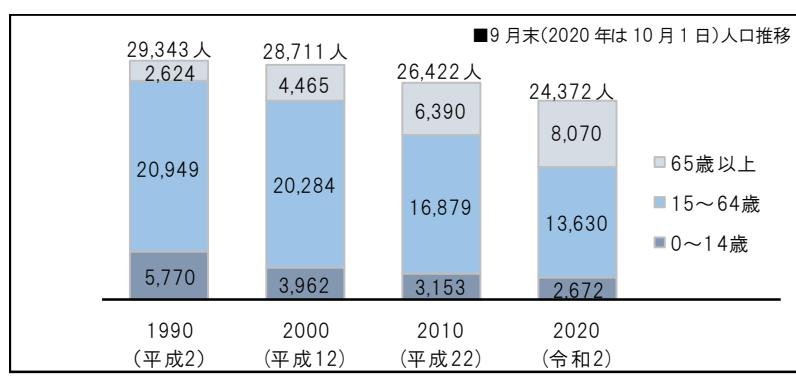
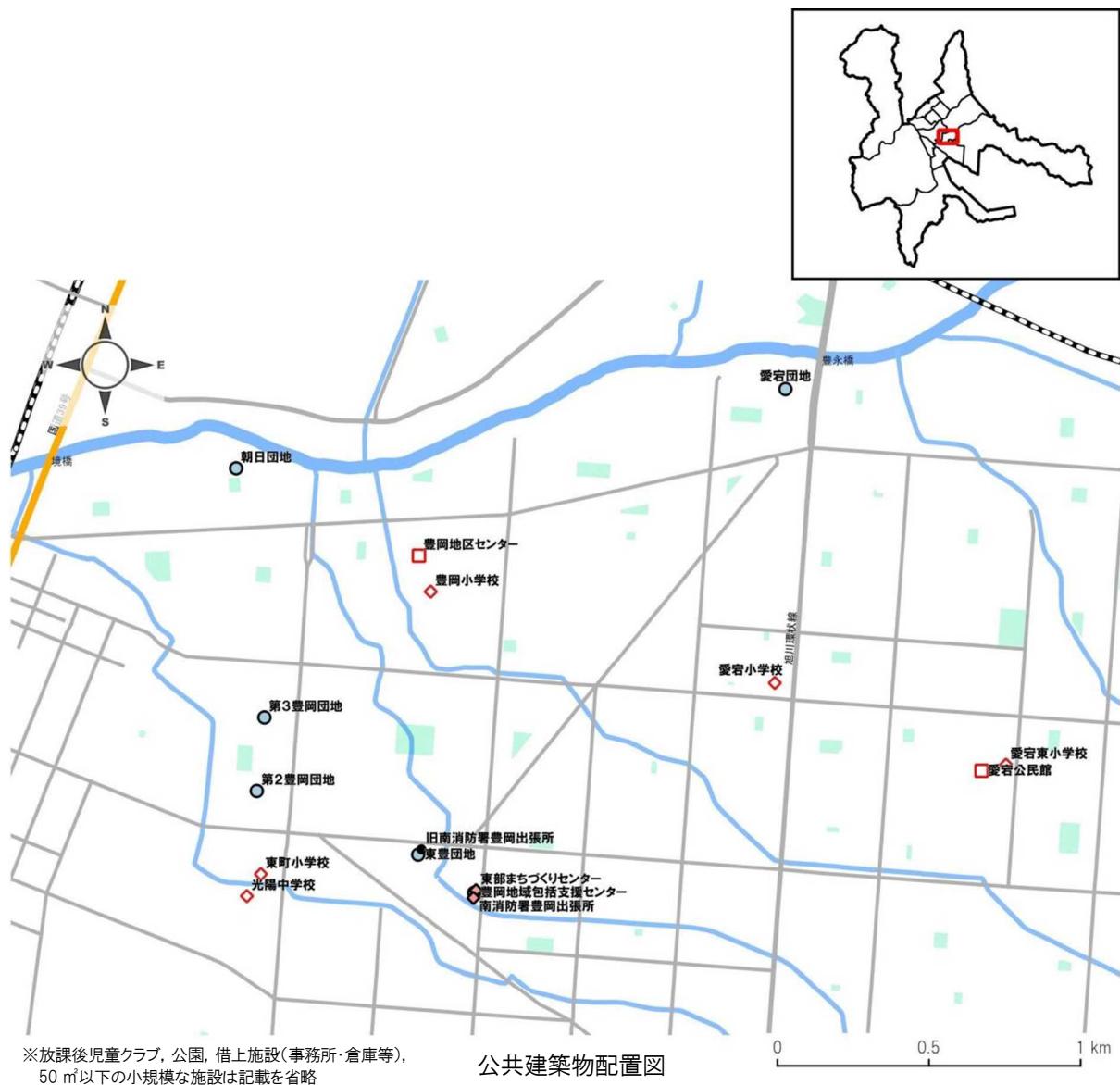


※内側が施設数、外側が面積割合

^{※8} 市全体の平均

市全体の平均については、8 ページの【図表 2-1 旭川市の公共建築物の設置状況】を参照(次ページ以降も同様)

2 豊岡地域



凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ◆ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

豊岡地域の公共建築物は、施設数 40、延床面積 82,653.74 m²となっています。

ほぼ全施設が地域内を主な利用圏としていますが、隣接する中央・新旭川、東光、東旭川地域には市内全域を利用圏とする施設が多く設置されています。

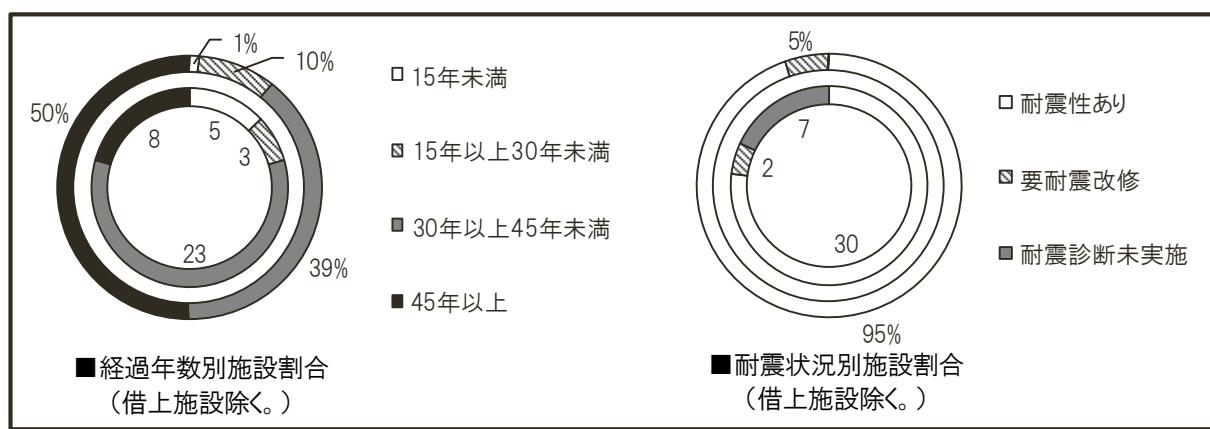
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口 1 人当たり延床面積ともに市営住宅が特に大きく、学校教育系施設と合わせると総延床面積の 96%を占めています。また、「愛宕公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-4 豊岡地域の公共建築物の設置状況】

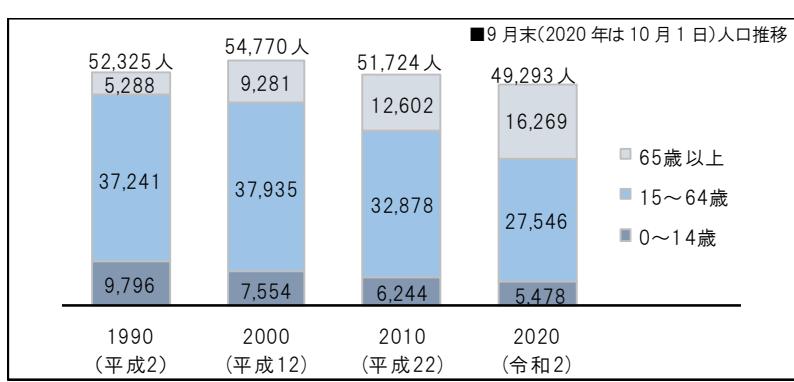
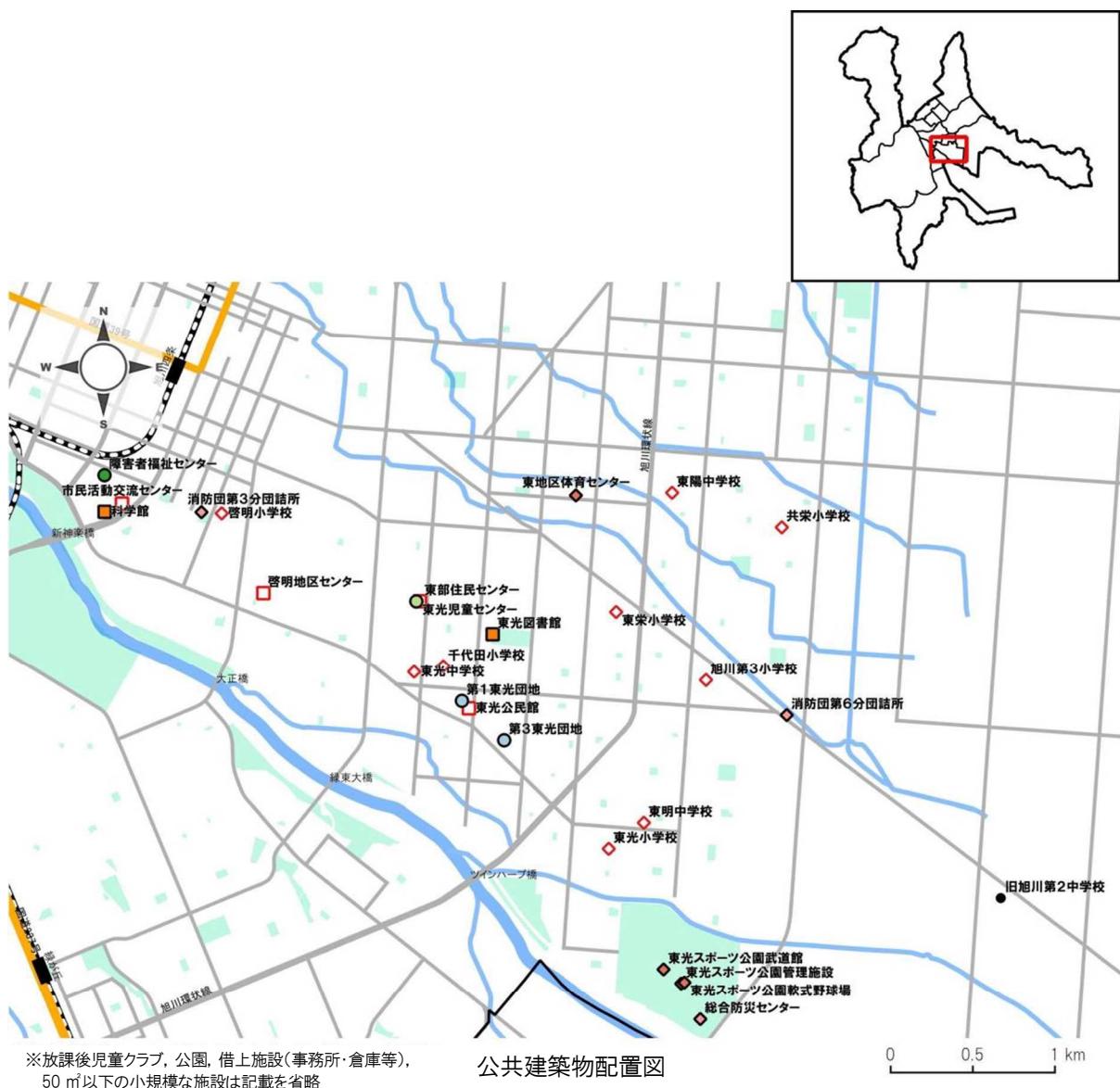
用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	1,534.11	0.00	1,534.11	2%	23,865	0.00	0.06	0.00	0.06
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
学校教育系施設	0.00	31,718.43	0.00	31,718.43	38%		0.00	1.33	0.00	1.33
子育て支援系施設	0.00	217.49	0.00	217.49	0%		0.00	0.01	0.00	0.01
保健・福祉系施設	0.00	94.53	0.00	94.53	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
行政系施設	0.00	887.58	0.00	887.58	1%		0.00	0.04	0.00	0.04
市営住宅	0.00	47,690.57	0.00	47,690.57	58%		0.00	2.00	0.00	2.00
公園	0.00	162.04	0.00	162.04	0%		0.00	0.01	0.00	0.01
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	310.55	310.55	0%		0.00	0.00	0.01	0.01
合計	0.00	82,304.75	310.55	82,615.30	100%		0.00	3.45	0.01	3.46
借上施設	0.00	38.44	0.00	38.44	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
合計 (借上含む)	0.00	82,343.19	310.55	82,653.74	100%		0.00	3.45	0.01	3.46

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 39 施設中 31 施設、面積割合では 89%となっています。大規模施設に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震性のないものが 2 施設、耐震診断未実施のものが 7 施設あります。



3 東光地域



凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ◆ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

東光地域の公共建築物は、施設数 69、延床面積 132,185.36 m²となっていて、施設数・延床面積ともに比較的大きいものの、人口も 15 地域中で最多の地域であるため、人口 1 人当たり延床面積は小さくなっています。

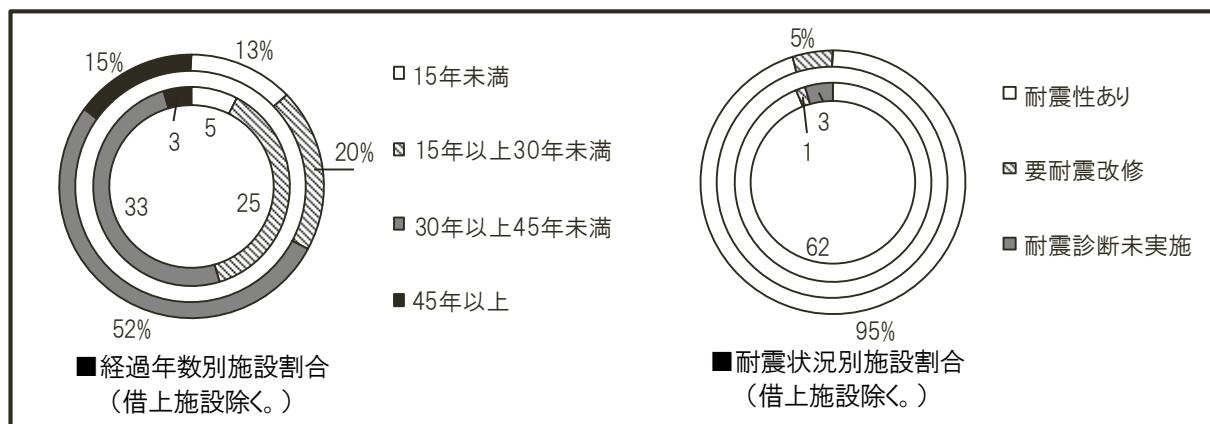
用途別では、面積割合、人口 1 人当たり延床面積とともに、市営住宅が市全体の平均より小さくなっています。また、令和 2 年度には「東光スポーツ公園武道館」が供用開始となっています。

【図表 3-5 東光地域の公共建築物の設置状況】

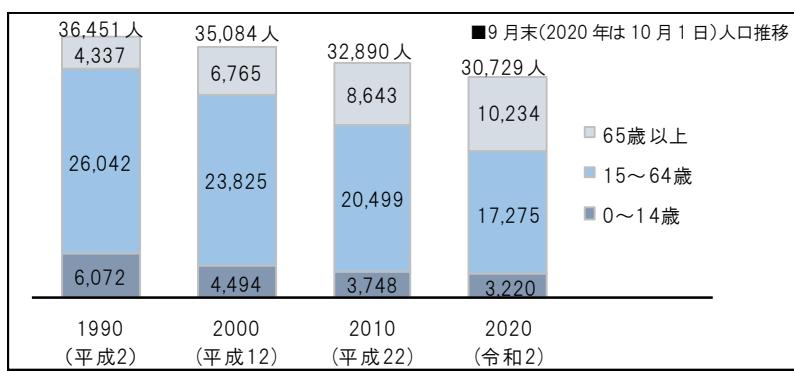
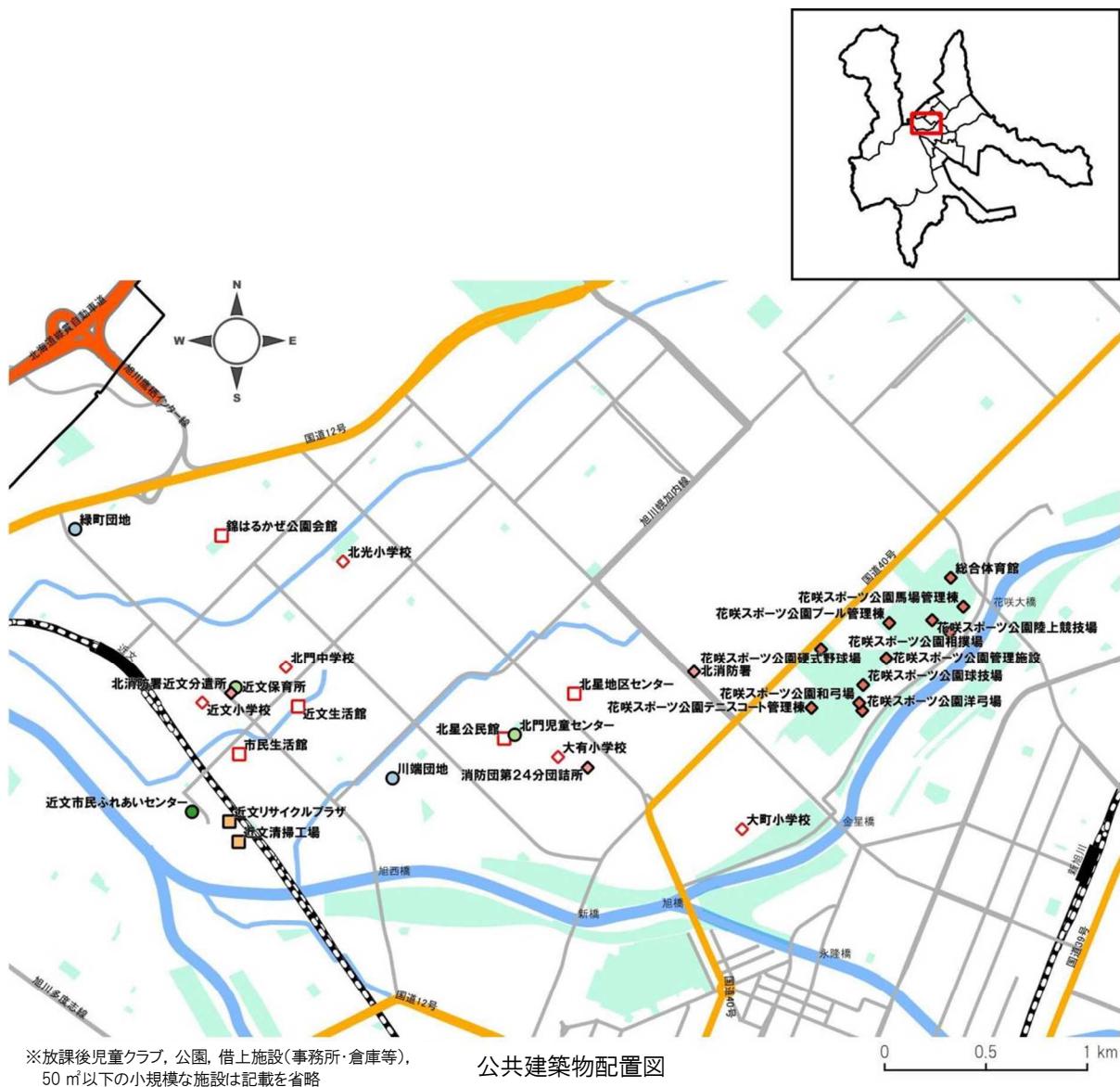
用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口 1 人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	1,656.02	2,487.38	0.00	4,143.40	3%	48,471	0.03	0.05	0.00	0.08
社会教育系施設	6,339.85	1,065.59	0.00	7,405.44	6%		0.13	0.02	0.00	0.15
スポーツ・レクリエーション系施設	5,934.76	1,102.72	0.00	7,037.48	5%		0.12	0.02	0.00	0.14
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
学校教育系施設	0.00	63,919.70	0.00	63,919.70	48%		0.00	1.32	0.00	1.32
子育て支援系施設	0.00	665.48	0.00	665.48	1%		0.00	0.01	0.00	0.01
保健・福祉系施設	5,692.41	0.00	0.00	5,692.41	4%		0.12	0.00	0.00	0.12
行政系施設	4,959.45	181.44	0.00	5,140.89	4%		0.10	0.00	0.00	0.10
市営住宅	0.00	34,362.28	0.00	34,362.28	26%		0.00	0.71	0.00	0.71
公園	0.00	390.26	0.00	390.26	0%		0.00	0.01	0.00	0.01
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	3,187.08	0.00	3,187.08	2%		0.00	0.07	0.00	0.07
合計	24,582.49	107,361.93	0.00	131,944.42	100%		0.51	2.21	0.00	2.72
借上施設	0.00	240.94	0.00	240.94	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
合計（借上含む）	24,582.49	107,602.87	0.00	132,185.36	100%		0.51	2.22	0.00	2.73

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 66 施設中 36 施設、面積割合では 77% となっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「千代田小学校」1 施設、耐震診断未実施のものが 3 施設あります。なお、「千代田小学校」については、令和 5 年 4 月に新校舎（耐震性あり）が供用開始予定です。



4 北星地域



凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ◆ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

北星地域の公共建築物は、施設数 53、延床面積 83,637.69 m²となっています。

「総合体育館（リアルター夢りんご体育館）」、「近文清掃工場」のような大規模施設をはじめ、「花咲スポーツ公園」の各施設など、市内全域を利用圏とする施設が多く、総延床面積の 34%を占めています。

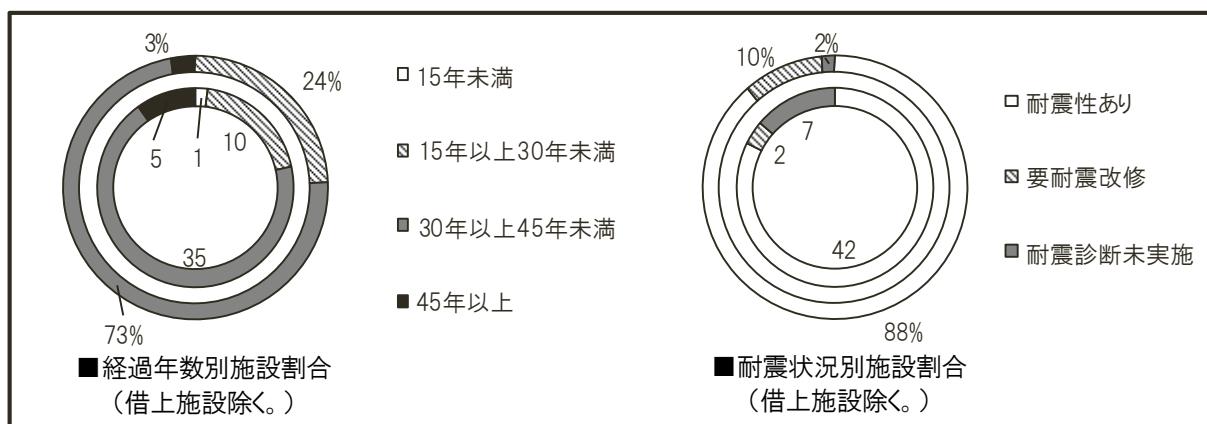
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口 1 人当たり延床面積ともに、スポーツ・レクリエーション系施設、供給処理施設が大きい一方、市営住宅が小さくなっています。また、「北星公民館」、「北光小学校」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-6 北星地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	2,770.35	0.00	2,770.35	3%	30,394	0.00	0.09	0.00	0.09
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
スポーツ・レクリエーション系施設	16,882.75	0.00	0.00	16,882.75	20%		0.56	0.00	0.00	0.56
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
学校教育系施設	0.00	33,377.13	0.00	33,377.13	40%		0.00	1.10	0.00	1.10
子育て支援系施設	0.00	1,185.07	0.00	1,185.07	1%		0.00	0.04	0.00	0.04
保健・福祉系施設	0.00	3,398.66	0.00	3,398.66	4%		0.00	0.11	0.00	0.11
行政系施設	0.00	2,636.62	7.18	2,643.80	3%		0.00	0.09	0.00	0.09
市営住宅	0.00	11,687.42	0.00	11,687.42	14%		0.00	0.38	0.00	0.38
公園	0.00	128.53	0.00	128.53	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
供給処理施設	11,229.06	0.00	0.00	11,229.06	13%		0.37	0.00	0.00	0.37
その他	0.00	0.00	22.30	22.30	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
合計	28,111.81	55,183.78	29.48	83,325.07	100%	—	0.92	1.82	0.00	2.74
借上施設	0.00	312.62	0.00	312.62	0%	—	0.00	0.01	0.00	0.01
合計（借上含む）	28,111.81	55,496.40	29.48	83,637.69	100%	—	0.92	1.83	0.00	2.75

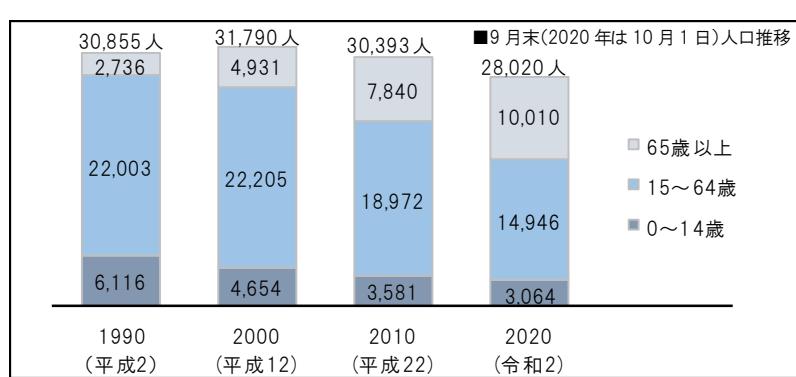
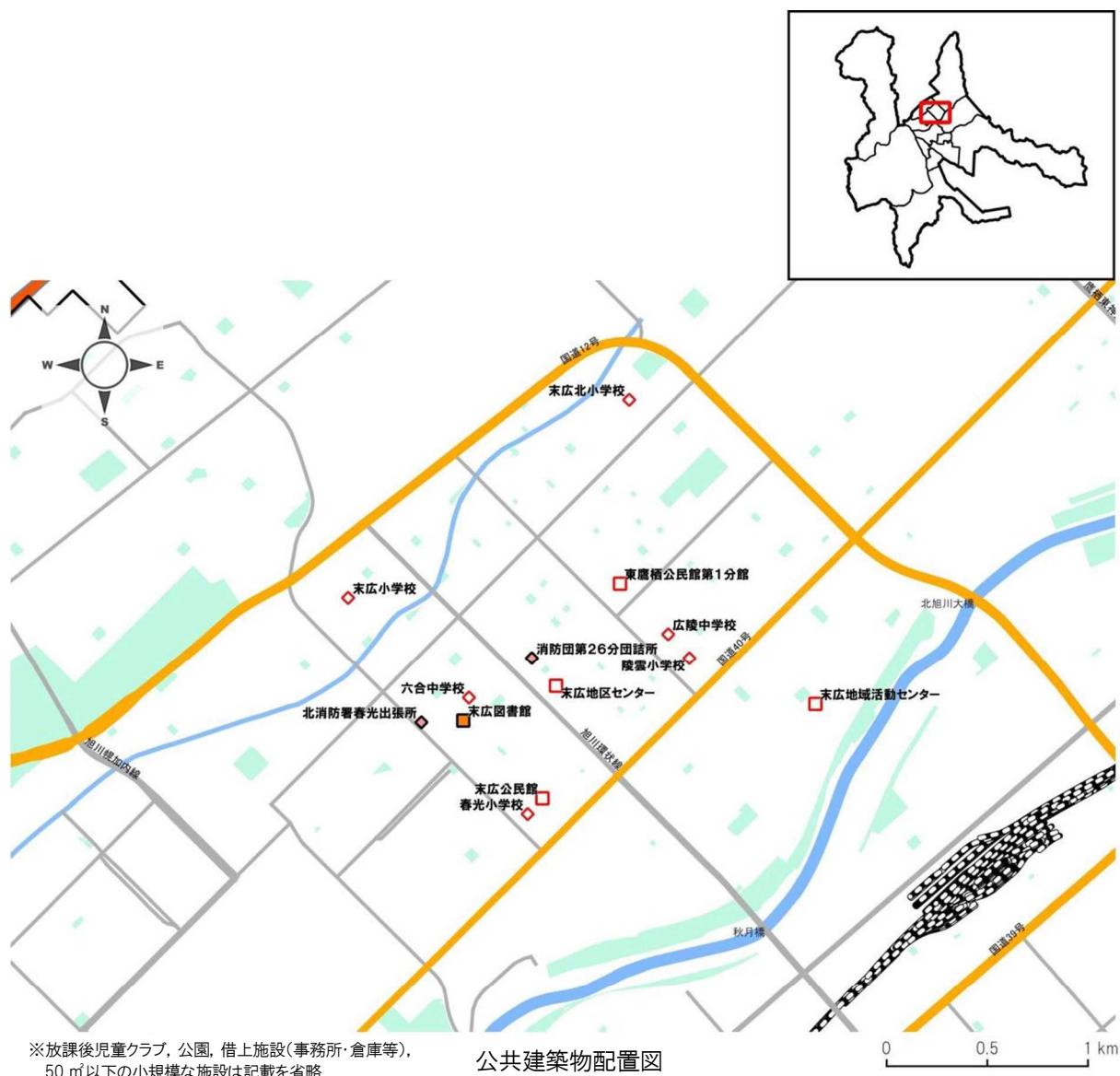
経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 51 施設中 40 施設、面積割合では 76%となっています。大規模施設に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「総合体育館」と「花咲スポーツ公園馬場管理棟」の 2 施設、耐震診断未実施のものが 7 施設あります。



※内側が施設数、外側が面積割合

5 末広地域



凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ◆ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

末広地域の公共建築物は、施設数 47、延床面積 49,656.73 m²となっていて、人口 1 人当たり延床面積は 15 地域中で最も小さく、全施設が地域内を主な利用圏としています。

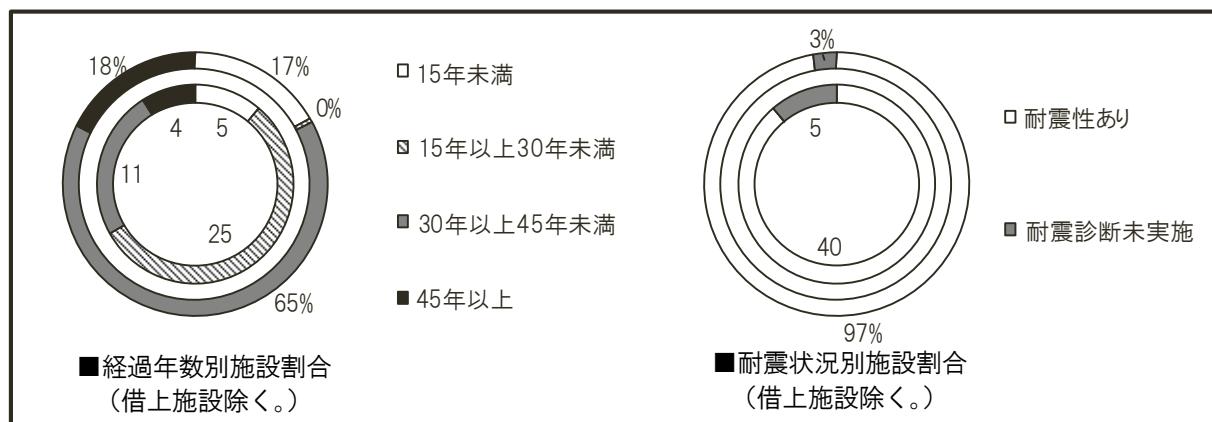
用途別では、学校教育系施設の人口 1 人当たり延床面積が市全体の平均より大きく、他用途の施設の延床面積も小さいため、面積割合では総延床面積の 91% を占めています。また、15 地域で唯一、市営住宅がない地域となっています。

【図表 3-7 末広地域の公共建築物の設置状況】

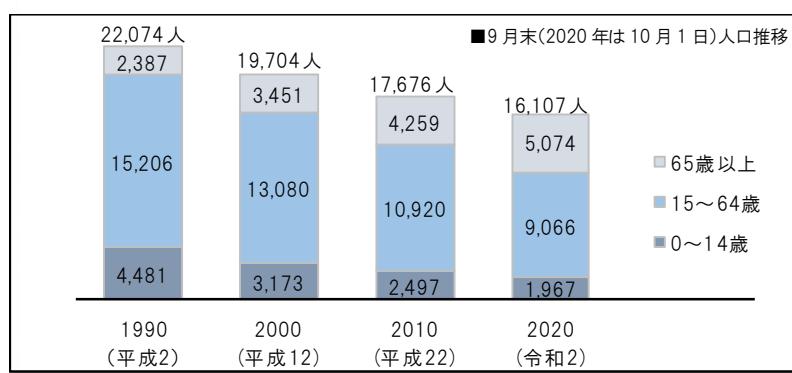
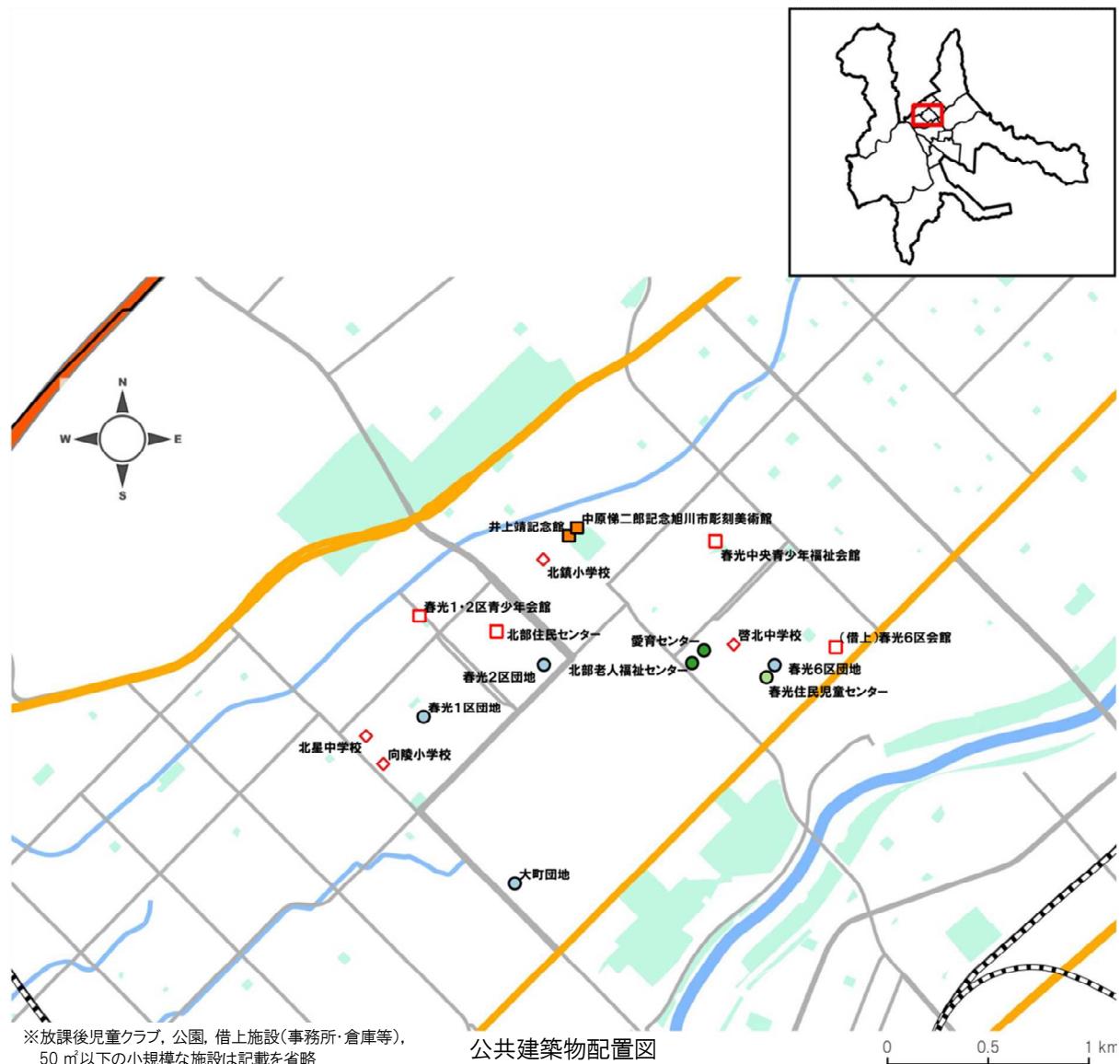
用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	2,589.45	0.00	2,589.45	5%	0.00	0.09	0.00 0.09		
社会教育系施設	0.00	999.43	0.00	999.43		0.00	0.04	0.00 0.04		
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00 0.00		
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00 0.00		
学校教育系施設	0.00	44,998.28	0.00	44,998.28		0.00	1.62	0.00 1.62		
子育て支援系施設	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00 0.00		
保健・福祉系施設	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00 0.00		
行政系施設	0.00	497.20	0.00	497.20		0.00	0.02	0.00 0.02		
市営住宅	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00 0.00		
公園	0.00	256.09	0.00	256.09		0.00	0.01	0.00 0.01		
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00 0.00		
その他	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00 0.00		
合計	0.00	49,340.45	0.00	49,340.45		—	0.00	1.78 0.00		
借上施設	0.00	316.28	0.00	316.28		—	0.00	0.01 0.00		
合計 (借上含む)	0.00	49,656.73	0.00	49,656.73	100%	—	0.00	1.79 0.00		

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 45 施設中 15 施設、面積割合では 83% となっていて、大規模施設に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震診断未実施のものが 5 施設あります。



6 春光地域



凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ◇ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

春光地域の公共建築物は、施設数 28、延床面積 90,861.75 m²となっています。

ほとんどの施設は地域内を主な利用圏としていますが、市内全域を利用圏とする施設として「井上靖記念館」、「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館」、「愛育センター」の 3 施設があります。

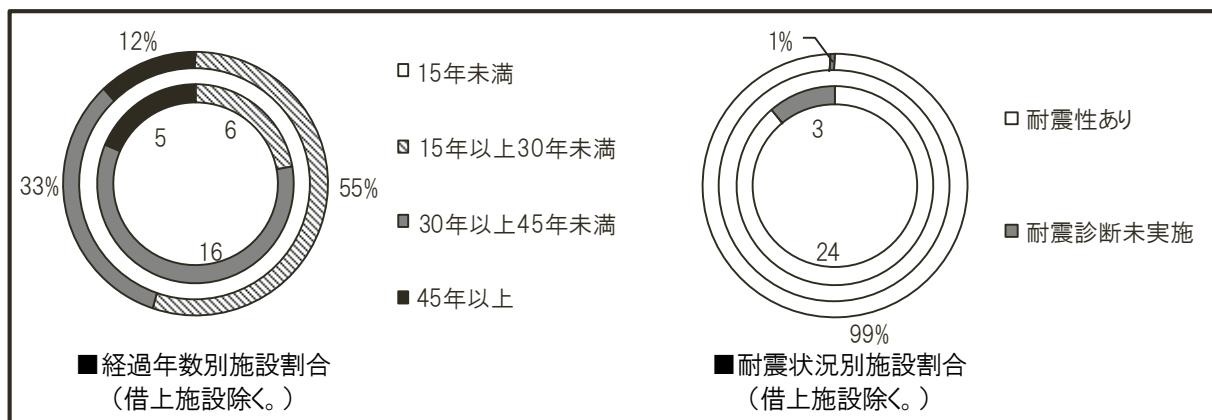
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口 1 人当たり延床面積ともに市営住宅が特に大きく、学校教育系施設と合わせると総延床面積の 91% を占めています。

【図表 3-8 春光地域の公共建築物の設置状況】

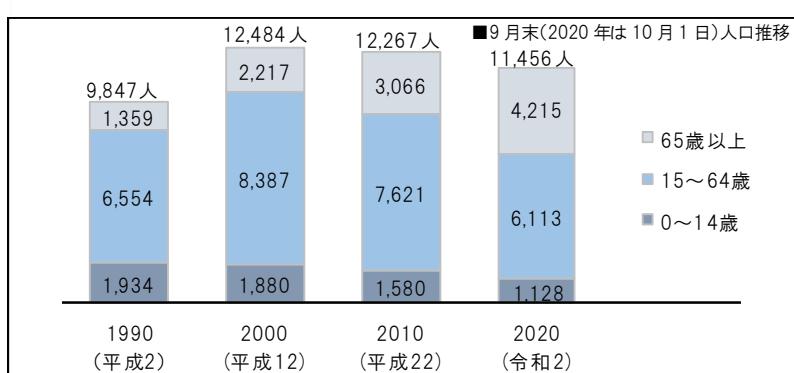
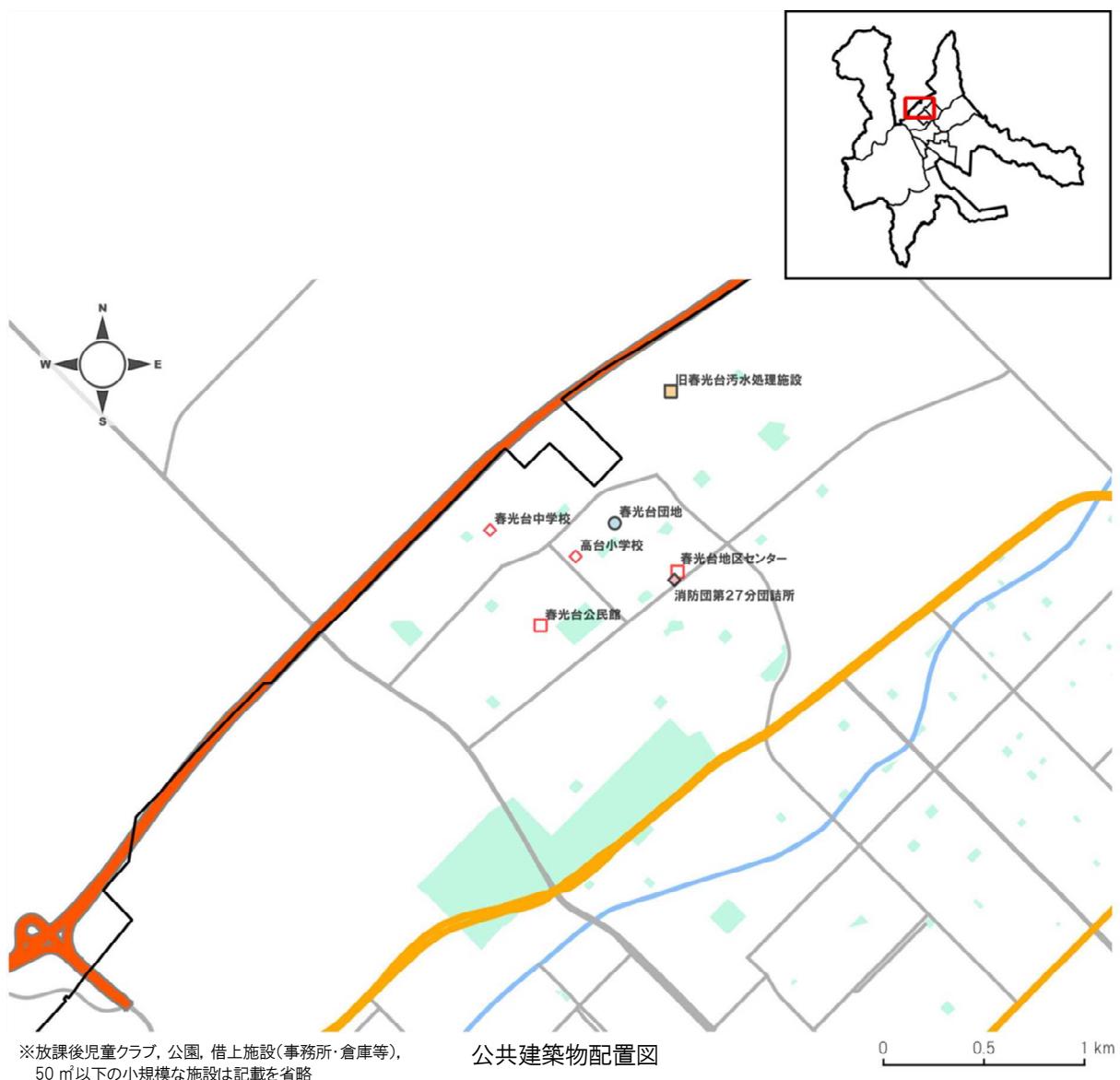
用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	1,721.49	0.00	1,721.49	2%	15,609	0.00	0.11	0.00	0.11
社会教育系施設	2,176.70	0.00	0.00	2,176.70	2%		0.14	0.00	0.00	0.14
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
学校教育系施設	0.00	30,482.14	0.00	30,482.14	34%		0.00	1.95	0.00	1.95
子育て支援系施設	0.00	566.00	0.00	566.00	1%		0.00	0.04	0.00	0.04
保健・福祉系施設	3,132.43	984.84	0.00	4,117.27	5%		0.20	0.06	0.00	0.26
行政系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
市営住宅	0.00	51,557.42	0.00	51,557.42	57%		0.00	3.30	0.00	3.30
公園	0.00	117.26	0.00	117.26	0%		0.00	0.01	0.00	0.01
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	24.30	24.30	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
合計	5,309.13	85,429.15	24.30	90,762.58	100%		0.34	5.47	0.00	5.81
借上施設	0.00	99.17	0.00	99.17	0%		0.00	0.01	0.00	0.01
合計（借上含む）	5,309.13	85,528.32	24.30	90,861.75	100%		0.34	5.48	0.00	5.82

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 27 施設中 21 施設、面積割合では 45% となっています。

耐震状況については、耐震診断未実施のものが 3 施設あります。



7 春光台・鷹の巣地域



凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ◇ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

春光台・鷹の巣地域の公共建築物は、施設数 26、延床面積 53,410.07 m²となっています。

ほとんどの施設は地域内を主な利用圏としていて、市内全域を利用圏とする施設は「春光台公園施設」のみとなっています。

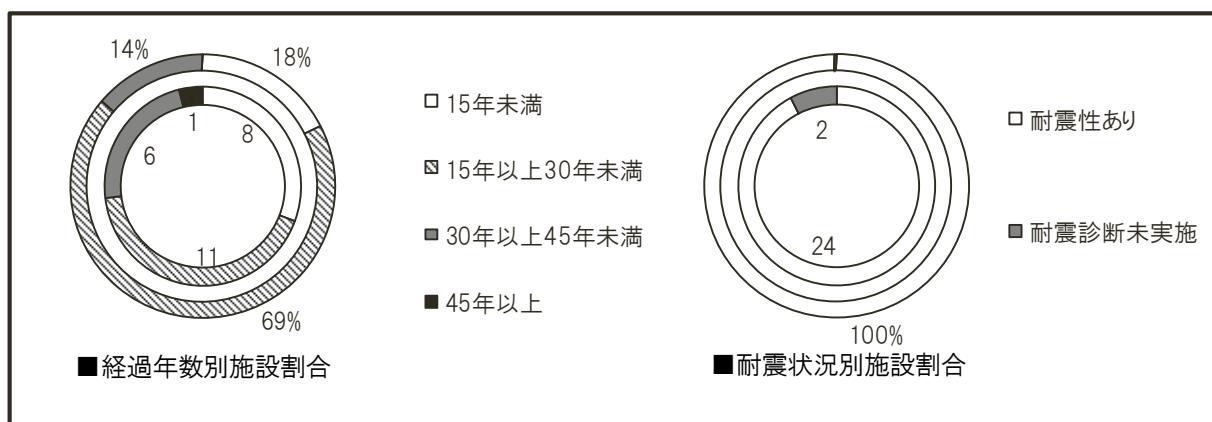
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口 1 人当たり延床面積ともに市営住宅が特に大きく、学校教育系施設と合わせると総延床面積の 94%を占めています。また、「春光台公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-9 春光台・鷹の巣地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	1,847.87	0.00	1,847.87	3%	11,318	0.00	0.16	0.00	0.16
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
学校教育系施設	0.00	14,687.88	0.00	14,687.88	28%		0.00	1.30	0.00	1.30
子育て支援系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
保健・福祉系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
行政系施設	0.00	90.72	0.00	90.72	0%		0.00	0.01	0.00	0.01
市営住宅	0.00	35,386.12	0.00	35,386.12	66%		0.00	3.13	0.00	3.13
公園	813.23	263.79	0.00	1,077.02	2%		0.07	0.02	0.00	0.09
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	303.18	17.28	320.46	1%		0.00	0.03	0.00	0.03
合計	813.23	52,579.56	17.28	53,410.07	100%		0.07	4.65	0.00	4.72
借上施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
合計（借上含む）	813.23	52,579.56	17.28	53,410.07	100%		0.07	4.65	0.00	4.72

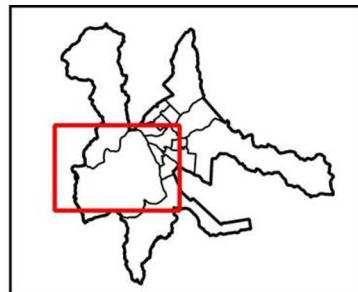
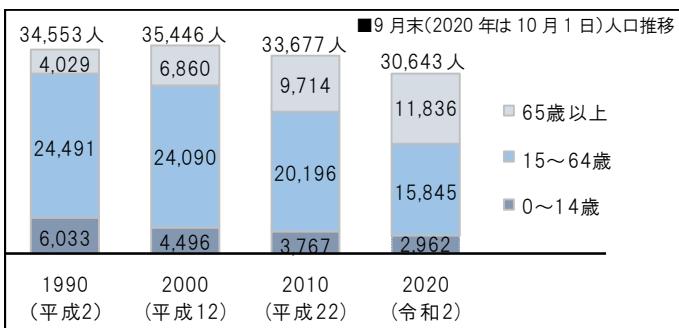
経過年数 30 年以上の施設が、26 施設中 7 施設、面積割合では 14%となっていて、比較的新しい施設が多い地域となっています。

耐震状況については、耐震診断未実施の小規模施設が 2 か所あります。



※内側が施設数、外側が面積割合

8 神居地域



凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ◆ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

部分拡大図

神居地域の公共建築物は、施設数 79、延床面積 140,067.06 m²となっていて、施設数・延床面積ともに中央・新旭川地域に次いで 2 番目に大きくなっています。

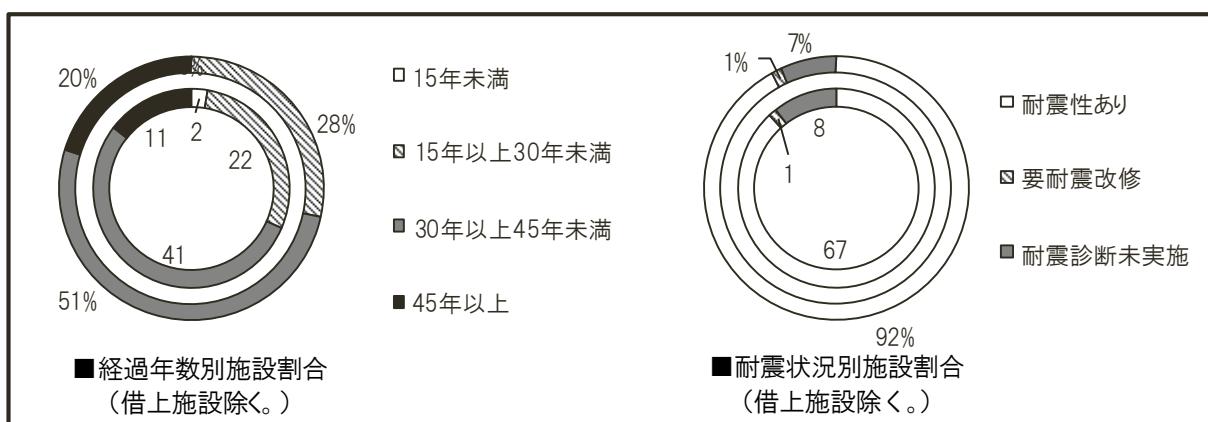
用途別では、面積割合、人口 1 人当たり延床面積とともに、市営住宅が市全体の平均より大きくなっています。また、「神居公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-10 神居地域の公共建築物の設置状況】

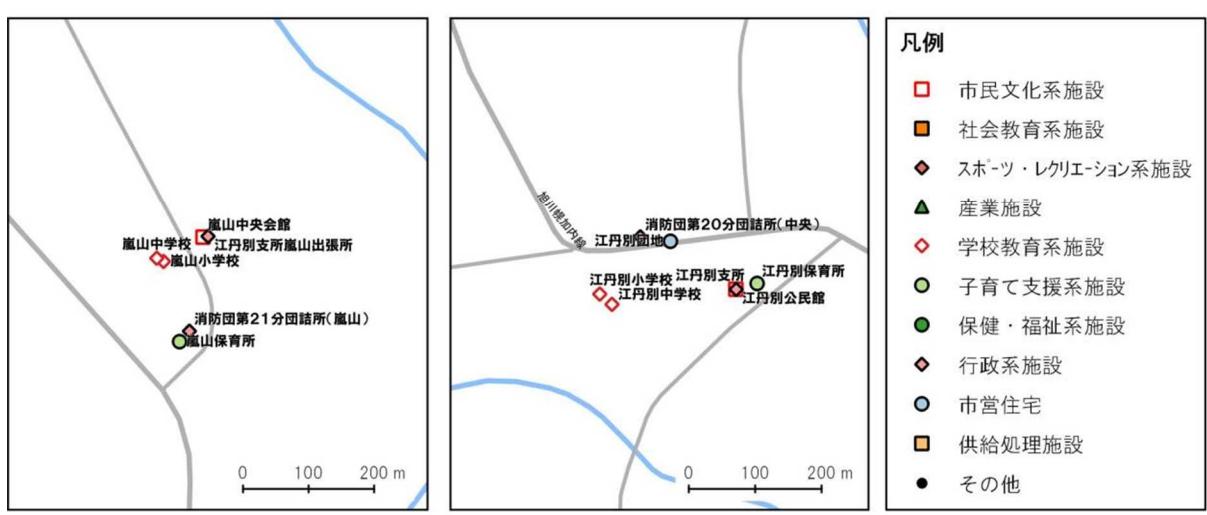
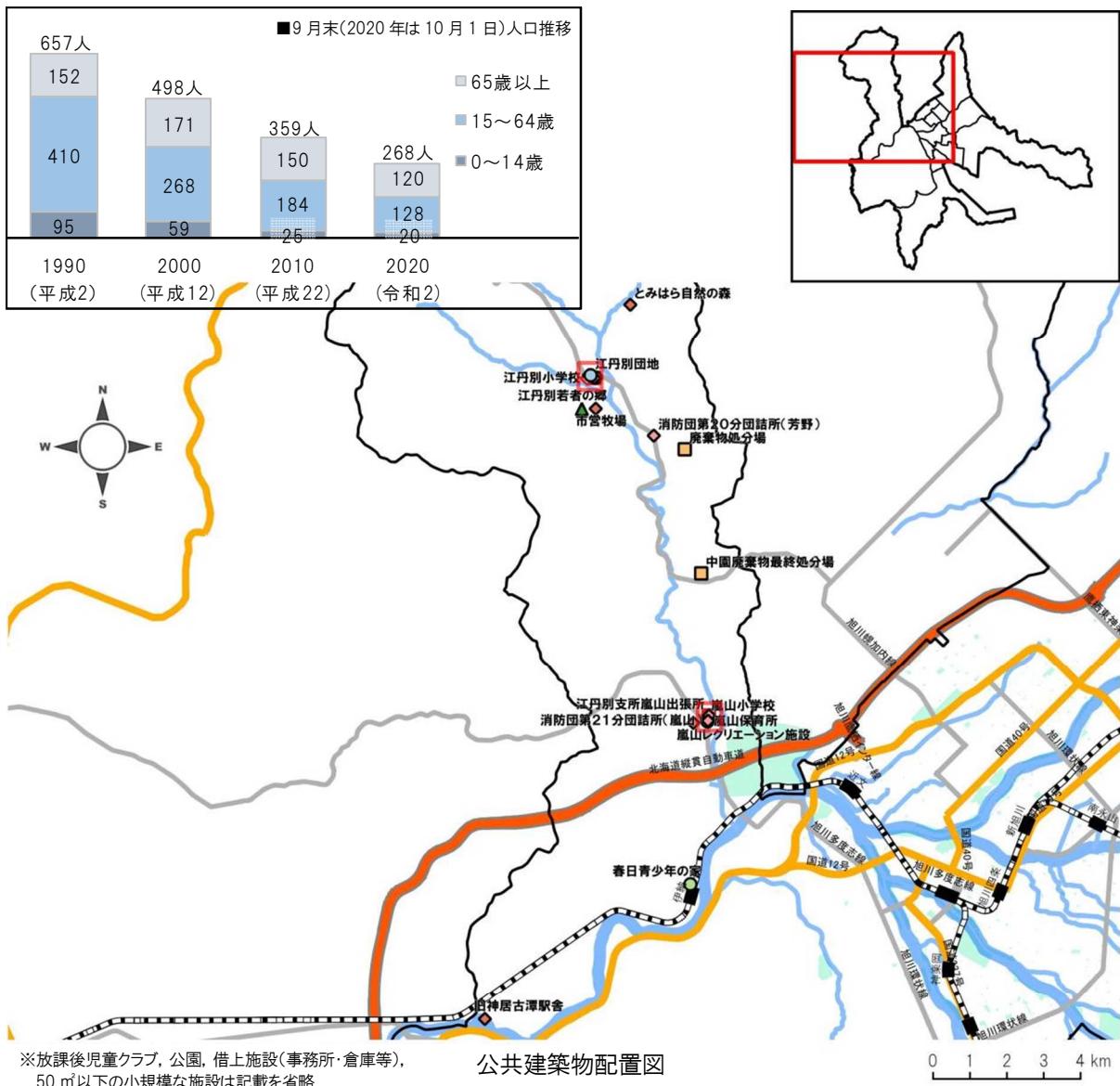
用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	4,257.67	0.00	4,257.67	30,021	0.00	0.14	0.00 0.14		
社会教育系施設	137.16	0.00	0.00	137.16		0.00	0.00	0.00 0.00		
スポーツ・レクリエーション系施設	10,314.82	0.00	0.00	10,314.82		0.34	0.00	0.00 0.34		
産業施設	3,333.56	0.00	0.00	3,333.56		0.11	0.00	0.00 0.11		
学校教育系施設	0.00	45,156.87	0.00	45,156.87		0.00	1.50	0.00 1.50		
子育て支援系施設	918.94	1,095.16	0.00	2,014.10		0.03	0.04	0.00 0.07		
保健・福祉系施設	0.00	832.34	0.00	832.34		0.00	0.03	0.00 0.03		
行政系施設	0.00	1,107.24	25.59	1,132.83		0.00	0.04	0.00 0.04		
市営住宅	0.00	53,168.73	0.00	53,168.73		0.00	1.77	0.00 1.77		
公園	190.12	420.46	0.00	610.58		0.01	0.01	0.00 0.02		
供給処理施設	0.00	231.03	0.00	231.03		0.00	0.01	0.00 0.01		
その他	7.59	113.40	18,483.43	18,604.42		0.00	0.00	0.62 0.62		
合計	14,902.19	106,382.90	18,509.02	139,794.11		0.50	3.54	0.62 4.66		
借上施設	0.00	272.95	0.00	272.95		0.00	0.01	0.00 0.01		
合計（借上含む）	14,902.19	106,655.85	18,509.02	140,067.06		0.50	3.55	0.62 4.67		

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 76 施設中 52 施設、面積割合では 72% となっていて、大規模施設に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震改修の必要なものが「雨紛小学校」1 施設、耐震診断未実施のものが 8 施設あります。



9 江丹別地域



江丹別地域の公共建築物は、施設数 25、延床面積 17,836.11 m²となっていて、施設数・延床面積ともに 15 地域中で最小ですが、人口も最少の地域であるため、人口 1 人当たり延床面積は著しく大きくなっています。

良好な自然環境や広大な土地を有するこの地域には、「江丹別若者の郷」、「市営牧場」、「廃棄物処分場」など、市内全域を利用圏とする施設が多く、総延床面積の 52% を占めています。なお、地域内を主な利用圏とする施設には「嵐山公園」（建物は鷹栖町にあるが、隣接する本地域の施設として計上）も含まれています。

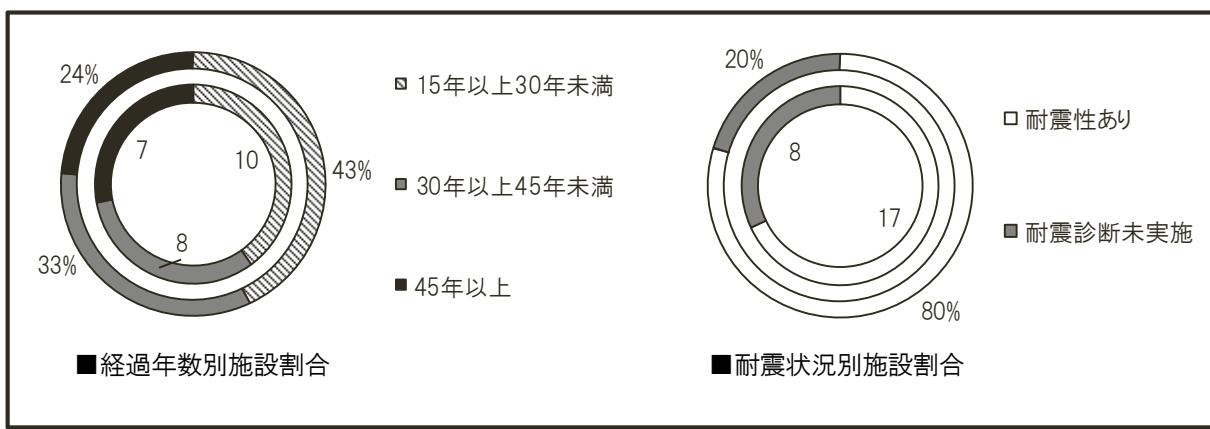
用途別では、スポーツ・レクリエーション系施設、産業施設、公園、供給処理施設の面積割合が市全体の平均より大きくなっています。また、「江丹別公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-11 江丹別地域の公共建築物の設置状況】

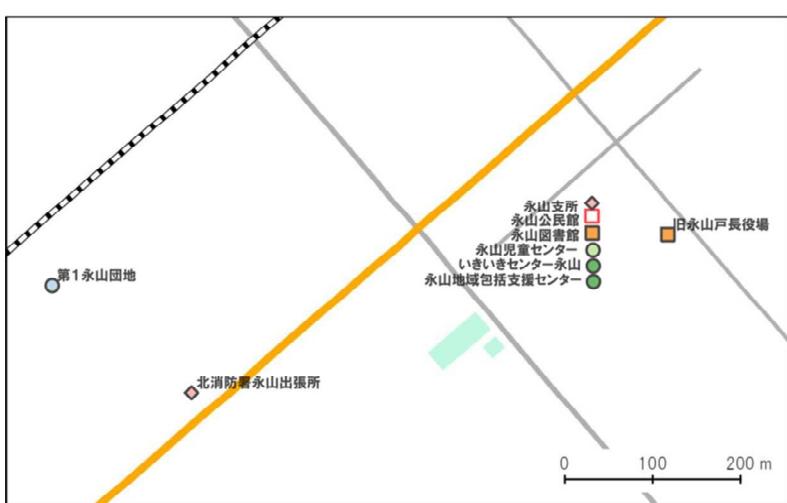
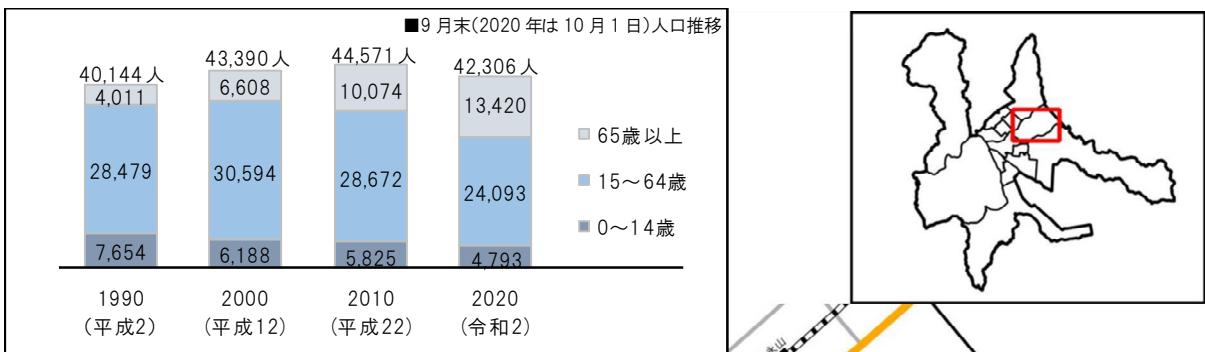
用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	1,098.28	0.00	1,098.28	6%	255	0.00	4.31	0.00	4.31
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
スポーツ・レクリエーション系施設	2,660.28	0.00	0.00	2,660.28	15%		10.43	0.00	0.00	10.43
産業施設	1,590.74	0.00	0.00	1,590.74	9%		6.24	0.00	0.00	6.24
学校教育系施設	0.00	5,017.28	0.00	5,017.28	28%		0.00	19.68	0.00	19.68
子育て支援系施設	575.17	232.22	0.00	807.39	5%		2.26	0.91	0.00	3.17
保健・福祉系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
行政系施設	0.00	642.47	33.05	675.52	4%		0.00	2.52	0.13	2.65
市営住宅	0.00	297.49	0.00	297.49	2%		0.00	1.17	0.00	1.17
公園	0.00	1,290.80	0.00	1,290.80	7%		0.00	5.06	0.00	5.06
供給処理施設	4,395.09	3.24	0.00	4,398.33	25%		17.24	0.01	0.00	17.25
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
合計	9,221.28	8,581.78	33.05	17,836.11	100%		36.16	33.65	0.13	69.94
借上施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
合計（借上含む）	9,221.28	8,581.78	33.05	17,836.11	100%		36.16	33.65	0.13	69.94

経過年数 30 年以上の施設が、25 施設中 15 施設、面積割合では 57% となっています。

耐震状況については、耐震診断未実施のものが 8 施設あります。



10 永山地域



部分拡大図

凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ◆ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

永山地域の公共建築物は、施設数 54、延床面積 75,161.29 m²となっていて、施設数・延床面積とともに大きいものの、人口も東光地域に次いで 2 番目に多い地域であり、人口 1 人当たり延床面積は末広地域に次いで 2 番目に小さくなっています。

ほとんどの施設は地域内を主な利用圏としていて、市内全域を利用圏とする施設は歴史的建造物である「旧永山戸長役場」のみとなっています。

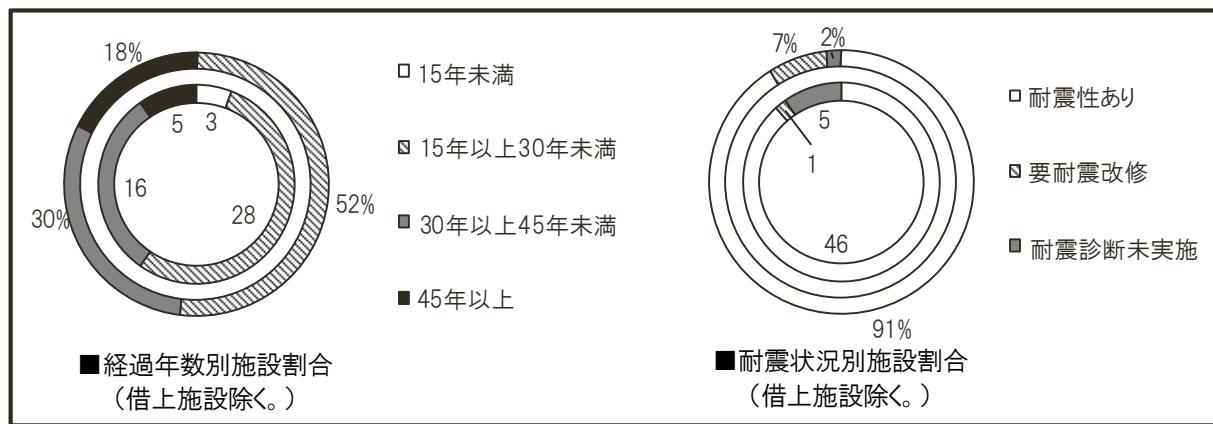
用途別では市全体の平均に比べ、学校教育系施設、市営住宅の人口 1 人当たり延床面積が小さくなっているものの、学校教育系施設の面積割合はかなり大きくなっています。

【図表 3-12 永山地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	3,770.18	285.93	4,056.11	5%	0.00	0.09	0.01		
社会教育系施設	96.67	951.23	0.00	1,047.90	1%	0.00	0.02	0.00		
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00		
産業施設	0.00	787.89	0.00	787.89	1%	0.00	0.02	0.00		
学校教育系施設	0.00	39,214.82	0.00	39,214.82	52%	0.00	0.95	0.00		
子育て支援系施設	0.00	1,327.19	0.00	1,327.19	2%	0.00	0.03	0.00		
保健・福祉系施設	0.00	571.26	0.00	571.26	1%	0.00	0.01	0.00		
行政系施設	0.00	1,565.13	0.00	1,565.13	2%	0.00	0.04	0.00		
市営住宅	0.00	25,707.77	0.00	25,707.77	34%	0.00	0.62	0.00		
公園	0.00	547.32	0.00	547.32	1%	0.00	0.01	0.00		
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00		
その他	0.00	127.37	19.31	146.68	0%	0.00	0.00	0.00		
合計	96.67	74,570.16	305.24	74,972.07	100%	-	0.00	1.80		
借上施設	0.00	189.22	0.00	189.22	0%	-	0.00	0.00		
合計（借上含む）	96.67	74,759.38	305.24	75,161.29	100%	-	0.00	1.81		

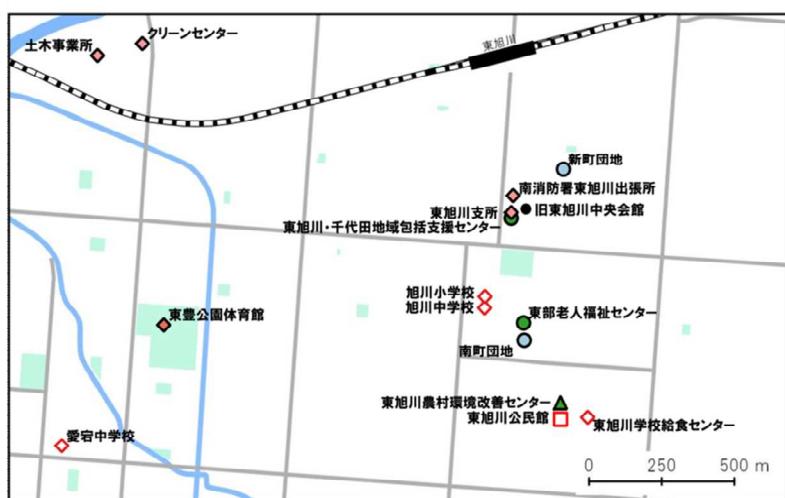
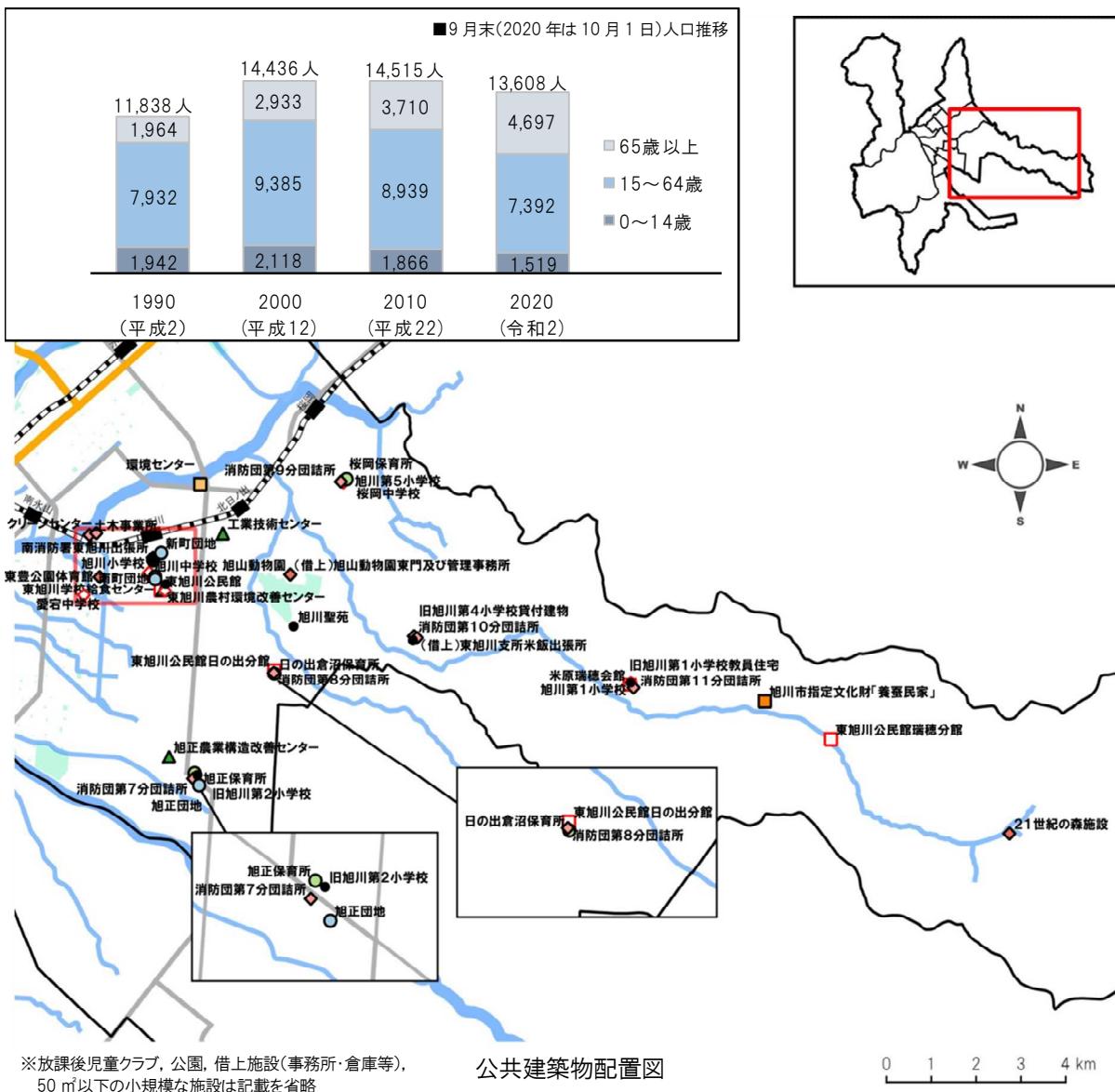
経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 52 施設中 21 施設、面積割合では 48% となっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「永山西小学校」1 施設、耐震診断未実施のものが 5 施設あります。



※内側が施設数、外側が面積割合

11 東旭川地域



部分拡大図

凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ◇ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

東旭川地域の公共建築物は、施設数 62、延床面積 82,664.26 m²となっています。

住宅地と郊外の農業地域で形成されたこの地域には、「旭山動物園」、「旭川聖苑」のような大規模施設をはじめ、「工業技術センター」、「クリーンセンター」など市内全域を利用圏とする施設が多く、総延床面積の 47% を占めています。

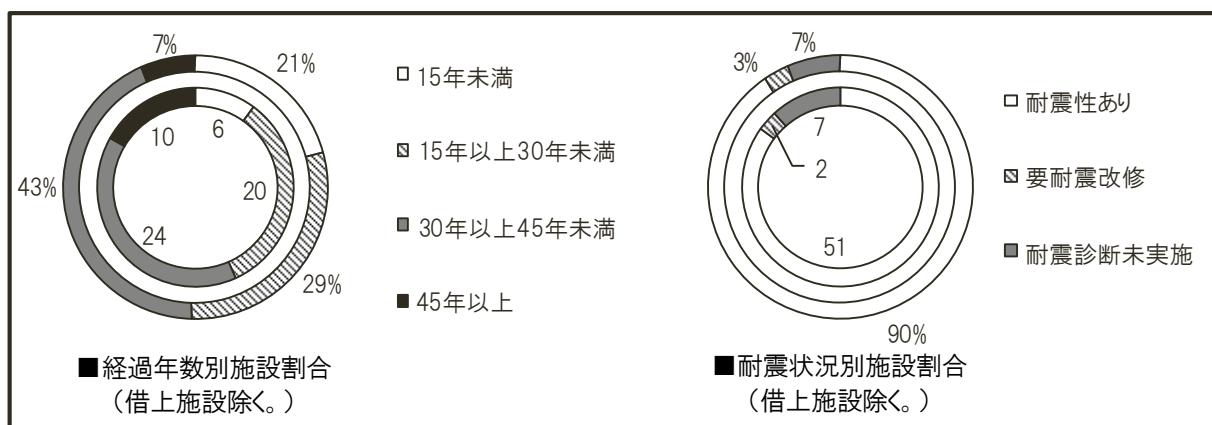
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口 1 人当たり延床面積ともに、スポーツ・レクリエーション系施設が大きい一方、市営住宅が特に小さくなっています。また、「東旭川公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）が設置されています。

【図表 3-13 東旭川地域の公共建築物の設置状況】

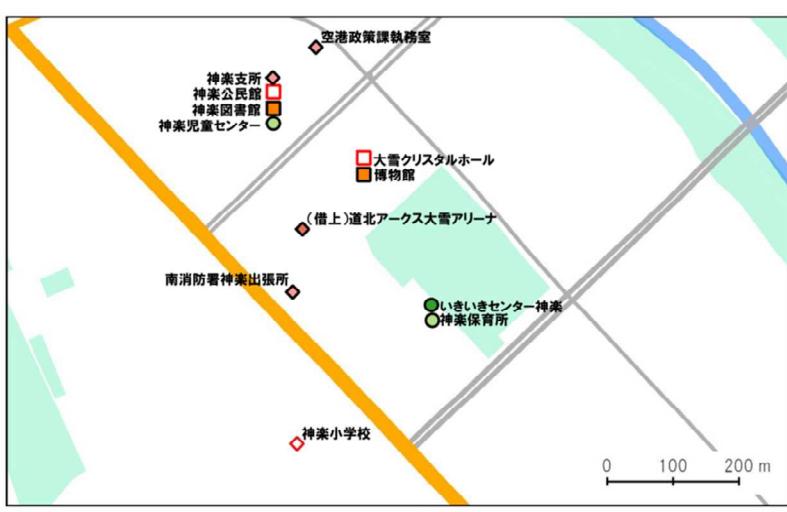
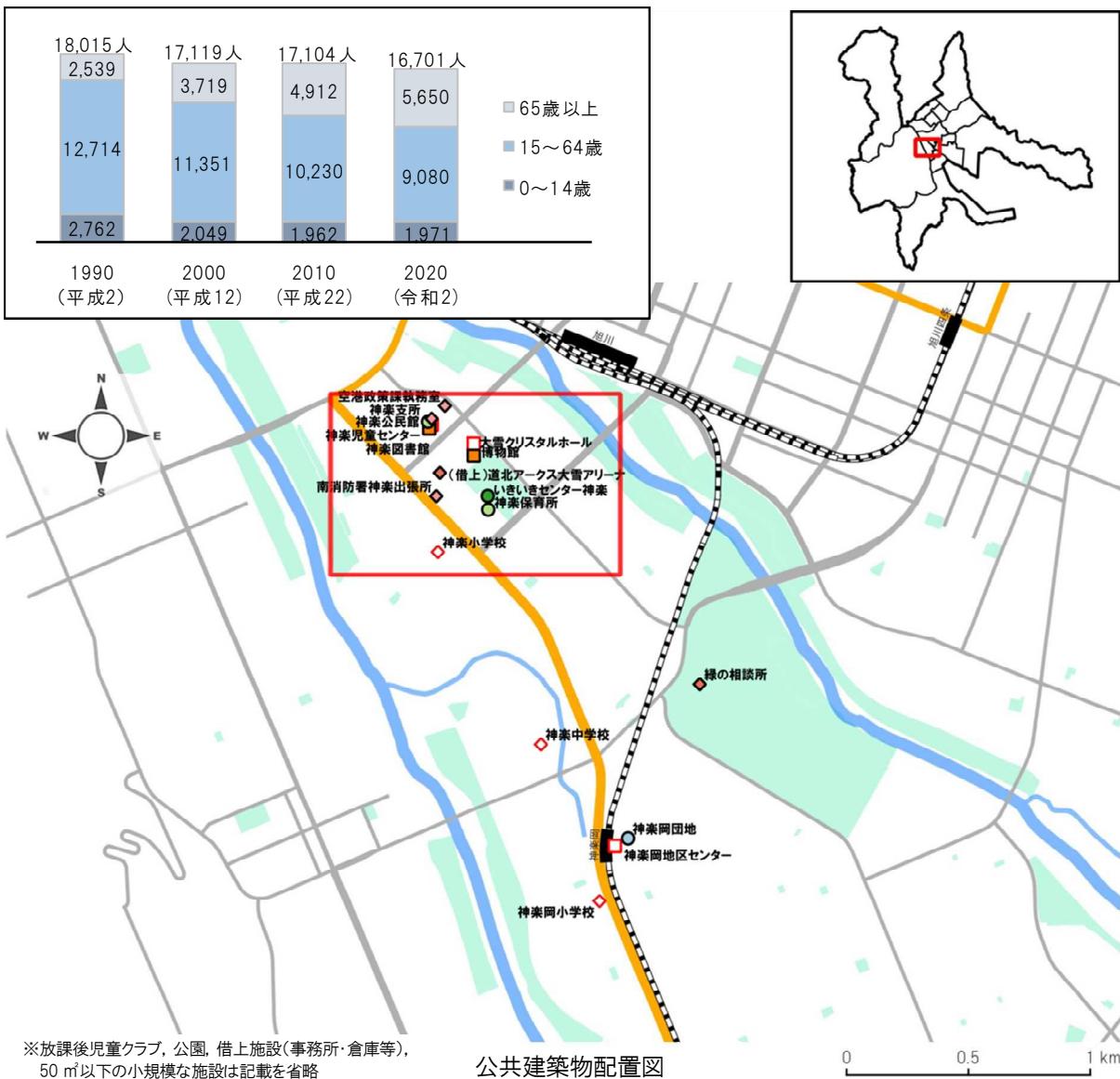
用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	2,038.19	0.00	2,038.19	2%	13,250	0.00	0.15	0.00	0.15
社会教育系施設	190.08	0.00	0.00	190.08	0%		0.01	0.00	0.00	0.01
スポーツ・レクリエーション系施設	16,970.85	1,444.62	0.00	18,415.47	22%		1.28	0.11	0.00	1.39
産業施設	2,670.76	1,570.97	0.00	4,241.73	5%		0.20	0.12	0.00	0.32
学校教育系施設	2,835.09	24,489.18	0.00	27,324.27	33%		0.21	1.85	0.00	2.06
子育て支援系施設	0.00	488.83	0.00	488.83	1%		0.00	0.04	0.00	0.04
保健・福祉系施設	0.00	1,079.97	0.00	1,079.97	1%		0.00	0.08	0.00	0.08
行政系施設	5,371.43	1,963.85	51.95	7,387.23	9%		0.41	0.15	0.00	0.56
市営住宅	0.00	5,720.13	0.00	5,720.13	7%		0.00	0.43	0.00	0.43
公園	0.00	530.05	0.00	530.05	1%		0.00	0.04	0.00	0.04
供給処理施設	3,413.53	0.00	0.00	3,413.53	4%		0.26	0.00	0.00	0.26
その他	6,370.14	2,541.91	2,204.68	11,116.73	13%		0.48	0.19	0.17	0.84
合計	37,821.88	41,867.70	2,256.63	81,946.21	99%		2.85	3.16	0.17	6.18
借上施設	710.55	7.50	0.00	718.05	1%		0.05	0.00	0.00	0.05
合計（借上含む）	38,532.43	41,875.20	2,256.63	82,664.26	100%		2.91	3.16	0.17	6.24

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 60 施設中 34 施設、面積割合では 50% となっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「東旭川公民館日の出分館」を含む 2 施設、耐震診断未実施のものが 7 施設あります。



12 神楽地域



凡例	
□	市民文化系施設
■	社会教育系施設
◆	スポーツ・レクリエーション系施設
▲	産業施設
◆	学校教育系施設
●	子育て支援系施設
●	保健・福祉系施設
◆	行政系施設
●	市営住宅
■	供給処理施設
●	その他

神楽地域の公共建築物は、施設数38、延床面積55,029.45m²となっています。

市内中心部に隣接するこの地域には、「大雪クリスタルホール」、「博物館」、「道北アークス大雪アリーナ（借上施設）」といった市内全域を利用圏とする大規模施設があります。

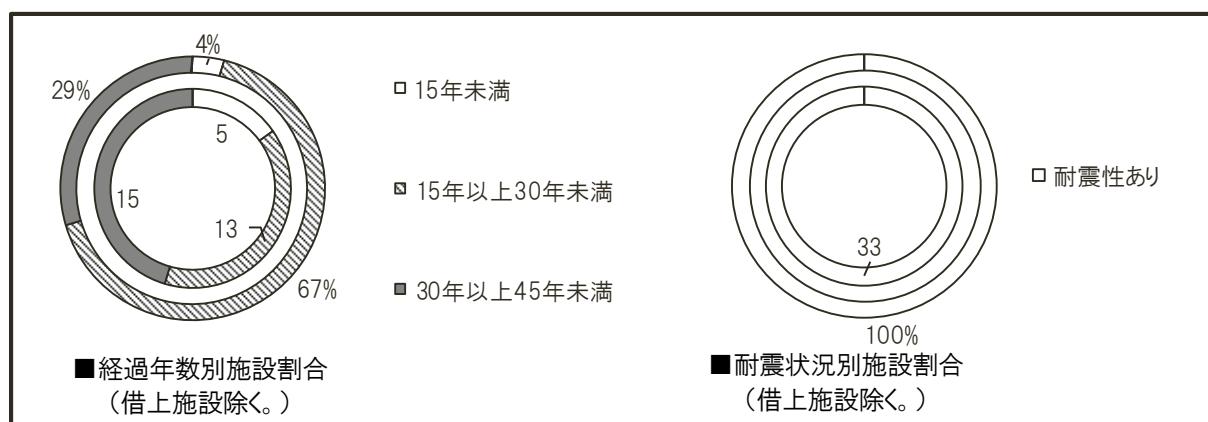
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口1人当たり延床面積ともに、市民文化系施設、社会教育系施設が大きい一方、市営住宅が小さくなっています。

【図表 3-14 神楽地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	5,666.94	4,207.72	0.00	9,874.66	18%	0.34	0.25	0.00 0.59		
社会教育系施設	4,069.50	1,289.81	0.00	5,359.31	10%	0.24	0.08	0.00 0.32		
スポーツ・レクリエーション系施設	713.15	0.00	0.00	713.15	1%	0.04	0.00	0.00 0.04		
産業施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00 0.00		
学校教育系施設	0.00	18,708.23	0.00	18,708.23	34%	0.00	1.12	0.00 1.12		
子育て支援系施設	0.00	1,250.25	0.00	1,250.25	2%	0.00	0.07	0.00 0.07		
保健・福祉系施設	0.00	1,119.82	0.00	1,119.82	2%	0.00	0.07	0.00 0.07		
行政系施設	0.00	1,641.87	0.00	1,641.87	3%	0.00	0.10	0.00 0.10		
市営住宅	0.00	4,888.82	0.00	4,888.82	9%	0.00	0.29	0.00 0.29		
公園	1,149.44	369.82	0.00	1,519.26	3%	0.07	0.02	0.00 0.09		
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%	0.00	0.00	0.00 0.00		
その他	0.00	0.00	13.04	13.04	0%	0.00	0.00	0.00 0.00		
合計	11,599.03	33,476.34	13.04	45,088.41	82%	—	0.69	2.00 0.00 2.69		
借上施設	9,549.08	391.96	0.00	9,941.04	18%	—	0.57	0.02 0.00 0.59		
合計（借上含む）	21,148.11	33,868.30	13.04	55,029.45	100%	—	1.26	2.02 0.00 3.28		

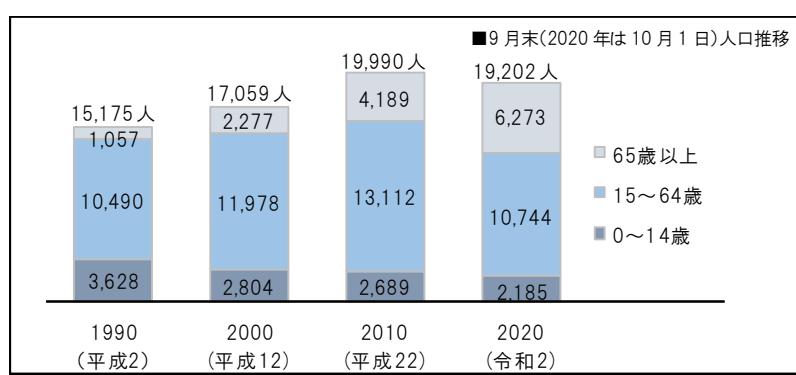
経過年数30年以上の施設が、借上施設を除く33施設中15施設、面積割合では30%となっていて、比較的新しい施設が多い地域となっています。

耐震状況については、借上施設を除く全公共建築物が耐震性を有しています。



※内側が施設数、外側が面積割合

13 緑が丘地域



凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ❖ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

緑が丘地域の公共建築物は、施設数 35、延床面積 97,888.99 m²となっています。

ほとんどの施設は地域内を主な利用圏としていて、市内全域を利用圏とする施設は「工芸センター事務室・工房・研究室（借上施設）」のみとなっています。

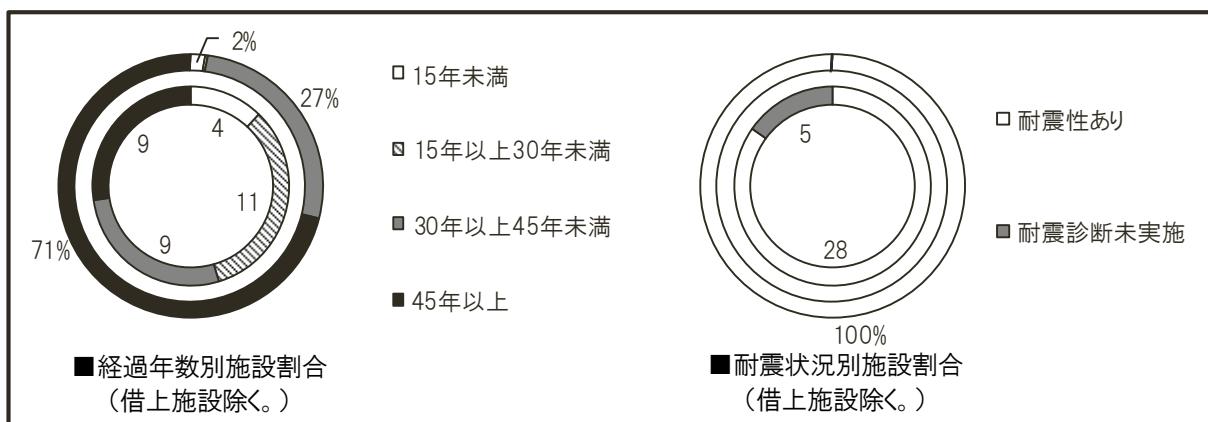
用途別では市全体の平均に比べ、面積割合、人口 1 人当たり延床面積ともに市営住宅が特に大きく、学校教育系施設と合わせると総延床面積の 94% を占めています。

【図表 3-15 緑が丘地域の公共建築物の設置状況】

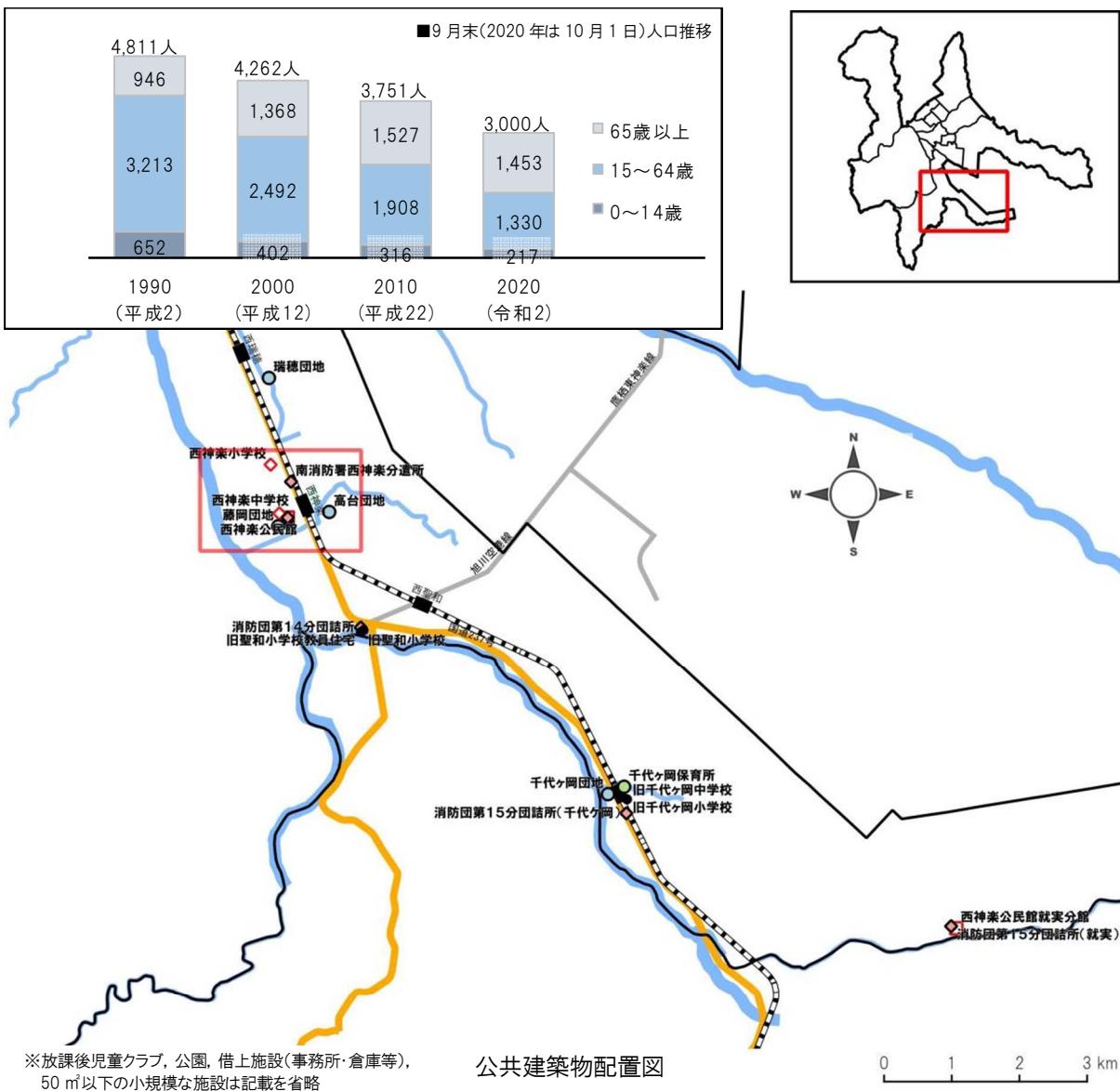
用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)					
	機能の提供範囲					機能の提供範囲					
	全市	地域	その他			全市	地域	その他			
市民文化系施設	0.00	1,907.97	0.00	1,907.97	2%	18,919	0.00	0.10	0.00	0.10	
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
産業系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
学校教育系施設	0.00	26,851.80	0.00	26,851.80	27%		0.00	1.42	0.00	1.42	
子育て支援系施設	0.00	319.88	0.00	319.88	0%		0.00	0.02	0.00	0.02	
保健・福祉系施設	0.00	101.38	0.00	101.38	0%		0.00	0.01	0.00	0.01	
行政系施設	0.00	438.92	0.00	438.92	0%		0.00	0.02	0.00	0.02	
市営住宅	0.00	65,947.21	0.00	65,947.21	67%		0.00	3.49	0.00	3.49	
公園	0.00	339.47	0.00	339.47	0%		0.00	0.02	0.00	0.02	
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00	
合計	0.00	95,906.63	0.00	95,906.63	98%		—	0.00	5.07	0.00	5.07
借上施設	1,900.55	81.81	0.00	1,982.36	2%		—	0.10	0.00	0.00	0.10
合計 (借上含む)	1,900.55	95,988.44	0.00	97,888.99	100%		—	0.10	5.07	0.00	5.17

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 33 施設中 18 施設、面積割合では 98% となっていて、全体的に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震診断未実施のものが 5 施設あります。



14 西神楽地域



西神楽地域の公共建築物は、施設数 25、延床面積 21,737.70 m²となっています。

農地が多くを占めるこの地域は、江丹別地域に次いで 2 番目に人口が少なく、地域内を主な利用圏とする施設が多い一方、市内全域を利用圏とする施設としては、「旭川空港事務所」（建物は東神楽町にあるが、隣接する本地域の施設として計上）があります。

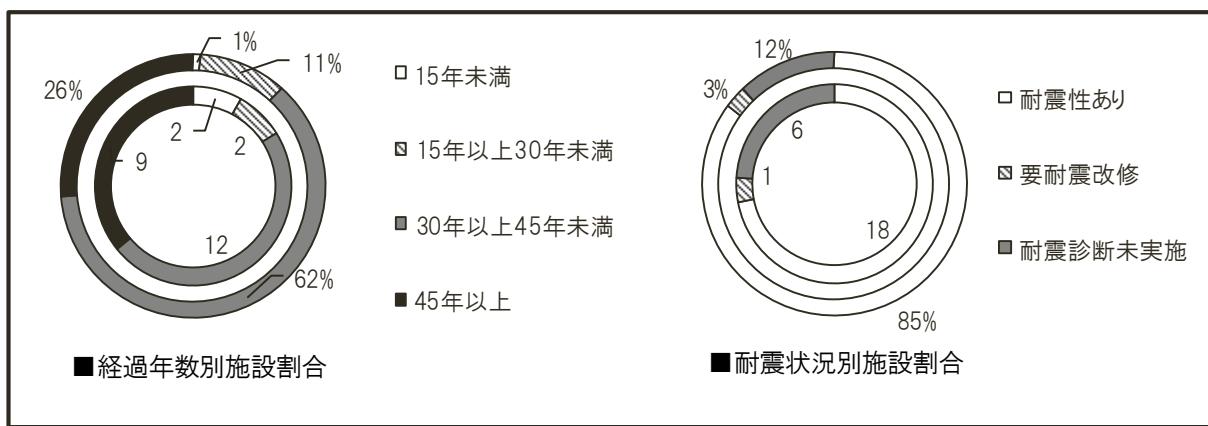
用途別の面積割合では市全体の平均に比べ、市営住宅が小さくなっています。令和 3 年 3 月に「西神楽支所」、「西神楽公民館」が「西神楽農業構造改善センター」内に移転し、複合施設の「西神楽市民交流センター」として供用開始となっていて、施設内には図書館分室（本白書では計上対象外）も設置されています。

【図表 3-16 西神楽地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	747.20	0.00	747.20	2,859	0.00	0.26	0.00		
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00		
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00		
産業施設	0.00	1,276.07	0.00	1,276.07		0.00	0.45	0.00		
学校教育系施設	0.00	6,115.54	0.00	6,115.54		0.00	2.14	0.00		
子育て支援系施設	0.00	151.47	0.00	151.47		0.00	0.05	0.00		
保健・福祉系施設	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00		
行政系施設	0.00	578.75	0.00	578.75		0.00	0.20	0.00		
市営住宅	0.00	2,903.03	0.00	2,903.03		0.00	1.02	0.00		
公園	0.00	418.50	0.00	418.50		0.00	0.15	0.00		
供給処理施設	0.00	217.08	0.00	217.08		0.00	0.08	0.00		
その他	3,440.37	2,202.81	3,686.88	9,330.06		1.20	0.77	1.29		
合計	3,440.37	14,610.45	3,686.88	21,737.70		1.20	5.11	1.29		
借上施設	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00	0.00		
合計（借上含む）	3,440.37	14,610.45	3,686.88	21,737.70	100%	—	1.20	5.11		
						100%	1.29	7.60		

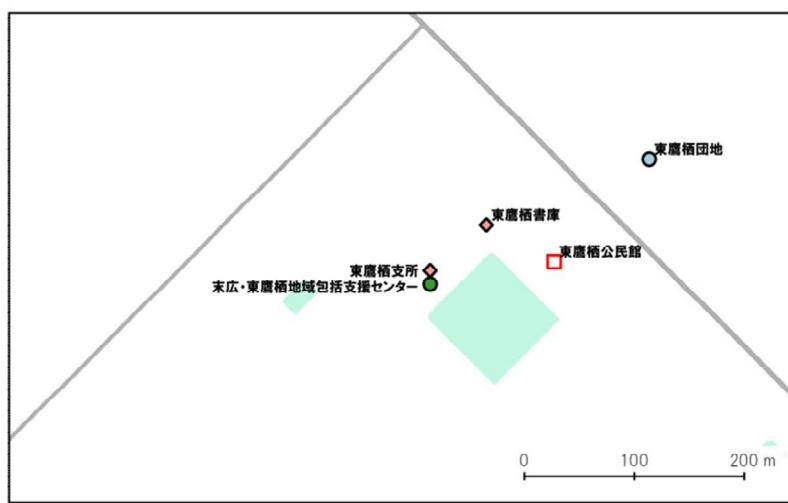
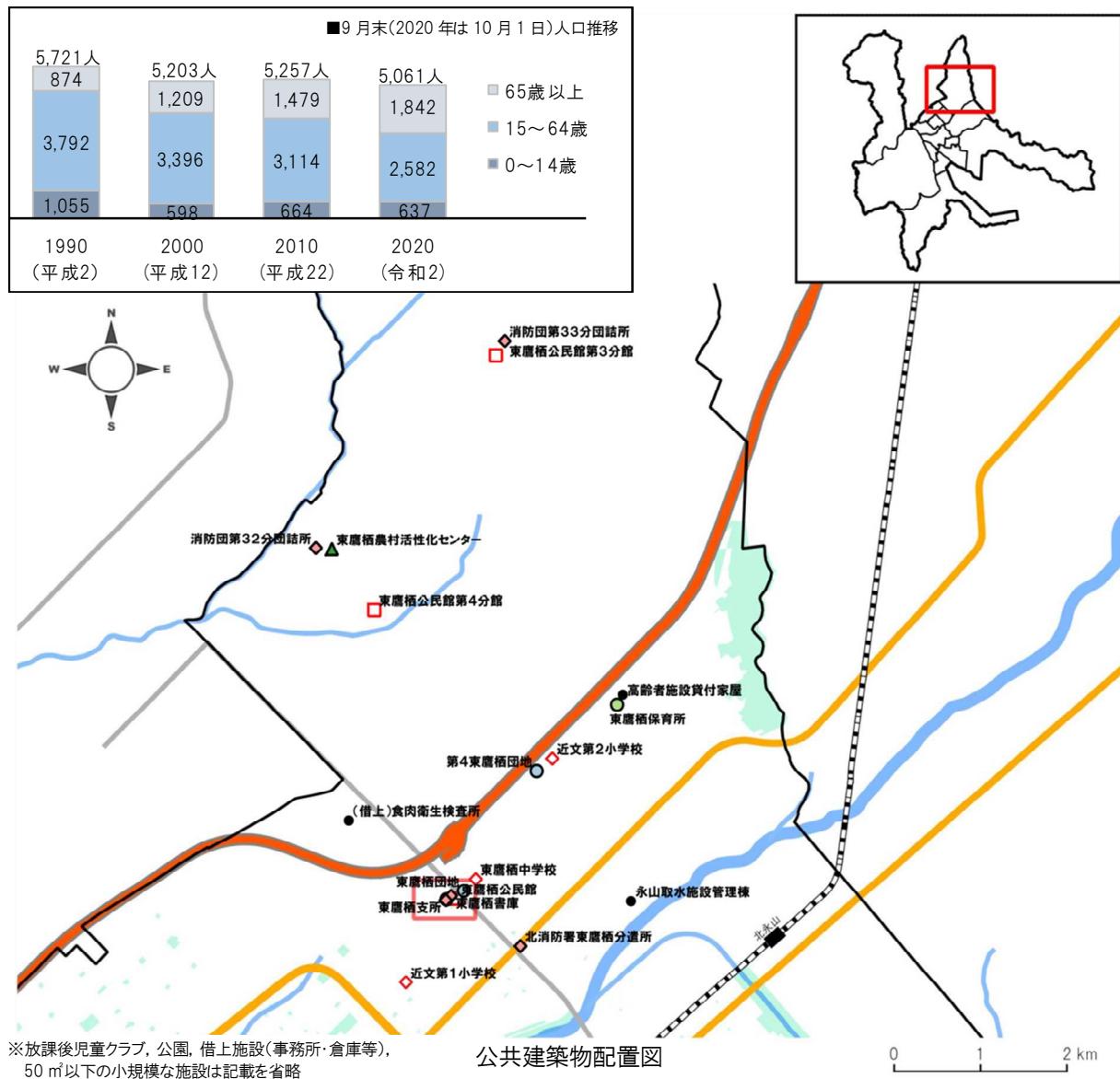
経過年数 30 年以上の施設が、25 施設中 21 施設、面積割合では 88% となっていて、全体的に経過年数の長いものが多くなっています。

耐震状況については、耐震性のないものが「西神楽公民館就実分館」1 施設、耐震診断未実施のものが 6 施設あります。



※内側が施設数、外側が面積割合

15 東鷹栖地域



凡例

- 市民文化系施設
- 社会教育系施設
- ◆ スポーツ・レクリエーション系施設
- ▲ 産業施設
- ❖ 学校教育系施設
- 子育て支援系施設
- 保健・福祉系施設
- ◆ 行政系施設
- 市営住宅
- 供給処理施設
- その他

部分拡大図

東鷹栖地域の公共建築物は、施設数 25、延床面積 25,905.43 m²となっています。

広大な水田地帯を有するこの地域は、江丹別地域、西神楽地域に次いで 3 番目に人口が少なく、ほとんどの施設が地域内を主な利用圏としていて、市内全域を利用圏とする施設は「食肉衛生検査所（借上施設）」のみとなっています。

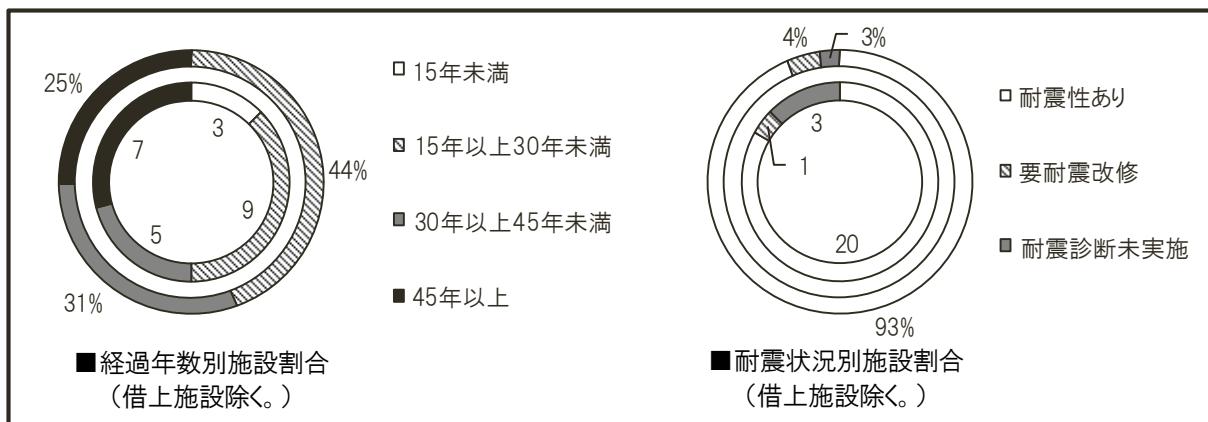
用途別の面積割合では市全体の平均に比べ、市民文化系施設、学校教育系施設が大きい一方、市営住宅は小さくなっています。また、「東鷹栖公民館」には図書館分室（本白書では計上対象外）も設置されています。

【図表 3-17 東鷹栖地域の公共建築物の設置状況】

用途 (大分類)	延床面積 (m ²)			面積 割合 (%)	人口 (人)	人口1人当たりの延床面積 (m ² /人)				
	機能の提供範囲					機能の提供範囲				
	全市	地域	その他			全市	地域	その他		
市民文化系施設	0.00	3,369.16	0.00	3,369.16	13%	5,007	0.00	0.67	0.00	0.67
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
アーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
産業施設	0.00	1,345.96	0.00	1,345.96	5%		0.00	0.27	0.00	0.27
学校教育系施設	0.00	11,339.68	0.00	11,339.68	44%		0.00	2.26	0.00	2.26
子育て支援系施設	0.00	393.37	0.00	393.37	2%		0.00	0.08	0.00	0.08
保健・福祉系施設	0.00	141.59	0.00	141.59	1%		0.00	0.03	0.00	0.03
行政系施設	0.00	1,795.77	165.24	1,961.01	8%		0.00	0.36	0.03	0.39
市営住宅	0.00	6,147.89	0.00	6,147.89	24%		0.00	1.23	0.00	1.23
公園	0.00	64.78	0.00	64.78	0%		0.00	0.01	0.00	0.01
供給処理施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0%		0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	49.61	674.73	724.34	3%		0.00	0.01	0.13	0.14
合計	0.00	24,647.81	839.97	25,487.78	98%		0.00	4.92	0.17	5.09
借上施設	417.65	0.00	0.00	417.65	2%		0.08	0.00	0.00	0.08
合計（借上含む）	417.65	24,647.81	839.97	25,905.43	100%		0.08	4.92	0.17	5.17

経過年数 30 年以上の施設が、借上施設を除く 24 施設中 12 施設、面積割合では 56% となっています。

耐震状況については、耐震改修の必要なものが「東鷹栖公民館第 3 分館」1 施設、耐震診断未実施のものが 3 施設あります。



※内側が施設数、外側が面積割合

第4章 公共施設マネジメントの取組

第1章で述べたとおり、1970～1980年代に大量に整備された公共建築物の老朽化が進み、既に多くの施設で大規模改修や設備機器更新の時期を迎えていました。しかし、人口減少、少子高齢化に伴い市税収入の見通しは厳しく、社会保障関係経費の増加も著しい中で、公共建築物の改修・更新のための財源の確保は一層困難となっています。

公共建築物以外においても、道路、橋りょう等の土木系公共施設については、高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいて、今後、大量に改修・更新時期を迎えることになります。上下水道、市立旭川病院といった企業会計施設も同様に施設・設備の更新期を迎えていました。「旭川市公共施設等総合管理計画」では、本市の財政状況、市民ニーズ、人口動向などを踏まえ、必要な公共施設等を最適な形で持続的に提供していくため、次の4項目を基本方針として整理しています。

1 施設保有量の最適化

財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。

全ての公共施設等をそのまま維持するのは財政的に困難である一方、人口減少や社会環境の変化等により、公共施設等に対する市民ニーズが変わっていくことも予想されます。

土木系公共施設及び企業会計施設については、その多くが道路、橋りょう、上下水道施設といった都市基盤施設であり総量の縮減は現実的ではないことから、公共建築物を中心に、財政状況や人口規模に応じて必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。

2 施設の適切な維持管理

施設ごとに適切な保全を図り、長寿命化や耐震化を進めます。

公共施設等を市民が安心して利用するためには、良好な状態で維持しながら有効活用していくことが重要です。

そのためには、まず、公共施設等の老朽化の状況、将来予測、建替え時期などを勘案しつつ、改修等の必要性や緊急性を評価する必要があります。その上で、施設ごとに中長期的な修繕計画に基づいて適切な保全に努めるとともに、施設の長寿命化や耐震化を進めていきます。

3 コストの抑制と財源確保

現在の契約手法について見直しを行ったり、民間のノウハウを取り入れるなど、効果的・効率的に施設を運営していきます。

公共施設等の維持管理には、様々な委託業務や修繕などに多額の経費が必要になります。

そのため、現在の契約手法の見直しによる経費削減や、民間のノウハウを取り入れるなど、効果的・効率的な施設運営に努めます。

4 推進体制とマネジメントサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本市の公共施設マネジメントを推進していくため、専門組織を中心とした全庁横断的な推進体制を構築します。

公共施設等が抱える課題を解決するためには、全庁的な公共施設マネジメントが必要です。

そのため、専門組織を中心とした全庁横断的な体制を構築し、課題解決に向けて公共施設マネジメントを推進していきます。

なお、企業会計施設については、それぞれ経営計画を策定し、独立採算で事業を行っているため、これらの計画を進めることで計画的な施設整備と財政負担の平準化等を図っていきます。

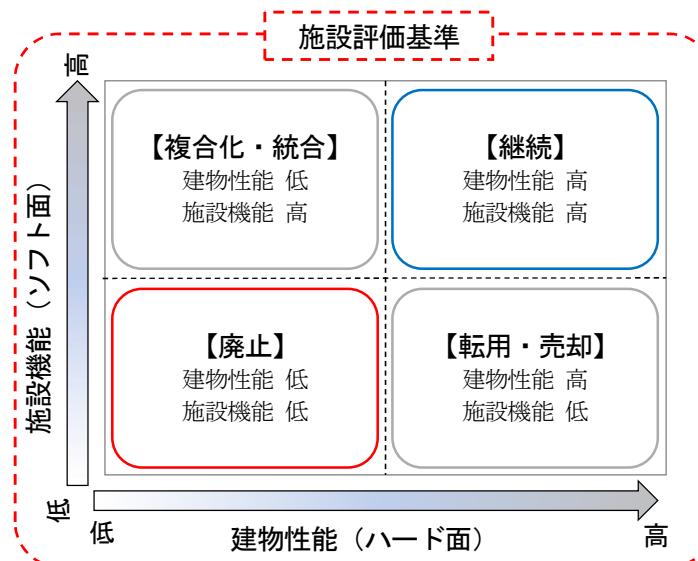
1 施設保有量の最適化

(1) 総量の削減

公共建築物について、ハード面としての建物性能（老朽度、耐震性、バリアフリー等）、ソフト面としての施設機能（利用状況、事業運営コスト等）など、様々な視点から基準を定めて客観的に評価するとともに、地域における施設の役割や設置状況、市民ニーズなどを考慮しながら再編計画を策定します。

その上で、今後の財政状況や人口動向を考慮して、施設規模の適正化を図りながら、既存施設の複合化、多機能化、統合、転用、民間施設の利活用など（以下「複合化等」という。）により必要な機能やサービスを集約し、施設保有量の段階的な削減に取り組みます。

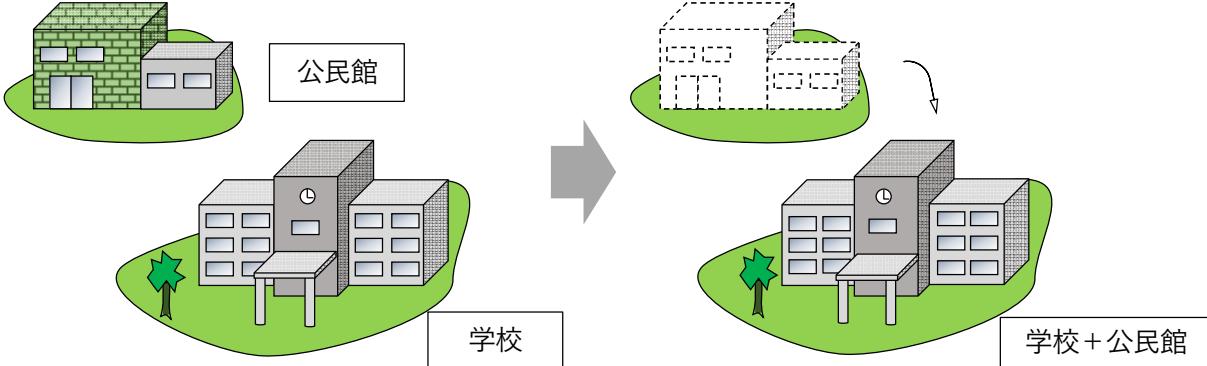
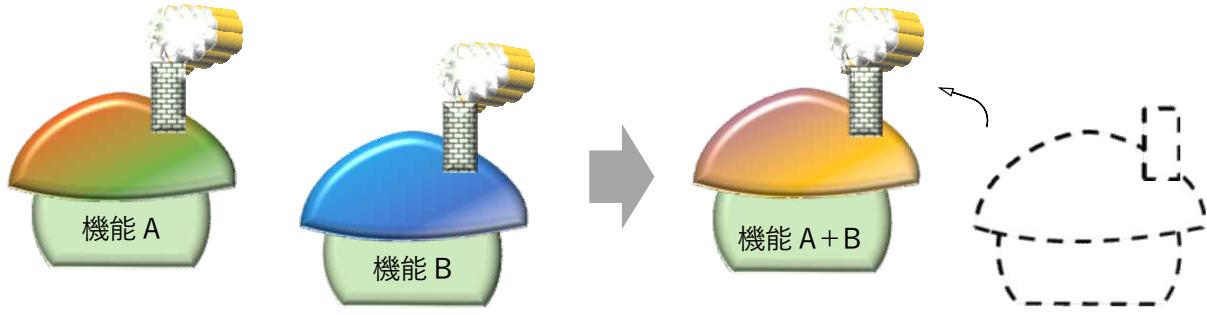
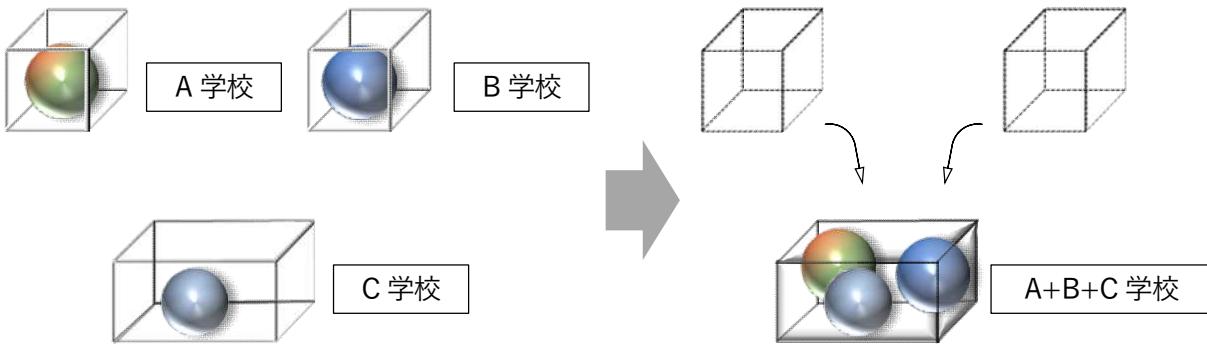
【図表 4-1 マトリックスを使用した公共建築物評価のイメージ】



(2) 建替えや新規整備の考え方

社会環境の変化等により、新たに施設を整備するときは、既存施設の有効活用を優先的に検討しますが、建替えや新規整備が必要となり、施設保有量が増加する場合には、別の施設での複合化等により、中長期的な視点で市全体の施設保有量の削減に取り組みます。

【図表 4-2 施設再編のイメージ】

複合化
異なる目的や機能を持つ施設を1つの施設にまとめ、施設保有量の削減につなげます。

多機能化
複数の機能を1つの施設にまとめ、施設保有量の削減につなげます。

統合
同じ目的や機能を持つ施設を1つの施設にまとめ、施設保有量の削減につなげます。


※複合化、多機能化、統合により不要となった建物・土地については、他用途への転用、貸付け、売却に努めます。

2 施設の適切な維持管理

(1) 点検・診断の実施

公共施設等は、数多くの部品部材、設備機器などで構成されており、それらはそれぞれの目的と機能をもっています。

公共施設等を良好な状態で維持しながら、事故などを未然に防止するため、定期的に点検・診断を行います。また、点検・診断の結果を集約・蓄積することで、劣化や損傷状況を適切に把握し、改修等を実施する上での判断材料とします。

(2) 改修等の優先度

年数経過により低下した公共施設等の性能を良好な状態に回復するには、改修等を行う必要があります。

一定規模以上の改修等は、緊急性のほか、対象となる機器や部材の重要度、老朽化の状況、将来予測、更新時期などを総合的に勘案し、優先度が高いものから計画的・効率的に実施することとします。また、計画的な改修等を着実に実施するため、予算管理についても検討します。

(3) 予防保全^{※9}・長寿命化

改修等は、壊れてから直す「事後保全」を中心に行われていますが、単一年度に改修等が集中し財政負担に偏りが生じるおそれもあります。今後も継続して保有する公共施設等は、構造及び部位ごとに目標使用年数や改修周期を定め、計画的に改修等を行う「予防保全」を導入することで、長寿命化を図るとともに財政負担の平準化に努めます。

また、公共建築物については、施設保全計画作成指針に基づき個別施設保全計画を作成します。

(4) 耐震化の推進

避難所、防災拠点となる公共建築物、人命救助、物資輸送及び避難の経路となる橋りょうなどの土木系公共施設、その他の特定既存耐震不適格建築物^{※10}について耐震改修を推進します。

耐震改修は、特に重要度の高い公共施設等から優先的に行うこととします。また、予定されている大規模な更新工事等に合わせて耐震改修を行うなど、経費削減にも努めます。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の整備、改修等に当たっては、バリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設整備を目指します。

(6) 廃止施設の除却

今後とも利用見込みのない公共施設等について、土地の売却など有効活用が見込める場合や、倒壊の危険性など周辺環境に影響を及ぼす場合は優先的に除却します。

※9 予防保全

従来の事後保全(不具合が生じてから修繕を実施)と異なり、部材等の耐用年数に基づき計画的に改修等を行う保全方法で、建物の長寿命化につながり長期的な財政負担の軽減が期待できるが、短期的には改修等により財政負担が増加する。

※10 特定既存耐震不適格建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条に規定する用途区分や規模要件に該当する建築物

3 コストの抑制と財源確保

(1) 管理運営の効率化

公共施設等ごとに実施している維持管理業務の現状を把握し、課題を整理するとともに、各種委託業務の契約手法の見直しや維持管理業務の標準化などについて検討し、管理運営の効率化に努めます。

(2) 民間活用の促進

公共施設等の整備、更新、維持管理及び運営について、地元業者の受注機会に配慮しつつ、指定管理者制度^{※11}、PFI^{※12}、PPP^{※13}による民間事業者の資金・ノウハウの活用、包括契約^{※14}や一括契約^{※15}の導入など、多様な選択肢からより効果的・効率的なサービスの提供方法を検討します。

また、地域に密着した公共施設等については、地域住民による維持管理の実施も検討します。

(3) 施設の売却

用途廃止を予定している公共施設等については、府内での利活用を検討し、府内での利活用が見込めない場合は、売却又は貸付けに努めます。

また、売却益等の有効活用策として、基金に積み立てて公共施設等の改修等や更新の財源とすることなどを検討します。

(4) 受益者負担の適正化

公共施設等の利用実態などに照らし、現状の利用料金等による利用者負担の在り方について問題がないか整理し、必要に応じて基準の見直しを検討します。

(5) 広域的な連携

公共施設等の共同整備や相互利用など、コスト抑制のために国、北海道及び周辺市町村との広域的な連携に努めます。

※11 指定管理者制度

民間事業者や自治会、NPO法人等による公の施設の管理運営を可能とするもので、民間活力を活用してサービス向上、経費節減等を図ることを目的とする。

※12 PFI

「Private Finance Initiative」の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法の一つ

※13 PPP

「Public Private Partnership」の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

※14 包括契約

内容の異なる業務をまとめて契約する手法

※15 一括契約

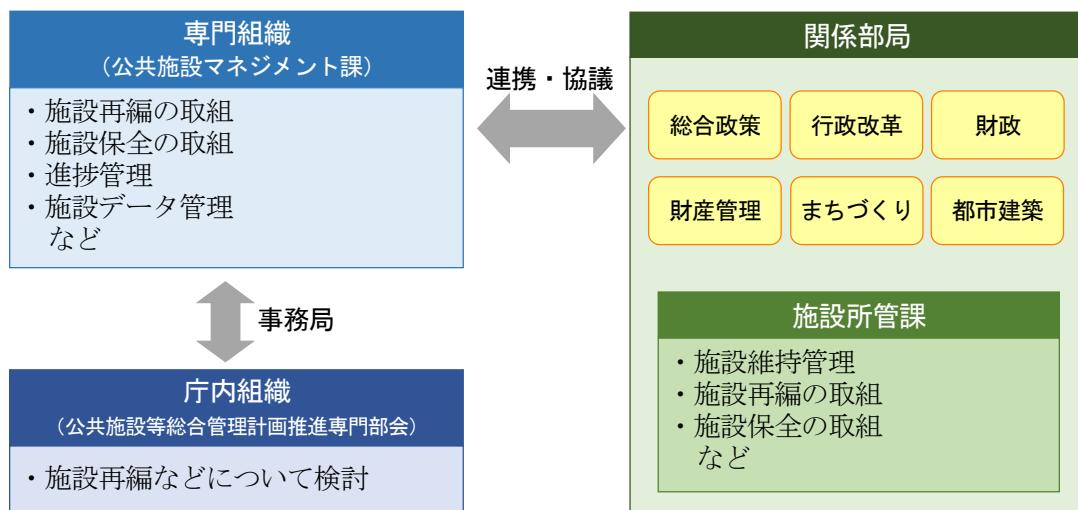
同内容の業務をまとめて契約する手法

4 推進体制とマネジメントサイクルの構築

(1) 推進体制

専門組織が関連部局と連携・協議し、庁内の専門部会を立ち上げるなど、全庁横断的な体制を構築し、一体となって公共施設マネジメントの取組を推進します。公共施設マネジメントに係る専門組織としては、平成28（2016）年4月に公共施設マネジメント課を設置しました。

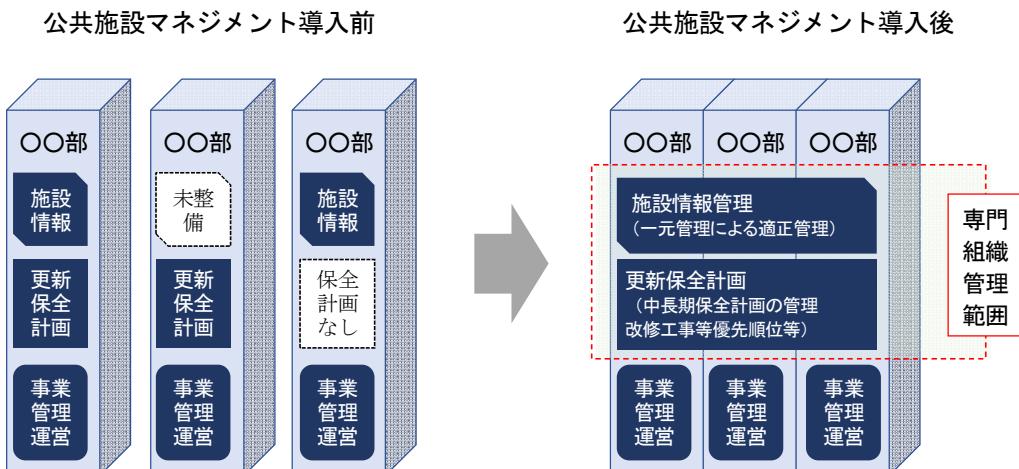
【図表 4-3 公共施設マネジメント推進体制のイメージ】



(2) 施設情報の一元管理

公共建築物に係る情報の共有化を図るため、施設の状態や修繕履歴、光熱水費、施設管理費などのデータを蓄積し、一元的に管理するシステムの構築に努めます。

【図表 4-4 施設情報の一元管理のイメージ】



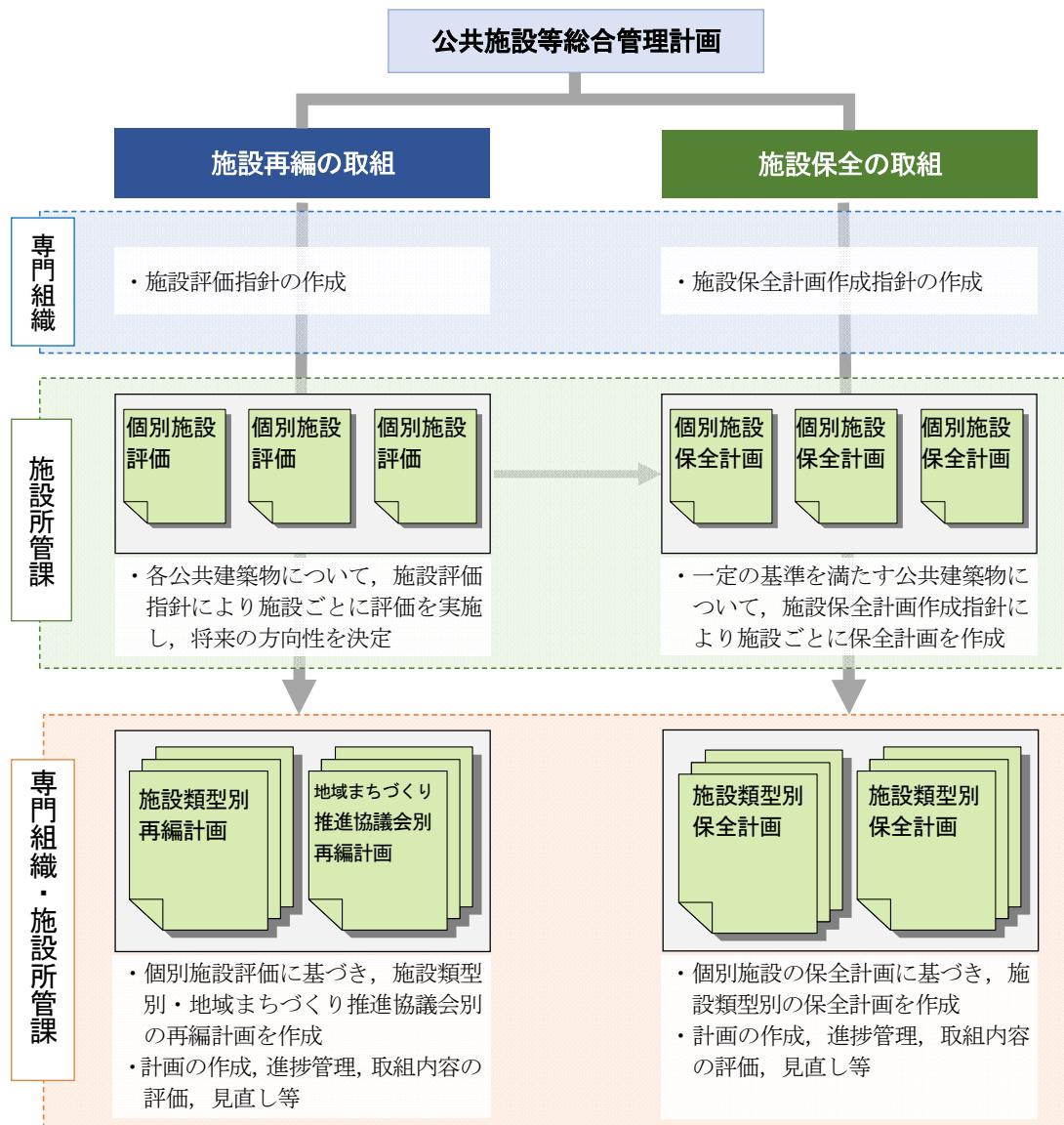
(3) 公共施設マネジメントの実践

専門組織（公共施設マネジメント課）が作成した指針により、施設所管課は各公共建築物の施設評価^{※16}を行い、そこで実施している事業や機能との関係性を踏まえ、事業等の実施に必要なスペースの確保手法を整理します。専門組織は、施設評価の結果に基づいて再編計画を作成し、施設類型別・地域まちづくり推進協議会別に個別施設の将来像を示しつつ、「施設保有量の最適化」の取組を進めています。

また、施設評価において「将来にわたり市が保有し続ける」ものとした公共建築物のうち、一定の基準を満たすものについては、専門組織が定める指針により、個別施設・施設類型別の保全計画を作成し、「施設の適切な維持管理」の取組を進めています。

専門組織は施設所管課と連携・協力し、再編計画及び保全計画の作成、進捗管理、取組内容の評価、見直し等を行います。

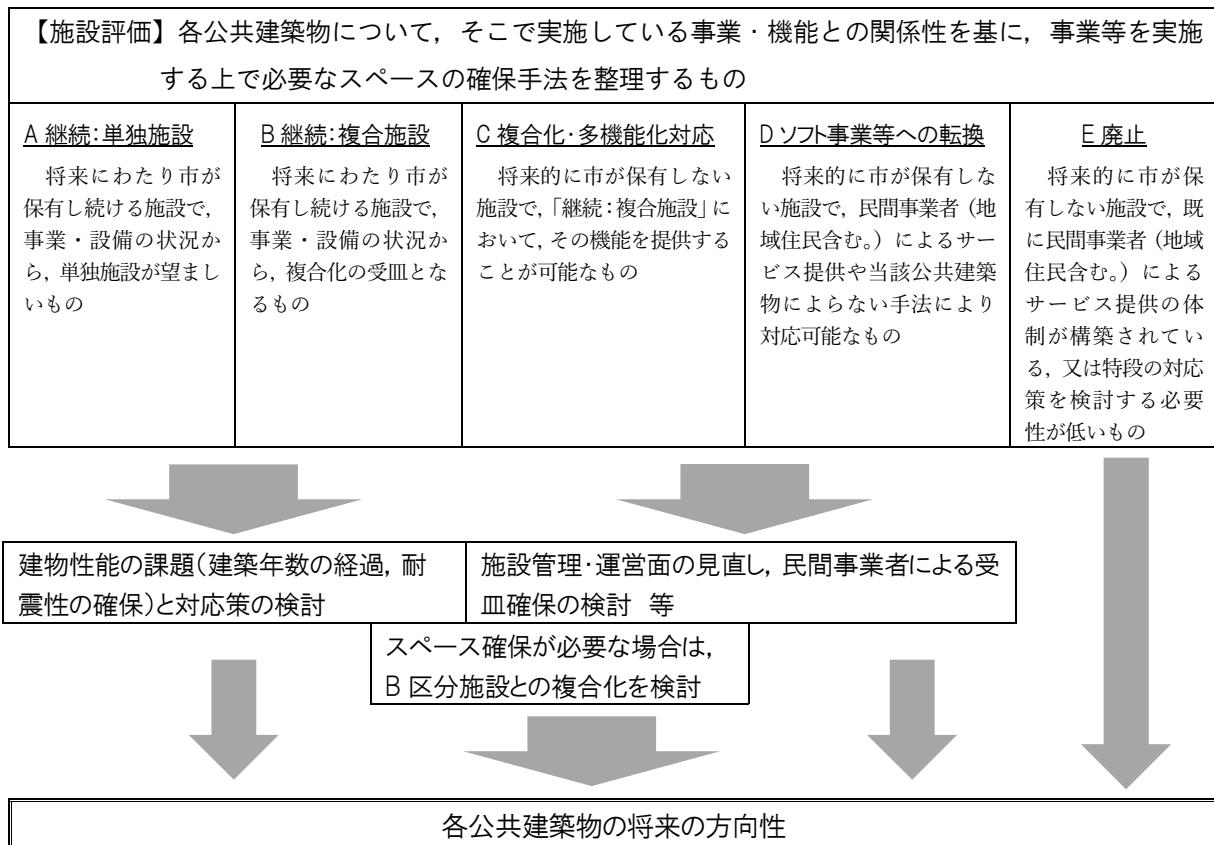
【図表 4-5 公共施設マネジメントの流れ】



※16 施設評価

公園トイレ等の小規模なものや用途廃止済みのものを除く市有の公共建築物について、将来の方向性を整理・検討するため、事業等の実施に必要なスペースの確保手法をまとめたもの

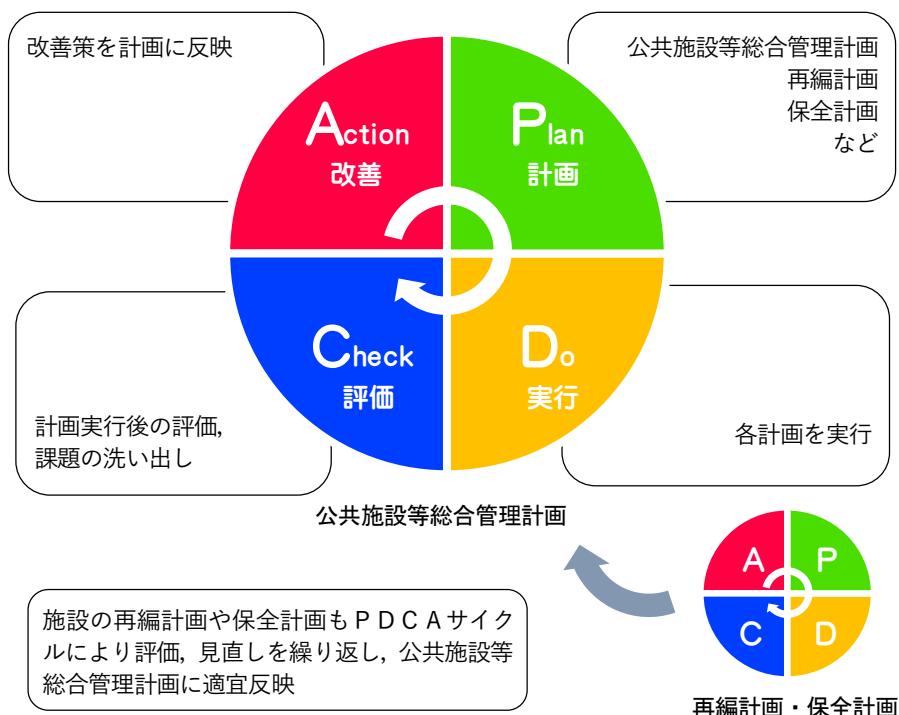
【図表 4-6 施設計画、将来の方向性の検討・整理】



(4) P D C A マネジメントサイクル

公共施設マネジメントに、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）からなるP D C Aサイクルを取り入れ、スパイラルアップ^{※17}を図りながら計画自体を適宜見直します。

【図表 4-7 PDCA公共施設マネジメントサイクル】



(5) 市民及び議会への情報提供

市民に対する情報提供や意見聴取を通じ、公共施設等についての課題の共有化に努めます。また、議会に対しても適宜情報を提供していきます。

(6) 職員の意識改革の推進

全序的に公共施設マネジメントを推進するためには、職員一人一人が問題意識をもって取り組んでいく必要があります。そのため、公共施設マネジメントについての研修を行うなど、各職員の意識啓発に努めます。

※17 スパイラルアップ

何度も改善することにより、継続的な改良や向上に結びつけること。

5 これまでの取組

(1) 基本方針1 「施設保有量の最適化」

ア 施設再編計画

平成31年2月に第1期アクションプログラム施設再編計画（対象は公共建築物のみ）を策定しました。それ以降は、取組の進捗等を整理するため、令和2年6月、令和3年7月及び令和4年7月に年度版の施設再編計画を作成しています。施設保有量については新規施設の整備、施設更新等により、目標である88施設・約10万m²の削減に対して、令和4年4月1日時点で5施設・8,848.72m²の増加となっていて、将来にわたり市が保有し続ける施設（施設評価A, B）では、おおむね計画どおり取組が進んでいる一方、将来的に市が保有しない施設（施設評価C, D, E）では、施設の将来像の達成時期の目途が立っていない施設も多くある状況です（施設評価についてはP78参照）。

【図表4-8 市有公共建築物の施設数・面積の状況】

用途 (中分類)	施設再編計画策定時 (平成31年2月1日)		目標値 (令和2年3月31日)		現状 (令和4年4月1日)	
	施設数	延床面積(m ²)	施設数	延床面積(m ²)	施設数	延床面積(m ²)
集会施設	55	52,650.58	38	44,728.49	58	53,657.98
文化施設	3	20,556.87	2	18,060.99	3	20,206.00
図書館	5	10,520.09	5	10,520.09	5	10,520.09
博物館等	10	16,266.36	9	13,488.52	10	16,261.82
スポーツ施設	24	45,728.64	22	48,327.00	23	46,183.13
レクリエーション施設・観光施設	11	22,718.59	9	21,136.58	12	23,354.61
産業施設	5	10,131.46	4	9,495.61	4	9,495.61
学校	81	462,187.40	65	417,111.78	78	455,930.92
その他教育施設	1	781.16	1	2,650.00	1	2,835.09
保育園	18	4,508.99	10	2,289.95	13	3,875.91
幼児・児童施設	10	6,277.86	8	4,756.19	10	6,277.86
高齢者福祉施設	10	5,819.32	11	5,919.32	12	9,319.36
障害者福祉施設	2	8,824.84	2	8,824.84	2	8,824.84
庁舎等	22	39,783.60	13	41,753.98	24	39,321.26
消防施設	39	9,764.12	39	9,930.92	39	9,916.23
その他行政系施設	22	17,421.35	22	17,421.35	21	15,125.38
市営住宅	36	380,831.70	29	376,588.94	36	382,622.85
公園	261	9,437.73	261	9,437.73	260	9,341.70
供給処理施設	14	20,126.86	12	19,800.48	12	19,489.03
その他	32	59,122.37	11	21,063.33	43	69,748.94
合 計	661	1,203,459.89	573	1,103,306.09	666	1,212,308.61

※一部借上施設を含み、放課後児童クラブを除く。

● 施設の複合化事例（西神楽市民交流センター）

西神楽地域には、西神楽支所（1階：支所、2階：公民館）と西神楽農業構造改善センターが道路をはさんで建っていました。支所の老朽化が進んでいたため、令和2年度に西神楽農業構造改善センターを増改修し、西神楽市民交流センター（農業構造改善センター、支所、公民館の複合施設）としてリニューアルしました。施設内には新たにフリースペースを設けましたが、施設の複合化により、延床面積は約900m²減少しています。



西神楽市民交流センター

複合化前=3施設合計 2,448.83 m² 複合化後=3施設合計 1,550.45 m²

延床面積約 900 m² 減少

西神楽支所

西神楽公民館

西神楽農業構造改善センター



西神楽市民交流センター

●西神楽支所

●西神楽公民館

●西神楽農業構造改善センター

イ 地域集会施設の利活用に関する取組

集会施設機能を有する公共建築物のうち、主に地域に機能を提供している施設（地域集会施設）について、取組の方向性、主な検討項目と進め方などを「地域集会施設の活用方針（平成31年2月）」にまとめ、同方針に基づく具体的な取組内容を「地域集会施設の活用に関する実施計画（令和元年8月）」として整理しました。これらの方針・計画に基づき、令和2年4月には、年末年始の休館日の共通化、貸室の面積区分に応じた料金改定を行いました。

【図表 4-9 地域集会施設の取組概要】

～ 将来像 ～	
全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備	
現状	<ul style="list-style-type: none">○貸室機能と事業が密接に関わっている施設と貸室機能のみの施設が混在している。○公民館については、他の地域集会施設と比べて、利用者負担額と減免の扱いが異なっている。
第1段階に向けた主要な取組	<ul style="list-style-type: none">○施設の開館時間及び休館日の見直しの検討○利用者負担額の改定(部屋の広さに応じた共通使用料(利用料金施設においては、利用料金の上限額)の導入)○市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討○公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを検討
第1段階(令和2(2020)年度～)	
第2段階に向けた主要な取組	<ul style="list-style-type: none">○社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型(設置目的を含む。)と施設名称の見直しを検討○全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検討○利用者負担額の改定○社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体について、減免等に関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録等を実施○減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を利用しても、減免等の適用となる運用を検討○公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、営利を目的とした利用を緩和する等、禁止事項についての見直しを検討
第2段階(令和6(2024)年度～)	

(2) 基本方針2 「施設の適切な維持管理」

ア 施設保全計画

平成31年3月に第1期アクションプログラム施設保全計画（対象は公共建築物のみ）を策定し、各施設の予防保全部位^{※18}の状況・更新計画を記した施設保全計画表を作成しました。それ以降は、取組の進捗等を整理するため、令和2年6月、令和3年7月及び令和4年7月に年度版の施設保全計画表取組状況を作成しています。

令和4年4月1日時点では、約半数の施設では何らかの補修や修繕が必要になっています。また、76.7%の施設には未更新の予防保全部位がありますが、この中には、更新周期を10年以上経過し、「要是正」となっている予防保全部位がある施設も含まれており、必要な更新が十分にできていない状況にあります。

【図表 4-10 施設保全計画表】

No.	施設(建物名)	予防保全部位	更新後等の 経過年数 ～2018	第1期アクションプログラム期間(H31～R9)			施設の 状況 [※]	未更新等の 経過期間
				2019-2021	2022-2024	2025-2027		
1 延床面積 6,214.03m ² 目標使用年数 65年	中央図書館	屋上・屋根	24年	未更新（防水一部）	更新（防水）	-	A	5年以内
		外壁	24年	未更新（シリシング）	-	-	A	5年以内
		受変電	24年	-	更新（受変電）	-	A	-
		非常電源	13年	未更新（直流電源）	-	-	A	10年以内
		空調	24年	未更新（熱源機等）	更新（熱源機等）	-	A	5年以内
		衛生	24年	未更新（ポンプ）	更新（給湯機等）	-	A	5年以内
		防災	24年	未更新（ポンプ）	-	-	A	-
		昇降	24年	-	更新（エレベーター）	-	A	-
概算費用（千円）			95,012	171,998	-	-		

【図表 4-11 施設保全計画の取組状況(令和4年4月1日)】

施設の状況		件数	割合	計画的な更新状況		件数	割合
1	予防保全部位に指摘がない	51	49.5%	1	「I：計画通り実施（予定を含む）」の項目のみ	3	2.9%
2	予防保全部位に「要是正（既存不適格）」の項目がある	1	1.0%	2	「II：一部実施（予定を含む）」の項目がある	1	1.0%
3	予防保全部位に「要是正」の項目がある	51	49.5%	3	「III：未更新のまま」の項目がある	79	76.7%
-				-	未更新の項目なし	20	19.4%
計		103	100.0%	計		103	100.0%

※学校(60施設)を除く。

※18 予防保全部位

目標使用年数の期間において計画的に更新する必要があり、建物の長寿命化、安全性・機能の維持に必要不可欠なもの

イ 廃止施設の除却

用途廃止後、利用見込みのない公共施設等の除却を進めました。

【図表 4-12 主な除却施設】

年度	施設名
平成 28 年度	特別支援教育センター
平成 29 年度	保育園 3 施設(西神楽, 東旭川, 東鷹栖中央)
平成 30 年度	保育園 8 施設(秋月, 春光, 千代田, 神居, 神居つくし, 住吉, 緑が丘, 旭東), 旧夜間急病センター
令和元年度	近文生活館旧建物, 市民東鷹栖スキー場建物, 永山保育園, 旭川小学校旧校舎
令和 2 年度	東旭川学校給食共同調理所
令和 3 年度	鉄工団地福祉センター, 旧西神楽支所, 旧西神楽公民館, 東栄小学校旧校舎, 第 2 豊岡団地(一部住棟), 新町団地(一部住棟)

(3) 基本方針3 「コストの抑制と財源確保」

ア 民間活用の促進

① 指定管理者制度

令和4年4月1日現在、544施設に指定管理者制度を導入していて、公共施設等総合管理計画の策定後、平成29年度には、いきいきセンター神楽及び都市公園3施設に、令和元年度には緑が丘地域活動センター新たに導入しました。

② ネーミングライツ^{※19}

平成30年4月には大雪アリーナ（愛称：道北アーツ大雪アリーナ）に、平成31年4月には総合体育館（愛称：旭川市リアルター夢りんご体育館）にネーミングライツを導入しました。

③ その他の民間活用手法

民間活力を活用し、施設等のサービス向上と効率的な管理運営体制についての検討を効果的に進めるため、次のとおりサウンディング型市場調査を行っています。

【図表4-13 サウンディング型市場調査の実施状況】

実施年度	対象施設	備考
令和元年度	旧東海大学旭川キャンパス	3者参加
令和2年度	常磐公園、神楽岡公園、春光台公園、忠和公園	6者参加
令和3年度	彫刻美術館(ステーションギャラリー含む。),市民文化会館,公会堂,大雪クリスタルホール,公民館(7施設),公民館分館(8施設),図書館,科学館,博物館(アイヌ文化情報コーナー等含む。),東旭川農村環境改善センター,東旭川学校給食センター,廃校施設(旧千代ヶ岡小,旧千代ヶ岡中,旧神居古潭小中),新庁舎福利施設(レストラン,売店)	24者参加

※19 ネーミングライツ(命名権)

民間事業者等が市の設置施設に対し、条例等で定める名称に代わる名称(愛称)を付与する権利で、ネーミングライツの対価(ネーミングライツ料)を市が得ることにより、安定した自主財源の確保につながる。中核市では既に半数以上の市において、野球場、体育館、競技場、公園など大型施設を中心に導入されている。

イ 施設の売却

用途廃止施設の利活用を効果的に推進するため、平成 29 年 6 月に用途廃止施設等利活用検討会議を設置し、必要に応じて会議を開催してきました。また、施設売却等の効率化及び体制強化に向けて、平成 31 年 4 月からは公共施設マネジメント課が中心になり公有財産（土地・建物）の処分業務を行っています。

【図表 4-14 公有財産(土地・建物)の処分実績】

年度	件数	金額(千円)	うち建物付き売却
平成 28 年度	11	599,641	
平成 29 年度	9	42,073	
平成 30 年度	2	15,000	旧旭川第1中学校
令和元年度	8	157,090	旧豊田保育所
令和 2 年度	9	188,645	しらかば共同作業所
令和 3 年度	18	618,603	旭川移住生活体験住宅(車庫) 鉄工団地福祉センター

● 売却事例（旧旭川第 1 中学校）

平成 19 年 3 月末に閉校した旭川第 1 中学校の建物と土地は、民間事業者に売却し、現在は食品加工工場として活用されています。建物と土地を民間事業者に売却した結果、保有延床面積が約 2,300 m² 減少しました。



旧旭川第 1 中学校



ウ 受益者負担の適正化

受益と負担の適正化に向けた取組指針^{※20}に基づき、令和元年度には地域集会施設を含む 115 施設で使用料を見直しました（一部を除き令和 2 年 4 月から適用）。

エ 広域的な連携

旭川大雪圏域連携中枢都市圏における公共施設の相互利用の取組として、旭川市生涯学習ポータルサイト「まなびネット旭川」で圏域の公共施設の情報を提供しています。また、本市の図書館、水道施設、広域下水道施設、し尿等処理施設、ごみ焼却処理施設、火葬場、共同墓も、圏域内で広域的に利活用しています。

※20 受益と負担の適正化に向けた取組指針

サービスを利用し利益を受ける方に利益に見合った応分の負担を求めて、利益を受けない方との負担の公平性を確保するため、平成 17 年 2 月に策定した（その後平成 29 年 10 月に改訂）。

(4) 基本方針4 「推進体制とマネジメントサイクルの構築」

ア 施設情報の一元管理

公共建築物の現状把握、施設運営における課題等の整理・検討のため、公共施設カルテを毎年度作成しています。

【図表 4-15 公共施設カルテ】

令和4年度版 旭川市公共施設カルテ														
■基本情報														
施設名	ときわ市民ホール				番号	16								
施設用途	市民文化系施設 【集会施設】													
所管部局	市民生活部 市民活動課	単独・複合施設区分		単独										
所在地	旭川市5条通4丁目	都市計画区域区分等		市街化区域										
地域区分	中央・新旭川	施設運営形態		指定管理者(利用料金制)										
設置目的	女性、勤労青少年、高齢者、障害者、ボランティアなどの市民各層の活動を助長するとともに、それら相互の交流の促進と連帯意識の醸成を図り、もって、福祉の増進に寄与するため設置。													
設置根拠	旭川市ときわ市民ホール条例													
整備配置に 関する計画			保全に関する計画	第1期アクションプログラム施設 保全計画										
■建物情報														
建築年度	1988	経過年数	34年	延床面積	4,927.28	m ²								
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階			棟数	1	棟								
避難所指定施設	指定なし			耐震化の状況	耐震性あり									
■コスト指標														
項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年平均									
利用人数あたり維持コスト 円／人	217	248	447	507	355									
利用人数あたり運営コスト 円／人	0	0	0	0	-									
利用人数あたり総コスト 円／人	217	248	447	507	355									
■施設運営状況														
管理運営方式の 変更予定														
施設運営上の課題	利用者増につながる更なる自主事業を実施するとともに、施設案内を充実し新規利用者の拡大を図る。													
施設整備等の 今後の予定														
■特記事項														

イ 市民との課題認識の共有

公共施設マネジメントについての各種方針・計画の策定に当たり、地域まちづくり推進協議会との意見交換会（平成 28～30 年度）や市民説明会（令和元年度）を開催し、意見提出手続（パブリックコメント）を行いました。また、平成 30 年度には高校生、高専生、大学生を対象にまちづくり対話集会「聴かせて！君の声～これからの公共施設の活用法」を開催したほか、令和 3 年度には公共施設等総合管理計画の改訂に合わせて「こうほう旭川市民」に関連記事を掲載しました。

【図表 4-16 「こうほう旭川市民」掲載記事(令和 3 年 10 月号)】



ウ 職員の意識改革の推進

平成 30 年度に公共施設マネジメントについての職員研修を行ったほか、令和 3 年度には公共施設等総合管理計画の改訂に合わせて、職員向け電子掲示板でのシリーズ研修（啓発記事の連載）を行いました。

今年度は、公共施設の在り方と今後のまちづくりについて職員研修を行いました。

令和5年3月

【問合せ先】

旭川市総務部公共施設マネジメント課

〒070-8525

旭川市 6 条通 9 丁目 総合庁舎 6 階

電話 0166-25-9836

Fax 0166-24-7833

E-mail kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp